

孤独・孤立対策の重点計画

令和3年12月28日
孤独・孤立対策推進会議決定

I 孤独・孤立対策の基本的考え方等

1. 孤独・孤立対策の現状

(1) 我が国における孤独・孤立に関する状況

①新型コロナウイルス感染拡大前の状況

- 我が国においては、平成12(2000)年以降、グローバル化が進む中で、それまで定着していた終身雇用、年功賃金や新卒一括採用等に基づく日本型雇用慣行が変化し、パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者といった非正規雇用労働者が増加するなど、雇用環境が大きく変化してきた。

また、インターネットの普及等に伴う情報通信社会の急速な進展等により、国民の生活環境やライフスタイルは急速に変化してきた。

さらに、人口減少、少子高齢化、核家族化、未婚化・晩婚化、これらを背景とした単身世帯や単身高齢者の増加といった社会環境の劇的な変化が進み、地域社会を支える地縁・血縁といった人と人との関係性や「つながり」は希薄化の一途をたどってきた。

- このような雇用環境・生活環境や家族及び地域社会の変化は、雇用形態の多様化や所得格差の拡大等を背景として、職場内・家庭内・地域内において人々が関わり合いを持つことによって問題を共有しつつ相互に支え合う機会の減少をもたらし、人々が「生きづらさ」や孤独・孤立を感じざるを得ない状況を生む社会へと変化してきたと考えられる。

こうした状況は、例えば、OECDの平成17(2005)年の調査によれば「家族以外の人」との交流がない人の割合が我が国は米国の5倍、英国の3倍高いとされていること等、孤独・孤立に伴う様々な社会問題がこれまで発生してきたことにも表れている。

②新型コロナウイルス感染拡大後の状況

- 令和2(2020)年1月に国内で最初の新型コロナウイルス感染者が確認され、緊急事態宣言の発出による飲食店等に対する休業要請や感染拡大防止対策、外出自粛要請が行われて以降、我が国における人々の生活は一変した。

- 例えば、緊急事態宣言の発出に伴う経済活動の停滞の影響により、休業者の増加だけでなく、それまで増加傾向であった就業者数は女性の非正規雇用労働者を中心に大幅

に減少し、就業者の給与水準は減少傾向となった。それらの結果として、生活の困窮をはじめとした生活に関する様々な不安や悩みを抱える人が増え、相談支援機関への相談件数の増加等が生じることとなった。

- また、感染拡大防止措置の影響により、それまで行政機関や NPO 及び社会福祉法人等(以下「NPO 等」)が各地域で提供してきた、地域の子どもや高齢者等の交流・見守りや支え合いの場、あるいは相談支援を受ける機会等が失われたほか、それらの提供主体の側においても、直接や対面でのコミュニケーションを行いながら支援等が必要な人に対して支援等を行う従前の取組・活動について、休止や手法の変更等を余儀なくされることとなった。

- さらに、外出自粛の影響により、人々が自宅で家族とともに過ごす時間が増加したことは、家族の親密化をもたらす一方で、元々折り合いの良くなかった家族にとっては家族関係の悪化が生じ、閉塞感を感じる人が少なからず存在したことが見込まれる。
このことは、自殺者数は令和2年に総数で前年比 912 人増の 21,081 人(うち、女性は 7,026 人で前年比 935 人増、児童生徒は 499 人で前年比 100 人増で過去最多)となり 11 年ぶりに対前年比で増加したこと、DV 相談件数は令和2年度で 19 万 0,030 件(前年度比 7 万 0,754 件増)となったこと、児童相談所における児童虐待相談対応件数は令和2年度で 20 万 5,044 件(前年比1万 1,264 件増)となったこと、小・中学校における長期欠席者のうち不登校児童生徒は令和2年度で 19 万 6,127 人(前年度 18 万 1,272 人、前年度比 14,855 人増)となったこと等の要因の一つとも考えられる。

- 我が国の社会生活を一変させた新型コロナウイルス感染拡大は、それまでの社会環境の変化等により孤独・孤立を感じやすくなっていた社会において内在していた孤独・孤立の問題を顕在化させ、あるいは一層深刻化させる契機になったと考えられる。

(2)これまでの政府の取組

- 新型コロナウイルス感染拡大の影響が長期化することにより、孤独・孤立の問題がより一層深刻な社会問題となっていることを受けて、政府においては、令和3年2月に孤独・孤立対策担当大臣を指名して同大臣が司令塔となり、内閣官房に孤独・孤立対策担当室を立ち上げ、政府一丸となって孤独・孤立対策に取り組むこととした。

- 政府においては、令和3年3月以降、孤独・孤立対策担当大臣を議長とし、全省庁の副大臣で構成する「孤独・孤立対策に関する連絡調整会議」¹を定期的で開催し、3つのタス

¹ 令和3年 12 月に「孤独・孤立対策に関する連絡調整会議」の名称を「孤独・孤立対策推進会議」へ変更した。

クフォース(ソーシャルメディアの活用、実態把握、孤独・孤立関係団体の連携支援)の立ち上げ、様々なライフステージに応じた孤独・孤立対策の整理及び施策のさらなる充実・強化の検討など、政府全体として総合的かつ効果的な孤独・孤立対策を検討・推進している。

- 令和3年2月には、様々な支援の存在を周知するとともに、感染防止に配慮した形でつながりの活動を展開することが大切であることや、悩んでいる方に向けて、様々な支援策があり、悩みを相談してほしいことなどをメッセージとして発出することを目的として、「孤独・孤立を防ぎ、不安に寄り添い、つながるための緊急フォーラム」を開催し、「つながりを切らないために、感染防止に配慮した形でつながりの活動を展開していくことが大切である」、「躊躇せずに、悩みを相談してほしい」等のメッセージを発出した。

その後、同年6月以降、実際に支援活動に取り組んでいるNPO等の方々などから直接現場の声を聞き、今後の孤独・孤立対策の立案に活かす目的で、「孤独・孤立に関するフォーラム」を計10回開催した。

- 令和3年3月には、「新型コロナに影響を受けた非正規雇用労働者等に対する緊急対策関係閣僚会議」を開催し、生活支援等・自殺防止対策など、孤独・孤立対策に取り組むNPO等に対する約60億円の緊急支援を行うこととした。

また、同年3月には、女性の相談支援、子供の居場所づくり事業を活用した「生理の貧困」への対応を公表したほか、同年4月には、緊急支援策のパンフレット「孤独・孤立対策に取り組むNPO等の皆様へ」、「検索サービスにおける子どもを主な対象とした検索連動窓口案内の強化について」及び国の災害用備蓄食品の有効活用についての公表を行った。

- 令和3年5月には、孤独や孤立で悩んでいる方への担当大臣メッセージを公表した。また、同年6月には、日英の孤独担当大臣会合を実施し、「日英二国間会合の定期開催」「実態把握と政策に関する知見の共有」「日英両国及び世界への取組の発信」を内容とする共同メッセージを公表した。

- 令和3年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2021」(令和3年6月18日閣議決定)においては、孤独・孤立対策の基本的な方向性が盛り込まれるとともに、関連する分野・施策との連携に留意しつつ、孤独・孤立対策の重点計画を年内に取りまとめることとした。

- 令和3年7月には、孤独・孤立対策担当大臣と欧州委員会副委員長との会談を実施し、「孤独・孤立対策においては人と人との絆が重要であること、このための地域づくりや社会全体の連帯の醸成が必要であることについて、知見や政策を共有する」こと及び「孤

独・孤立の実態把握に関する知見を共有し、データに基づく政策を展開する」ことを内容とした、孤独・孤立に関する日・EU 共同発表を行った。

- 令和3年8月の令和4年度概算要求においては、①孤独・孤立に陥っても支援を求める声を上げやすい社会とすること、②状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげること、③見守り・交流の場や居場所づくりを確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを推進すること、④孤独・孤立対策に取り組む NPO 等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO 等の連携を強化することを柱として、孤独・孤立対策の各種施策を展開することとした。
- 孤独・孤立に関する各種支援制度や相談先を一元化して情報発信するホームページを作成し、18 歳以下向けのホームページを令和3年8月に先行公開した後、一般向けのホームページを同年11月に公開した。
- 令和3年9月には、全国的に NPO 等支援を行う中間支援団体、分野ごとの全国団体等が有志で集まり、補助金活用等の情報共有や専門職としての人材育成、現場の視点に立った政策提言等を連携して実施する場を持つため、孤独・孤立対策連携プラットフォーム(仮称)準備会合を開催した。準備会合では、年度内の設立を目指し、参加団体と議論を深め、プラットフォームの役割・あり方を検討することとしている。

2. 孤独・孤立対策の基本理念

(1) 孤独・孤立双方への社会全体での対応

- 孤独・孤立は、人生のあらゆる場面において誰にでも起こり得るものであり、支援を求める声を上げることや人に頼ることは自分自身を守るために必要であって批判されるべきものではない。

また、孤独・孤立は、当事者²個人の問題ではなく、社会環境の変化により当事者が孤独・孤立を感じざるを得ない状況に至ったものである。孤独・孤立は当事者の自助努力に委ねられるべき問題ではなく、現に当事者が悩みを家族や知人に相談できない場合があることも踏まえると、孤独・孤立は社会全体で対応しなければならない問題である。

² 孤独・孤立の問題を抱えている、あるいは孤独・孤立に至りやすいと現在一定程度認識されている当事者として、例えば、生活困窮状態の人、ひきこもりの状態にある人、メンタルヘルスの問題を抱える人、妊娠・出産期の女性、子育て期の親、ひとり親、新型コロナウイルス感染拡大に起因する不本意な退職や収入減など様々な困難や不安を抱える女性、DV 等の被害者、子ども・若者、学生、不登校の児童生徒、中卒者や高校中退者で就労等をしていない人、独居高齢者、求職者、中高年者、社会的養護出身の人、非行・刑余者、薬物依存等を有する人、犯罪被害者、被災者、心身の障害あるいは発達障害等の障害のある人や難聴等の人、難病等の患者、外国人、在外邦人、ケアラー、LGBTQ の方等が考えられる。ただし、孤独・孤立は誰にでも起こり得ることから、孤独・孤立対策はすべての国民が対象となる。

○ 「人間関係の貧困」とも言える孤独・孤立の状態は、「痛み」や「辛さ」を伴うものであり、心身の健康面への深刻な影響³や経済的な困窮等の影響も懸念されており、孤独・孤立は命に関わる問題であるとの認識が必要である。

○ 一般に、「孤独」は主観的概念であり、ひとりぼっちと感じる精神的な状態を指し、寂しいことという感情を含めて用いられることがある⁴。他方、「孤立」は客観的概念であり、社会とのつながりや助けのない又は少ない状態を指す。

概念は異なるが相互に関連する「孤独」と「孤立」の問題としては、

- ・ 社会とのつながりが少なく「孤立」しており、不安や悩み、寂しさを抱えて「孤独」である場合がある
- ・ 社会とのつながりが一定程度あり「孤立」していないが、不安や悩み、寂しさを抱えて「孤独」である場合がある
- ・ 社会とのつながりが少なく「孤立」しているが、不安や悩み、寂しさを抱えていないため「孤独」でない場合もある(ただしその場合でも、家族など周りの方が困難を抱えている場合も想定される)

が考えられるが、孤独・孤立に関して当事者や家族等⁵が置かれる具体的な状況は多岐にわたり、孤独・孤立の感じ方・捉え方も人によって多様である。

○ 多様な形がある孤独・孤立の問題については、孤独・孤立の一律の定義の下で所与の枠内で取り組むのではなく、孤独・孤立双方を一体として捉え、当事者や家族等の状況等に応じて多様なアプローチや手法により対応することが求められる。

また、社会からの孤立がセルフネグレクトや社会的排除を生むという「負の連鎖」を断ち切る観点からも取組を進めることが求められる。

一方、主観や感情に関わる「孤独」の問題への対応については、個人の内心に関わる点に留意しつつ、問題の状況に応じて必要な対応は当然行うことが求められる。

○ 政府の孤独・孤立対策においては、以上に留意し、当事者や家族等が「望まない孤独」⁶及び「孤立」を対象として、その実態や当事者・家族等のニーズに応じた施策を有機的に連関させて取組を進める。

○ 孤独・孤立対策においては、孤独・孤立の問題やそれらから生じ得るさらなる問題に至らないようにする「予防」の観点が必要であるとともに、孤独・孤立に悩む状態に至っても

³ 英国では、孤独は肥満や認知症、高血圧のリスクを高める等の健康被害をもたらす、社会的なつながりが弱いと1日15本の喫煙と同程度の健康への悪影響がある、社会的孤立は健康格差に影響を与えるとの研究がある。

⁴ 英国における「孤独」の定義は「交友関係の欠如や喪失という主観的で好ましくない感情。現在有する社会的関係の量や質と望んでいる社会的関係の量や質との間にミスマッチがある時に生じる。」とされている。

⁵ 「家族等」には、例えば当事者の友人・知人が含まれる。

⁶ 以下、本重点計画で「孤独」と表記する場合は、「望まない孤独」のことを言う。なお、「望まない孤独」であるか否かの判断には慎重さが求められることに留意が必要である。

可能な限り速やかに当事者の望む状態に戻れるように取り組むことが重要である。また、「予防」の観点からも当事者や家族等が支援を求める声を上げやすい社会にするためには、社会福祉や公的扶助に対する社会の理解が必要となる。

政府の孤独・孤立対策においては、以上に留意し、「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、さらには「誰もが自己存在感・自己有用感を実感できるような社会」「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指して取り組むとともに、「予防」の観点からの具体的な施策の在り方を検討する。

- 政府において孤独・孤立に関する実態の把握を今後行う中で本重点計画を策定するが、実態把握の調査結果を踏まえて、また、孤独・孤立に関連するデータや学術研究の利活用も進めて、本重点計画を含む施策の点検や評価を行い、施策を一層推進する。

(2) 当事者や家族等の立場に立った施策の推進

- 人生のあらゆる場面において誰にでも起こり得る孤独・孤立の問題は、人生のどの場面で発生したかや当事者の属性・生活環境等によって多様である。

また、孤独・孤立の問題を抱える当事者のニーズや生活の基盤をおく地域の実情等も多様であるとともに、当事者の中には支援に当たって配慮すべき事情を抱える方も存在する。また、当事者の家族等が困難を抱えている場合も存在する。

- 政府の孤独・孤立対策においては、以上に留意し、まずは当事者の目線や立場に立って、孤独・孤立を生む要素が複合的に絡み合った困難な課題を含め、当事者一人ひとりのライフステージや属性・生活環境、多様なニーズや配慮すべき事情等を理解した上で、施策を推進する。また、その時々での当事者の目線や立場に立って、切れ目がなく息の長い、きめ細かな施策を推進する。

加えて、孤独・孤立の問題を抱える当事者の家族等も含めて支援する観点からの施策を推進する。

(3) 人と人との「つながり」を実感できるための施策の推進

- 人々に行動制限をもたらした新型コロナウイルス感染拡大のみならず、1995年の阪神・淡路大震災や2011年の東日本大震災をはじめとして全国各地で発生した自然災害は、人と人との「つながり」の重要性を再認識させる契機となった。また、地域で失われた人と人との「つながり」を再構築するためには、関係行政機関(特に地方自治体)のみならず、NPO等の民間法人の現場レベルでの取組や活動も必要かつ重要であることを再認識した。

- 現行の社会保障制度が現金給付や現物給付を中心とする中で、孤独・孤立の問題を抱える当事者や家族等の精神的な支援の充実も重要である。

政府の孤独・孤立対策においては、孤独・孤立の問題を抱える当事者や家族等を支援の場や疎外感が強い関係に形式的につながることでは十分でなく、当事者や家族等が相談できる誰かや信頼できる誰かと対等につながっているという形で人と人との「つながり」を実感できることが重要であり、このことは孤独・孤立の問題の解消にとどまらずウェルビーイング(Well-being、人の幸福感)の向上にも資するという考え方の下で、施策を推進する。

- 孤独・孤立の問題が顕在化する前の「予防」的な対応、関連する分野や因果関係が多岐にわたる問題への対応、行政の施策や取組に積極的にアクセスしない者への対応は、行政による政策的な対処のみでは困難又はなじみづらい場合がある。このため、孤独・孤立対策は、行政と民間が連携して取り組むことが必要不可欠である。また、孤独・孤立の問題の「予防」の観点からは、社会福祉や公的扶助をはじめとする施策にアクセスしやすくすることも必要である。

地域によって社会資源の違いがある中で、孤独・孤立の問題を抱える当事者や家族等を支援するため、行政・民間の各種施策・取組(公的支援施策や関連する行政計画等、行政を補う民間の取組等)について、有機的な連携及び充実を図る。

支援者である関係行政機関(特に基礎自治体)において、既存の取組も活かして、縦割りの制度に横串を刺して分野横断的な対応が可能となる孤独・孤立対策の推進体制を整備した上で、すべての都道府県及び市区町村に設置されている社会福祉協議会や、地域運営組織等の住民組織とも協力しつつ、NPO等の民間法人との間で相互に密接な連携を図ることにより、安定的・継続的に施策を展開する。

3. 孤独・孤立対策の基本方針

(1) 孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする

① 孤独・孤立の実態把握

孤独・孤立対策における各種施策の効果的な実施、施策の実施状況の評価・検証、施策の在り方の検討、これらの実施に当たって必要となる関係者との情報共有に資するよう、孤独・孤立に関する実態の把握を推進する。併せて、孤独・孤立に関連するデータや学術研究の蓄積・整備を推進する。

また、実態把握の調査結果を踏まえ、孤独・孤立に至る要因を分析し、孤独・孤立の問題やそれらから生じ得るさらなる問題に至らないようにする「予防」の観点からの施策の在り方について検討する。

②支援情報が網羅されたポータルサイトの構築、タイムリーな情報発信

孤独・孤立の問題を抱える当事者や家族等へ孤独・孤立に関する支援の情報を網羅的かつタイムリーに届けられるよう、ポータルサイト・SNSによる継続的・一元的な情報発信、24時間対応の相談体制の整備、各種支援施策につなぐワンストップの相談窓口（電話、SNS等）の整備、プッシュ型の情報発信等により、孤独・孤立に関する情報へのアクセスの向上を推進する。

③声を上げやすい環境整備

孤独・孤立は、人生のあらゆる場面において誰にでも起こり得るものである。しかし実際には、孤独・孤立に至っていても「他人や制度に頼りたくない、迷惑をかけたくない」あるいは「他人に知られたくない」等の「ためらい」や「恥じらい」の感情により支援を受けていない方がいる。また、基本的に「申請主義」である制度の下で「支援制度を知らない。自分が支援対象に該当するとは思わなかった。」等の理由により支援を受けていない方もいる。さらに、孤独・孤立に至っている当事者の家族等が困難を抱えている場合も存在する。

このため、孤独・孤立の問題を抱える当事者が支援を求める声を上げやすい、あるいは周りの方が気づきや対処をできる（声を聞ける・拾える、声をかけやすい）ような環境を整えることが求められる。

支援を求める声を上げること、人に頼ること、誰かに早く相談することは、良いことであり、自分自身を守るためにも社会や地域のためにも必要であり、この時代には当然である。こうしたことを含め、孤独・孤立や「共に生きる」について国民一人ひとりの理解・意識や機運を社会全体で醸成して高めていけるよう、また、当事者や周りの方が支援を求める声を上げやすくなるとともに広く支援制度を知ることができるよう、情報発信・広報及び普及啓発、制度の検証、幼少期から「共に生きる力」を育む教育⁷を推進する。さらに、アウトリーチ型支援を含めた当事者への働きかけや「伴走型」の支援を推進する。

(2)状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる

①相談支援体制の整備（電話・SNS相談の24時間対応の推進等）

孤独・孤立の問題を抱える当事者や家族等が、一人ひとりの多様な事情やニーズ等の状況に合わせて、切れ目がなく、息の長い、きめ細かな相談支援を受けられるよう、全国において、各種相談支援制度の有機的な連携や各相談支援機関の対等な連携による包括的な相談支援体制の整備をさらに推進するとともに、電話・SNSのそれぞれの特性を踏まえた24時間対応の相談など多元的な相談支援体制の整備を推進する。

⁷ 多様な人や地域と関わって多様な生き方を認め合うことを理解する体験、自尊尊重のコミュニケーションスキルを育む機会、社会保障についてその活用方法を含めて知る機会、地域福祉を学ぶ機会を学校教育の場で設けることを言う。

また、当事者や家族等を取り巻く多様な人が関わりつつ専門職も強みを発揮する発展的な相談支援の体制整備を推進する。

さらに、ワンストップの相談窓口等の一元的な相談支援体制及び相談と支援をつなぐ体制の整備を検討する。

②人材育成等の支援

孤独・孤立の問題を抱える当事者や家族等に対して、一人ひとりの相談時の心理的負担に留意しつつ多様な状況に即した充実した相談支援を行えるよう、関係機関において孤独・孤立に係る相談支援に当たる人材の確保(就労環境の改善を含む)、育成及び資質の向上を推進する。その際、福祉・保健・教育等の複数の分野にわたる専門的知識を習得できるような工夫(複数分野の資格の取得を含む)も求められる。

また、相談支援に当たる人材の心理的負担の軽減に資するよう、相談支援に当たる人材への支援を推進する。

(3)見守り・交流の場や居場所づくりを確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う

①居場所の確保

人と人との交流を目的として多様な「つながり」の場となる居場所の確保は、人生のライフステージの段階や属性に応じて孤独・孤立の問題を抱える当事者にとっては、身近な地域における人との「つながり」や自身の役割を持つ場となり、相談等の場にもなるとともに、地域コミュニティの形成・維持にも資するものである。このような多様な各種の「居場所」づくりや担い手の増大を図る取組を推進する。併せて、NPO等が利用しやすい支援の在り方を検討する。

また、孤独・孤立対策においては、こうした各種の「つながり」の場づくりそのものを施策として評価するとともに、その効果的な運用を推進するものとする。

②アウトリーチ型支援体制の構築

孤独・孤立の問題を抱えているが支援を求める声を上げることができない当事者や家族等を支援につなげることができるよう、その意向や事情にも配慮したアウトリーチ型の支援を推進する。併せて、NPO等が利用しやすい支援の在り方を検討する。

③保険者とかかりつけ医等の協働による加入者の予防健康づくりの推進等

かかりつけ医等と医療保険者が協働し、医療保険の加入者の健康面や社会生活面の課題について情報共有しながら、加入者の重症化予防に必要な栄養指導等の保健指導の実施や地域社会で行っている相談援助等の活用を進めることで、加入者の健康面及

び社会生活面の課題を解決するための取組(いわゆる「社会的処方」の活用)を推進する。

併せて、社会生活面の課題解決の観点や社会的・地域的課題への対応等の観点から公的施設等を活用する取組や情報発信を推進する。

④地域における包括的支援体制の推進

孤独・孤立の問題を抱えている、あるいは孤独・孤立に至りやすい当事者や家族等に対して、地域の専門職等による継続的支援及び必要時の緊急的支援、当事者自らが選択して自らの役割を見出せる場となる地域コミュニティへつなぐ支援(総合相談、ケース会議、就労支援、出所者支援等)やコミュニティ(職場・世帯)間移動の支援(転職支援、職業訓練、DV被害者支援、若年女性支援等)等を行う各種制度での対応(前述の相談支援体制、居場所づくり、アウトリーチ型支援等を含む)を推進する。

また、地域の関係者⁸が連携・協力しつつ、福祉と教育の連携(例えば、子どもが通う学校を起点・拠点として問題を早期に把握して地域での支援へつなぐ仕組み)、福祉と保健医療、雇用・就労、住まいとの連携など各分野の取組を有機的に連携させて分野横断的に、当事者を中心に置いた包括的支援体制を推進する。併せて、そのような連携のもと、住まいのセーフティネットについて、その強化を含め在り方を検討する。

さらに、地域において当事者を包括的に支える支援体制を構築するため、重層的支援体制整備事業の活用をはじめ、小学校区や自治会等の地域の実情に応じた単位で人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを推進する。併せて、社会教育を通じて人と人との「つながり」を実感できる地域づくりも推進する。

(4)孤独・孤立対策に取り組む NPO 等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO 等の連携を強化する

①孤独・孤立対策に取り組む NPO 等の活動へのきめ細かな支援

孤独・孤立対策の推進に当たって、孤独・孤立の問題を抱える当事者への支援を行う NPO 等は重要かつ必要不可欠であることから、孤独・孤立対策に取り組む NPO 等の活動(人材育成を含む)に対して安定的・継続的にきめ細かな支援を行う。

②NPO 等との対話の推進

孤独・孤立対策が当事者や家族等のニーズ等に即してより効果的なものとなるよう、NPO 等との対話(現場の実態等に関する情報の共有、提言等の施策への反映)により、官・民一体で孤独・孤立対策の取組を推進する。

⁸ 保健・医療・福祉等の専門機関、社会福祉法人、社会福祉協議会、NPO、住民組織、民生委員・児童委員、保護司、ゲートキーパー(自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人)、ボランティア等を言う。

また、NPO 等が当事者や家族等への支援を進めるに当たって必要な場合には、その意向にも配慮しつつ、個人情報の取扱い(NPO 等の支援先となる者の個人情報をその同意の下で行政と NPO 等が共有すること等)に関する先行事例等の情報について、NPO 等や地方自治体への提供・共有を行う。

③連携の基盤となるプラットフォームの形成支援

孤独・孤立の問題に対して NPO 等の支援機関単独では対応が困難な実態があることを踏まえ、民・民及び官・民・NPO 等の取組の連携強化の観点から、まずは各種相談支援機関や NPO 等の連携の基盤となる全国的なプラットフォームの形成を支援することにより、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりや社会全体の機運の醸成を図りつつ、官・民一体で孤独・孤立対策の取組を推進する。

④行政における孤独・孤立対策の推進体制の整備

孤独・孤立の問題への対応や官・民・NPO 等の連携を円滑に進める観点から、地方自治体(特に基礎自治体)における既存の取組も活かした孤独・孤立対策の推進体制(縦割りの制度に横串を刺して分野横断的な対応が可能となる体制)の整備を促進する。

また、地方自治体における体制整備や、地域の実情に応じた施策の展開・底上げを支援するため、地方自治体に対し、政府の孤独・孤立対策に関する施策や先行事例・好事例等の情報の提供・共有を行う。

4. 孤独・孤立対策の施策の推進

- 本重点計画は、政府において、社会環境の変化に応じて長期的視点に立って孤独・孤立の問題に対処することとしつつ、今後重点的に取り組む孤独・孤立対策の具体的施策をとりまとめたものである。

関係府省は、本重点計画の各施策それぞれの目標の達成に向けて、着実に取組を進めることとする。

- 政府の孤独・孤立対策は、本重点計画の基本理念及び基本方針に基づき、関係府省及び NPO 等が連携して幅広い具体的な取組を総合的に実施することとする。

また、孤独・孤立に関する実態把握の調査結果、新たな知見及び関係者の意見等も踏まえて、関係府省において事業の使いやすさの改善に努めるとともに、事業展開にさらなる検討を加えていくこととする。

特に、孤独・孤立対策に取り組む NPO 等の活動への支援については、当面、令和 3 年 3 月の緊急支援策で実施した規模・内容について、強化・拡充等を検討しつつ、各年度継続的に支援を行っていくこととする。

- 令和3年2月より政府として取り組んでいる孤独・孤立の問題については、今後、実態の把握や NPO 等の関係者との意見交換に加え、孤独・孤立に関連する学術研究も進展することが期待される。こうした状況を踏まえて、本重点計画についても不断に検討を行っていく必要がある。

こうした観点から、政府においては、実態把握の調査結果を踏まえて、また、現場のデータを収集して利活用するための体制整備を検討しつつ孤独・孤立に関連するデータや学術研究も利活用して、毎年度、本重点計画の各施策の実施状況の評価・検証を行う。併せて、毎年度を基本としつつ必要に応じて、本重点計画全般の見直しの検討を行う。また、これらを行う際には、「孤独・孤立対策推進会議」及び「孤独・孤立対策の重点計画に関する有識者会議」における審議等を行うこととする。

II 具体的施策

(1) 孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする

① 孤独・孤立の実態把握

- ・孤独・孤立の実態把握【内閣官房】・・・・・・・・・・・・・21
- ・子供・若者の行動・意識に関する実態の把握【内閣府】・・・・・・・・・・・・・22
- ・在留外国人に対する基礎調査【法務省】・・・・・・・・・・・・・23
- ・関係者ヒアリングの実施【法務省】・・・・・・・・・・・・・24

② 支援情報が網羅されたポータルサイトの構築、タイムリーな情報発信

- ・孤独・孤立対策用ホームページの充実【内閣官房】・・・・・・・・・・・・・25
- ・ソーシャルメディアとの連携による孤独・孤立対策の情報発信【内閣官房、総務省、厚生労働省、文部科学省】・・・・・・・・・・・・・26
- ・支援情報検索サイトの運用、自殺対策に係る広報の制作・実施業務【厚生労働省】・・・・・・・・・・・・・27
- ・民間ボランティアである保護司等による刑務所出所者等への支援等【法務省】・・・・・・・・・・・・・28
- ・在留外国人に対する情報提供等【法務省】・・・・・・・・・・・・・30

③ 声を上げやすい環境整備

- ・孤独・孤立対策用ホームページの充実【内閣官房】（前出（1）②：P.25）
- ・ソーシャルメディアとの連携による孤独・孤立対策の情報発信【内閣官房、総務省、厚生労働省、文部科学省】（前出（1）②：P.26）
- ・支援情報検索サイトの運用、自殺対策に係る広報の制作・実施業務【厚生労働省】（前出（1）②：P.27）
- ・児童生徒の自殺予防【文部科学省】・・・・・・・・・・・・・31
- ・人権相談（子どもの人権SOSミニレター、女性の人権ホットライン、外国人の人権問題対策）【法務省】・・・・・・・・・・・・・32
- ・人権啓発活動の充実【法務省】・・・・・・・・・・・・・33
- ・生活困窮者等に対する電話相談等の実施【厚生労働省】・・・・・・・・・・・・・34
- ・保護観察対象者等の特性に応じた指導及び支援の充実強化【法務省】・・・・・・・・・・・・・35

・医療観察対象者の社会復帰を促進するための地域処遇等の充実強化

- 【法務省】・・・・・・・・・・・・・36
- ・新型コロナウイルス感染症の影響による特例措置等【法務省】・・・・・・・・・・・・・37
- ・困難を抱える在外邦人に対するきめ細やかな支援の充実【外務省】・・・・・・・・・・・・・38
- ・個別労働紛争対策の推進【厚生労働省】・・・・・・・・・・・・・39

(2) 状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる

① 相談支援体制の整備（電話・SNS相談の24時間対応の推進等）

- ・ひとり親家庭への支援【厚生労働省】・・・・・・・・・・・・・40
- ・児童生徒における重大ないじめ対策の推進【文部科学省】・・・・・・・・・・・・・42
- ・児童生徒の自殺予防【文部科学省】（前出（1）③：P.31）
- ・不登校児童生徒への支援の推進【文部科学省】・・・・・・・・・・・・・43
- ・人権相談（子どもの人権SOSミニレター、女性の人権ホットライン、外国人の人権問題対策）【法務省】（前出（1）③：P.32）
- ・妊娠前から子育て期にわたる切れ目のない支援【厚生労働省】・・・・・・・・・・・・・44
- ・無戸籍者問題解消事業【法務省】・・・・・・・・・・・・・46
- ・学生のメンタルヘルスケア支援等【文部科学省】・・・・・・・・・・・・・47
- ・フリーランスに係る相談支援及び周知広報【厚生労働省】・・・・・・・・・・・・・48
- ・求職者への就職支援の充実【厚生労働省】・・・・・・・・・・・・・49
- ・障害者相談支援体制の充実・強化【厚生労働省】・・・・・・・・・・・・・51
- ・行政相談における孤独・孤立対策関係機関等との連携等支援【総務省】・・・・・・・・・・・・・52
- ・自殺対策の取組の強化【厚生労働省】・・・・・・・・・・・・・53
- ・生活困窮者等に対する電話相談等の実施【厚生労働省】（前出（1）③：P.34）
- ・国家公務員の心の健康づくり【内閣官房】・・・・・・・・・・・・・54
- ・防衛省・自衛隊におけるカウンセリング・相談体制の充実【防衛省】・・・・・・・・・・・・・55
- ・こころの健康相談室の運営【人事院】・・・・・・・・・・・・・57
- ・地方公務員のメンタルヘルス対策に対する支援【総務省】・・・・・・・・・・・・・58
- ・DV被害者等支援【内閣府】・・・・・・・・・・・・・59
- ・性犯罪・性暴力被害者等支援【内閣府】・・・・・・・・・・・・・60
- ・犯罪被害者等支援の推進【警察庁】・・・・・・・・・・・・・62
- ・外国人受入環境整備交付金による一元的相談窓口への支援【法務省】・・・・・・・・・・・・・64
- ・FRESCOヘルプデスクの運用【法務省】・・・・・・・・・・・・・65

②人材育成等の支援

- ・児童生徒における重大ないじめ対策の推進【文部科学省】
（前出（2）①：P. 42）
- ・児童生徒の自殺予防【文部科学省】（前出（1）③：P. 31）
- ・不登校児童生徒への支援の推進【文部科学省】（前出（2）①：P. 43）
- ・自殺対策の取組の強化【厚生労働省】（前出（2）①：P. 53）
- ・精神疾患の予防や早期介入の促進【厚生労働省】
- ・防衛省・自衛隊におけるカウンセリング・相談体制の充実【防衛省】
（前出（2）①：P. 55）
- ・防衛省・自衛隊におけるメンタルヘルス教育の強化【防衛省】
- ・生活困窮者自立支援制度人材養成研修【厚生労働省】
- ・重層的支援体制整備事業の従事者への研修の実施【厚生労働省】
- ・社会福祉士及び精神保健福祉士の養成【厚生労働省】
- ・ひきこもり地域支援センター職員に対する研修の実施【厚生労働省】
- ・身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への円滑な医療提供支援【厚生労働省】

③関連施策の推進

- ・結婚、子育てに関する地方公共団体の取組に対する支援【内閣府】
- ・妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援【厚生労働省】
（前出（2）①：P. 44）
- ・男性の育児休業取得促進【厚生労働省】
- ・求職者への就職支援の充実【厚生労働省】（前出（2）①：P. 49）
- ・職場のメンタルヘルスに関する総合的な情報提供、相談対応【厚生労働省】
- ・事業場における産業保健活動の支援【厚生労働省】
- ・職場等での心の健康保持増進を目指した介入のエビデンス構築【経済産業省】

(3) 見守り・交流の場や居場所づくりを確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う

①居場所の確保

- ・子供の居場所づくりに取り組む地方公共団体の支援【内閣府】

- ・社会的養護における自立支援の充実【厚生労働省】
- ・ひとり親家庭への支援【厚生労働省】（前出（2）①：P. 40）
- ・地域における子育て世帯への支援【厚生労働省】
- ・生活保護世帯を含む生活困窮世帯の子どもへの学習・生活支援【厚生労働省】
- ・フードバンク活動の推進【農林水産省】
- ・国が保有する災害用備蓄食品の子供食堂やフードバンク団体等への提供【消費者庁・農林水産省】
- ・政府備蓄米の無償交付【農林水産省】
- ・地域における共食の推進【農林水産省】
- ・国産農林水産物等の新たな販路開拓の推進【農林水産省】
- ・不登校児童生徒への支援の推進【文部科学省】（前出（2）①：P. 43）
- ・高齢者の通いの場の継続・再開【厚生労働省】
- ・家族介護者の交流会の開催支援【厚生労働省】
- ・認知症カフェの普及・促進【厚生労働省】
- ・全世代・全員活躍型「生涯活躍のまち」の推進【内閣官房】
- ・地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する調査研究事業、地方財政措置【総務省】
- ・生活困窮者支援等のための地域づくりの推進【厚生労働省】
- ・孤独・孤立の問題を抱える住宅確保要配慮者に対する居住支援活動や居住環境における交流創出に対する支援【国土交通省】
- ・地域における包括的な支援体制の推進【厚生労働省】
- ・ひきこもり支援の推進【厚生労働省】
- ・DV被害者等の緊急・一時的避難措置【警察庁】
- ・被災地見守り・相談支援の推進【復興庁、厚生労働省】
- ・非行少年を生まない社会づくり【警察庁】
- ・刑務所出所者等の就労・住居・相談先の確保【法務省】
- ・刑務所出所者等に対する福祉的支援等の実施【法務省】
- ・保護観察対象者等の特性に応じた指導及び支援の充実強化【法務省】
（前出（1）③：P. 35）
- ・民間ボランティアである保護司等による刑務所出所者等への支援等【法務省】
（前出（1）②：P. 28）

②アウトリーチ型支援体制の構築

- ・孤独・孤立の実態把握【内閣官房】（前出（1）①：P. 21）
- ・こどもに関する情報・データ連携による支援の推進【デジタル庁、内閣官房、内閣府、文部科学省、厚生労働省】（前出（1）①：P. 102）
- ・地域における家庭教育支援【文部科学省】（前出（1）①：P. 103）
- ・地域若者サポートステーションの周知・広報の充実等【厚生労働省】（前出（1）①：P. 104）
- ・地域における子供・若者の育成支援【内閣府】（前出（1）①：P. 105）
- ・地域包括支援センターの運営【厚生労働省】（前出（1）①：P. 107）
- ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進【厚生労働省】（前出（1）①：P. 108）
- ・地域おこし協力隊の強化【総務省】（前出（1）①：P. 109）
- ・関係人口の創出・拡大【総務省】（前出（1）①：P. 110）
- ・地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する調査研究事業、地方財政措置【総務省】（前出（3）①：P. 91）
- ・集落ネットワーク圏の推進【総務省】（前出（3）①：P. 111）
- ・集落支援員の活用による集落対策の推進【総務省】（前出（3）①：P. 112）
- ・原発避難者特例法に基づく避難先での行政サービス提供及び地方自治体が行う原発避難者特例法上の指定市町村と避難住民等との関係の維持に資する事業に対する震災復興特別交付税措置【総務省】（前出（3）①：P. 113）
- ・高齢者等に向けたデジタル活用支援の推進【総務省】（前出（3）①：P. 114）
- ・生活困窮者支援等のための地域づくりの推進【厚生労働省】（前出（3）①：P. 92）
- ・自立相談支援機関における包括的な支援の強化【厚生労働省】（前出（3）①：P. 115）
- ・困窮者のデジタル利用の把握、支援策の検討【厚生労働省】（前出（3）①：P. 116）
- ・地域における包括的な支援体制の推進【厚生労働省】（前出（3）①：P. 94）
- ・ひきこもり支援の推進【厚生労働省】（前出（3）①：P. 95）
- ・農福連携の推進【農林水産省】（前出（3）①：P. 117）
- ・被災地見守り・相談支援の推進【復興庁、厚生労働省】（前出（3）①：P. 97）
- ・災害公営住宅等におけるコミュニティの形成支援【復興庁】（前出（3）①：P. 118）
- ・被災者の生きがいづくり等に資する活動支援【復興庁】（前出（3）①：P. 119）
- ・犯罪被害者等支援の推進【警察庁】（前出（2）①：P. 62）
- ・高齢者、障害者や孤独・孤立した消費者等の見守り活動等の推進の充実【消費者庁】（前出（3）①：P. 120）

③保険者とかかりつけ医等の協働による加入者の予防健康づくりの推進等

- ・保険者とかかりつけ医等の協働による加入者の予防健康づくりの推進【厚生労働省】（前出（3）②：P. 121）
- ・博物館を活用した社会包摂に関する取組への支援【文部科学省】（前出（3）②：P. 122）
- ・「つながりの場所」としての自然公園の活用【環境省】（前出（3）②：P. 123）

④地域における包括的支援体制の推進

- ・地域における子ども見守り体制の強化【厚生労働省】（前出（3）②：P. 124）
- ・児童相談所の体制整備等による相談体制の強化【厚生労働省】（前出（3）②：P. 125）
- ・フールドライプの推進【環境省】（前出（3）②：P. 126）
- ・中卒者や高校中退者への学習支援【文部科学省】（前出（3）②：P. 127）
- ・地域における効果的な熱中症予防対策の推進【環境省】（前出（3）②：P. 128）
- ・地域における子供・若者の育成支援【内閣府】（前出（3）②：P. 105）
- ・ヤングケアラーの支援に関する取組【厚生労働省】（前出（3）②：P. 129）
- ・地域包括支援センターの運営【厚生労働省】（前出（3）②：P. 107）
- ・障害者相談支援体制の充実・強化【厚生労働省】（前出（2）①：P. 51）
- ・成年後見制度の利用促進【厚生労働省】（前出（2）①：P. 131）
- ・社会福祉士及び精神保健福祉士の養成【厚生労働省】（前出（2）②：P. 70）
- ・民生委員・児童委員活動への支援【厚生労働省】（前出（2）②：P. 132）
- ・社会福祉協議会への支援【厚生労働省】（前出（2）②：P. 133）
- ・生活困窮者支援等のための地域づくりの推進【厚生労働省】（前出（3）①：P. 92）
- ・自立相談支援機関における包括的な支援の強化【厚生労働省】（前出（3）②：P. 115）
- ・生活保護世帯を含む生活困窮者等の住まい対策の推進【厚生労働省】（前出（3）①：P. 134）
- ・生活困窮者の就労準備支援【厚生労働省】（前出（3）①：P. 135）
- ・地域における包括的な支援体制の推進【厚生労働省】（前出（3）①：P. 94）
- ・ひきこもり支援の推進【厚生労働省】（前出（3）①：P. 95）
- ・困難な問題を抱える女性支援【厚生労働省】（前出（3）①：P. 136）
- ・地方公共団体における再犯防止の取組の推進【法務省】（前出（3）①：P. 137）
- ・少年鑑別所（法務少年支援センター）による地域相談活動【法務省】（前出（3）①：P. 138）
- ・高齢又は障害により福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者等の地域生活への定着等の促進【厚生労働省】（前出（3）①：P. 139）

- ・医療観察対象者の社会復帰を促進するための地域処遇等の充実強化【法務省】
（前出（1）③：P. 36）
 - ・高齢者、障害者や孤独・孤立した消費者等の見守り活動等の推進の充実【消費者庁】（前出（3）②：P. 120）
 - ・孤独・孤立に起因する消費者被害の防止等のための啓発【消費者庁】・・・140
 - ・外国人のための日本語教育の推進【文部科学省】・・・141
- ⑤関連施策の推進**
- ・良質な子レワークの導入・定着促進【厚生労働省】・・・143
 - ・職業訓練等の活用促進【厚生労働省】・・・144
 - ・難聴者のための補聴器等の利用による社会参加の推進・・・145
 - ・補装具費支給制度【厚生労働省】
 - ・補聴器販売者の技能向上研修等事業【厚生労働省】
 - ・適切に補聴器を購入・利用するための注意喚起【厚生労働省、消費者庁】
 - ・障害者の日中活動支援や家族等のレスパイト機能の充実【厚生労働省】・・・146
 - ・单身等の障害者の居宅訪問や見守り等の支援の充実【厚生労働省】・・・147
 - ・摂食障害治療における支援体制の整備【厚生労働省】・・・148
 - ・休眠預金等活用制度の活用【内閣府】・・・149
 - ・離婚及びこれに関連する制度の検討【法務省】・・・150

（4）孤独・孤立対策に取り組みNPO等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化する

- ①孤独・孤立対策に取り組みNPO等の活動へのきめ細かな支援**
- ・子供の居場所づくりに取り組みむ地方公共団体の支援【内閣府】
（前出（3）①：P. 78）
 - ・社会的養護における自立支援の充実【厚生労働省】（前出（3）①：P. 79）
 - ・フードバンク活動の推進【農林水産省】（前出（3）①：P. 82）
 - ・地域における共食の推進【農林水産省】（前出（3）①：P. 85）
 - ・国産農林水産物等の新たな販路開拓の推進【農林水産省】
（前出（3）①：P. 86）
 - ・労働者協同組合の設立の支援【厚生労働省】・・・151
 - ・自殺対策の取組の強化【厚生労働省】（前出（2）①：P. 53）

- ・生活困窮者やひきこもり状態にある者等に対する支援活動を実施する民間団体への支援【厚生労働省】・・・152
 - ・孤独・孤立の問題を抱える住宅確保要配慮者に対する居住支援活動や居住環境における交流創出に対する支援【国土交通省】・・・153
 - ・困難や不安を抱える女性へ寄り添った相談支援等に取り組みむ地方公共団体の支援【内閣府】・・・154
 - ・刑務所出所者等の就労・住居・相談先の確保【法務省】（前出（3）①：P. 99）
 - ・民間ボランティアである保護司等による刑務所出所者等への支援等【法務省】
（前出（1）②：P. 28）
 - ・孤独・孤立に起因する消費者被害の防止等のための啓発【消費者庁】
（前出（3）④：P. 140）
- ②NPO等との対話の推進**
- ③連携の基盤となるプラットフォームの形成支援**
- ・孤独・孤立対策連携プラットフォーム（仮称）設立準備【内閣官房】・・・155
- ④関連施策の推進**
- ・就職氷河期世代への支援【内閣官房、内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、人事院】・・・156

(1) 孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする

① 孤独・孤立の実態把握

(3) 見守り・交流の場や居場所づくりを確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う

② アウトリーチ型支援体制の構築

孤独・孤立の実態把握【内閣官房】

ア) 現状

孤独・孤立の実態を把握するため、各府省が実施している孤独・孤立の実態把握に関連する統計調査等の情報を整理・公表するとともに、調査項目の見直し等を推進している。また、孤独・孤立の全体像の概括的把握のための全国調査を令和3年度に実施している。

イ) 課題

現在、我が国における孤独・孤立の実態を的確に把握するための調査方法が確立されていない。このため、孤独・孤立の実態把握の在り方や具体的な把握方法について、引き続き検討することが必要である。

ウ) 目標

全国調査の実施とともに、各府省における関連統計調査等の整理及び調査項目の見直し等の推進等により、我が国における孤独・孤立の実態を的確に把握する。

エ) 対策

我が国における孤独・孤立の実態をよりの確に把握するため、調査方法の改善を継続的に行う。

(1) 孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする

① 孤独・孤立の実態把握

子供・若者の行動・意識に関する実態の把握【内閣府】

ア) 現状

子供・若者(13歳～29歳)の意識に関する調査は、直近では、令和元年度に実施した。また、ひきこもりに関する調査は、子供・若者(15歳～39歳)については平成21年度及び27年度、中高年(40歳～64歳)については平成30年度に実施した。

イ) 課題

子供・若者育成支援推進大綱(令和3年4月)においては、子供・若者の育成支援に資するため、「子供・若者の意識調査等、経年で変化を把握すべき基幹的な調査について、分析をより一層充実させるなどの改善を図りつつ継続実施することとされている。

また、同大綱においては、「多様な指標を参照しつつ、バランスよくWell-beingを高めていくことが求められる」、「自殺やひきこもり等、様々な社会問題の背景として、孤独・孤立の存在が指摘されており、この点を念頭に置いた適切な対応が求められている」等とされている。

ウ) 目標

長期では、「3年ごとに調査を継続実施し、調査分析報告書をとりとめ、広く公表」とし、「調査結果を踏まえた取組の改善・充実による、各調査項目の数値改善」に取り組む。

また、短期(3年ごとの調査実施年度)では、「調査分析報告書の公表」とし、「調査結果を踏まえた取組の改善・充実」に取り組む。

エ) 対策

孤独・孤立や Well-being の観点等も踏まえて調査項目を設定のうえ、これまで別々に実施してきた、ひきこもり等の行動面の調査と、自己肯定感や居場所に関する認識など意識面の調査を、統計法に基づく一般統計調査(標本調査)として、全国の子供・若者世代(10～30代)を対象に総合的に実施するとともに、中高年世代(40～60代)にも同様の調査を行うことにより、多角的に分析を行う(調査名「子供・若者総合調査」)。

- (1) 孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする
① 孤独・孤立の実態把握

在留外国人に対する基礎調査【法務省】

ア) 現状

在留外国人の孤独・孤立に係る実態が十分明らかになっていない。

イ) 課題

在留外国人の孤独・孤立対策に取り組むためには、在留外国人の孤独・孤立に係る実態を的確に把握する必要がある。

ウ) 目標

在留外国人の孤独・孤立の実態を的確に把握し、短期的・中長期的な共生施策の企画・立案・実施に適切に反映させていく。

エ) 対策

在留外国人が抱える社会生活上、日常生活上、職業生活上の問題点を的確に把握するために実施する「在留外国人に対する基礎調査」において、在留外国人の孤独・孤立の実態把握に資する調査項目を盛り込む。

- (1) 孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする
① 孤独・孤立の実態把握

関係者ヒアリングの実施【法務省】

ア) 現状

在留外国人の孤独・孤立の実態を含む幅広い事項を聴取し、共生施策の企画・立案・実施に適切に反映させることを目的として、令和3年2月から8月までに26回実施している。

イ) 課題

在留外国人の孤独・孤立に係る実態を的確に把握する必要がある。

ウ) 目標

在留外国人の孤独・孤立の実態を含む幅広い事項についてヒアリングを実施し、得られた意見のうち、外国人材の受入れ・共生社会のための関係関係会議の下に開催される有識者会議の議論に関するものについては、有識者会議に提供し、議論の充実を図る。

また、在留外国人の孤独・孤立の実態等を把握し、短期的・中長期的な共生施策の企画・立案・実施に適切に反映させていく。

エ) 対策

在留外国人の孤独・孤立の実態を含む幅広い事項についてヒアリングを引き続き実施する。

- (1) 孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする。
- ② 支援情報が網羅されたポータルサイトの構築、タイムリーな情報発信
- ③ 声を上げやすい環境整備

孤独・孤立対策用ホームページの充実【内閣官房】

ア) 現状

内閣官房では、孤独・孤立に伴う悩み等を抱える人が活用しやすいホームページとして、孤独・孤立に関する各種支援制度及び相談先の情報を一元化して紹介する、チャットボットを中心としたホームページを令和3年に構築した。18歳以下向けのホームページは若者の自殺者が多くなる長期休暇明けの前である令和3年8月に公開し、一般向けのホームページは令和3年11月に公開した。

イ) 課題

現在のホームページでは、地方自治体の支援制度等の案内を行うことができている。このため、今後、地方自治体のホームページとの連携を実現させる必要がある。また、本ホームページは公開されたばかりであるため、まだ十分に周知されていないのが現状である。今後さらに本ホームページについて広く周知していくことが課題である。さらに、本ホームページの利用者がチャットボットの窓口で申請をする際に窓口担当者に適切な情報を提供する必要があるが、チャットボットの案内結果は画面上でしか表示されない。このため、利用者が案内結果を紙に印刷して関係機関に提示できるように、本ホームページに機能を追加して利用者の利便性を高めることが課題である。一方、孤独・孤立に陥った時に支援を求める声を上げることができるといった環境整備に寄与する情報発信を強化することも必要である。

ウ) 目標

令和6年度までに本ホームページと全ての地方自治体ホームページとの連携を実現する。このため、令和3年度からデジタル庁との調整を進め、令和4年度を目処として地方自治体への働きかけを実施する。また、ソーシャルメディアや新聞等の各種媒体を活用して、本ホームページの周知・広報を継続的に実施する。さらに、令和3年度中を目途に、チャットボットの案内結果の印刷機能を追加する。

エ) 対策

孤独・孤立対策に関する各種情報を必要な方へタイムリーに提供するため、令和3年にチャットボットを中心としたホームページを構築する。また、ホームページの周知・広報を継続的に行うとともに、地方自治体との連携や機能の追加等によりホームページの充実を行う。

- (1) 孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする。
- ② 支援情報が網羅されたポータルサイトの構築、タイムリーな情報発信
- ③ 声を上げやすい環境整備

ソーシャルメディアとの連携による孤独・孤立対策の情報発信【内閣官房、総務省、厚労省、文科省】

ア) 現状

令和3年3月に関係府省と民間 SNS 事業者から成るタスクフォースを発足し、孤独・孤立対策に関して、SNSを活用したブッシュ型の支援策や相談窓口に関する情報提供や検索連動相談窓口案内に関する有効なキーワードや窓口の追加検討などのアジェンダを設定し、各種アジェンダについて、取りまとめを行う主担当を中心にそれぞれ取組を推進している。

イ) 課題

より効果的な情報発信や、ソーシャルメディアの活用などの課題に対応する必要がある。また、関係省庁、民間事業者横断的な連携をより強化する必要がある。さらに、各アジェンダを継続的な取組とすべく、タスクフォースのあり方を含め関係者で検討を行っていく。

ウ) 目標

各省、各事業者が行っている取組を、一体的な取組として連動させ、継続的なものとする。令和3年度中に実施する「孤独・孤立の実態把握に関する全国調査」により浮かび上がったきた孤独・孤立の概括的な全体像を踏まえ、令和4年度以降は対象や内容を検討し、より効果的な情報発信を行う。

エ) 対策

SNS を活用したブッシュ型の支援策や相談窓口に関する情報提供、検索連動相談窓口案内に関する有効なキーワードや窓口の追加検討、SNS の投稿に着目した自殺防止の検討、対象者別の SNS を活用した相談支援の方策、SNS 及びインターネット利用に関する指導人材の育成を行い、継続的に見直しを行っていく。

- (1) 孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする
- ② 支援情報が網羅されたポータルサイトの構築、タイムリーな情報発信
- ③ 声を上げやすい環境整備

支援情報検索サイトの運用、自殺対策に係る広報の制作・実施業務【厚生労働省】

ア) 現状

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であるという国民の理解を促進し、自殺に対する誤った認識や偏見を払拭すること、相談窓口情報等の分かりやすい発信を目指し、ポスターや動画配信等による普及啓発、インターネット広告などを活用した自殺防止に資する相談窓口の周知を行うほか、悩み別、地域別に相談窓口を検索できる「支援情報検索サイト」を運用している。

イ) 課題

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であるが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現状があり、そうした心情や背景への理解を深める事も含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、社会全体の共通認識となるようにすることが求められている。

ウ) 目標

自殺予防週間や自殺対策強化月間について、国民の3人に2人以上が聞いたことがあるようにする(令和3年度では66.7%を目標値に設定)。
相談窓口情報等のタイムリーな発信として、支援情報検索サイトのアクセス数を令和3年度から5年以内に130,000を目標に運用・周知を実施する。
相談窓口や広報の取組について紹介している厚生労働省特設サイト「まもろうよこころ」のアクセス数を令和3年度に130万回以上とすることを目標に、国民の理解促進や自殺についての誤った認識や偏見を払拭するための広報を目指す。

エ) 対策

自殺予防週間や自殺対策強化月間に合わせ集中的な広報を行い国民の理解の促進を図る。
地域におけるゲートキーパー養成の取組を促進し、必要な基礎的知識の普及を図る。
インターネット広告などを活用した自殺防止の相談窓口の周知を行うほか、悩み別、地域別に相談窓口を検索できる「支援情報検索サイト」の継続的な更新を行い、自殺を考えている方や悩みを抱えた方に必要な情報をタイムリーに提供し悩みを抱えている人を支援する。

- (1) 孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする
- ② 支援情報が網羅されたポータルサイトの構築、タイムリーな情報発信
- (3) 見守り・交流の場や居場所づくりを確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
- ① 居場所の確保

- (4) 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化する
- ① 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動へのきめ細かな支援

民間ボランティアである保護司等による刑務所出所者等への支援等【法務省】

ア) 現状

保護司等の活動拠点として、令和元年度末までに各保護司会に更生保護サポートセンター(全国886か所)を設置している。
また、保護司活動の充実及び負担軽減のため、毎月の報告書の作成・提出や研さん資料の閲覧のための保護司専用HPの開発や、保護司が使用することができるタブレット端末の配布など、保護司活動のICT化を推進している。
さらに、地域の犯罪予防や青少年の健全育成、犯罪者・非行少年の改善更生に協力する女性のボランティア団体である更生保護女性会や、非行少年など様々な立場の少年の立ち直りや健全育成を支援する青年ボランティア団体であるBBS会(Big Brothers and Sisters Movement)といった更生保護関係団体は財政基盤が脆弱であることから、民間資金を活用して犯罪予防や再犯防止に関する活動を行うことができるよう、令和元年度にクラウドファンディング実践マニュアルを作成し、必要な支援を行っている。

イ) 課題

保護司の活動環境を充実させる必要がある。
保護司活動のICT化の更なる推進が必要である。
更生保護女性会やBBS会の活動について、民間資金を活用して、財政基盤を整備していくことが必要である。

ウ) 目標

保護司活動のICT化により活動の充実強化及び保護司の負担軽減を図る。
保護司活動に対する認知度の向上や地方公共団体との連携の強化により、保護司適任者や保護司の活動場所を確保する。
更生保護女性会やBBS会の活動の充実強化及び財政基盤の整備を図る。

エ) 対策

(更生保護サポートセンター)
更生保護サポートセンターは、保護司が駐在し、教育委員会や学校、児童相談所、福祉事務所、社会福祉協議会、警察、ハローワークといった様々な関係機関・団体と協力し、保護観察を受けている人の立ち直り支援や、非行防止セミナー、住民からの非行相談等に対

成しており、引き続き、保護司等を始めとする更生保護ボランティアの活動拠点として有効活用していく。

(保護司の面接場所の拡充)

保護司が、自宅以外で面接することのできる場所を確保できるよう、地方公共団体等に協力を求めていく。

(保護司専用 HP)

保護司の研さん資料の閲覧や、保護司と保護観察所等との間でのメッセージのやりとり、保護司が保護観察所に提出する報告書の作成・提出など、保護司活動の一部をウェブ上で行うことができる保護司専用 HP の開発を更に進める。

(保護司等の認知度向上)

犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くための全国運動である社会を明るくする運動における広報活動を充実させるなど、保護司等の認知度を向上させ、更生保護に対する国民の理解・協力を求める方策について検討していく。

(更生保護女性会や BBS 会の活動に対する支援)

更生保護女性会や BBS 会がクラウドファンディングや基金等の民間資金を活用して、犯罪や非行をした者の改善更生を支援する幅広い活動を継続的に行うことができるよう、必要な支援に努める。

(1) 支援を求める声を上げやすい社会とする

② 支援情報が網羅されたポータルサイトの構築、タイムリーな情報発信

在留外国人に対する情報提供等【法務省】

ア) 現状

外国人生活支援ポータルサイトにおいて、各府省庁が公表している外国人向けに発信された多言語情報等を集約して掲載している。また、在留支援課において発信した情報については、出入国在留管理庁の SNS 及びメール配信サービス等を活用して更なる周知を図っている。

地方出入国在留管理局に受入環境調整担当官を配置し、地方公共団体の要望を踏まえ、一元的相談窓口職員を相談員として派遣するほか、相談業務に従事する地方公共団体の職員等に対し、情報提供や研修を実施している。

イ) 課題

外国人生活支援ポータルサイトや SNS、メール配信サービス等を活用し、情報が在留外国人だけでなく、外国人を支援している者にも適切、かつ、迅速に届くよう努める。

ウ) 目標

外国人を支援する団体等とのネットワークの構築を図り、在留外国人一人一人に情報が届くような仕組みを構築する。

外国人生活支援ポータルサイトについて、定期的に SNS 及びメール配信サービス等を活用して、周知を図り、閲覧数を増やすとともに、各府省庁と連携し、新型コロナウイルス感染症関連施策等の多言語情報を掲載する。引き続き、外国人を支援している団体等を把握し、連携を図ることにより、在留外国人に対して情報提供を行っていく。

エ) 対策

出入国在留管理庁ホームページ内の「外国人生活支援ポータルサイト」に各府省庁と連携し、新型コロナウイルス感染症関連施策等の多言語情報を掲載し、在留外国人に対して情報提供を行っている。また、厚生労働省が作成した「新型コロナウイルスに関する Q&A (一般の方向け)」をはじめ、「感染リスクが高まる5つの場面」等の日常生活に必要な新型コロナウイルス関連連情報ややさしい日本語に書き換え、同ポータルサイトに掲載している。

地方出入国在留管理局・支局の受入環境調整担当官が、支援者との連携等を通じて、外国人に対する情報提供を促進している。

- (1) 孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする
③ 声を上げやすい環境整備

- (2) 状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる

- ② 人材育成等の支援
③ 関連施策の推進

児童生徒の自殺予防【文部科学省】

ア) 現状

令和2年中の児童生徒の自殺者数は、499人(厚生労働省「自殺の統計：地域における自殺の基礎資料」及び「自殺の統計：各年の状況」)であり、多くの児童生徒が自殺に及んでいるという非常に非常に憂慮すべき事態である。

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの重点配置など、教育相談体制の整備等を通じ、児童生徒の心のケアのための体制強化に努めてきたところである。

イ) 課題

「SOSの出し方に関する教育」を含む自殺予防教育や、相談体制等の整備を通じて、コロナ禍の状況も踏まえた効果的な自殺対策を講じる必要がある。また、医療機関や自治体の福祉部局等の学校外の関係機関と学校との連携体制の構築を推進することが求められる。

ウ) 目標

様々な悩みや不安を抱える児童生徒の早期発見・早期対応に向けて、心の健康の保持増進に係る教育及び啓発の推進、ハイリスクな児童生徒の早期発見・早期対応等に資するICTの活用、関係機関等の連携体制の構築等による自殺予防を促進していく。

エ) 対策

いじめ・不登校対策のための重点配置等を通じたスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置の充実、24時間子供SOSダイヤルの周知、SNS等を活用した相談体制の整備などによる教育相談体制の整備を推進する。また、「SOSの出し方に関する教育」を含む自殺予防教育に加え、一人一台端末を含むICTを活用した自殺等対策を推進する。

さらに、過去の児童生徒の自殺の状況を踏まえ、特に自殺者数が増加傾向にある時期において、相談窓口の周知や各自治体における教育相談など、自殺予防の取組を推進する。

- (1) 孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする
③ 声を上げやすい環境整備

- (2) 状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる

- ① 相談体制の整備(電話・SNS相談の24時間対応の推進等)

人権相談(子どもの人権 SOS ミニレター、女性の人権ホットライン、外国人の人権問題対策)【法務省】

ア) 現状

全国の法務局・地方方法務局において、手紙(子どもの人権 SOS ミニレター)、専用相談電話(女性の人権ホットライン)、インターネット(外国人の人権問題対策)等により人権相談を受け付けている。

イ) 課題

令和2年度における人権相談窓口の認知度は、31%であり、認知度向上を図る必要がある。

ウ) 目標

人権相談窓口の周知広報活動を行い、人権相談窓口の認知度を継続的に向上させる。

エ) 対策

学校におけるいじめを始め、子どもをめぐる様々な人権問題の解決を図るため、全国の小中学校に「子どもの人権 SOS ミニレター」(料金受取人私の便箋兼封筒)を配布するとともに、配偶者やパートナーからの暴力、職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為といった女性をめぐる様々な人権問題についての相談を受け付ける専用相談電話(女性の人権ホットライン)を設置している。

また、法務局・地方方法務局に民間の多言語電話通訳等サービスを利用した相談体制を整備(外国人の人権問題対策)した。

上記について広く国民に人権相談窓口の周知を図るため、ポスターの掲示・リーフレットの配布等の各種広報活動を実施する。

- (1) 孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする
③ 声を上げやすい環境整備

人権啓発活動の充実【法務省】

ア) 現状

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(H12 法 147)及び「人権教育・啓発に関する基本計画」(H14.3.15 閣議決定、H23.4.1 一部変更)に基づき、人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための「人権啓発活動」を年間を通じて実施している。

イ) 課題

国民一人一人の人権についての理解・関心の度合いは様々であり、国民全体の人権意識を高め、人権尊重思想の普及高揚を図るためには、対象に応じて、それぞれに効果的な啓発活動を実施していく必要がある。

ウ) 目標

長期的には、国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じた人権啓発活動を行うことにより、国民一人一人の人権意識を高め、人権尊重思想の普及高揚を図る。

短期的には、国民の幅広い層に対して、人権に関心をもってもらおう参加型及び発信型の多様な人権啓発活動を実施する。

エ) 対策

課題を踏まえ、引き続き、人権についての理解・関心の度合いが低い層に対しては、インターネット広告等の接触・認知型の啓発活動を行うことで人権問題に対する興味・関心を呼び起こし、人権についての理解・関心の度合いが高い層に対しては、人権シンポジウムや講演会等の心理変容型の啓発活動を行うことで人権問題への理解を更に深めるなどの取組を地方公共団体とも連携しながら実施する。

- (1) 孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする
③ 声を上げやすい環境整備

(2) 状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる

- ① 相談支援体制の整備(電話・SNS 相談の24時間対応の推進等)

生活困窮者等に対する電話相談等の実施【厚生労働省】

ア) 現状

生活困窮者など社会的なつながりが希薄な方々が様々な悩みを相談できるよう、24 時間 365 日無料の電話相談窓口を設置して、電話相談や SNS を活用した相談支援等を実施している。

イ) 課題

相談者のニーズに応じた効果的かつ多様な支援方法の構築が必要である。(情報提供、電話相談、対面相談、SNS の活用等)

ウ) 目標

生活困窮者など社会的なつながりが希薄な方々が様々な悩みを相談できるよう、電話相談や SNS を活用した相談支援等を実施することにより、社会的包容力の構築を図る。

エ) 対策

引き続き、生活困窮者など社会的なつながりが希薄な方々が様々な悩みを相談できるよう、24 時間 365 日無料の電話相談窓口を設置して、電話相談や SNS を活用した相談支援等を行っていく。

- (1) 孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする
③ 声を上げやすい環境整備

- (3) 見守り・交流の場や居場所づくりを確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
① 居場所の確保

保護観察対象者等の特性に応じた指導及び支援の充実強化【法務省】

ア) 現状

保護観察対象者等のうち、薬物依存を有する者、又は性犯罪をした者等に対し、プログラムの実施や医療・福祉機関、民間支援団体等による治療・支援につながるよう働き掛けることにより、社会で孤立せず必要な支援を受けられるよう取り組んでいる。

イ) 課題

医療・福祉機関、民間支援団体等との連携体制が必ずしも十分ではないことが課題である。

ウ) 目標

出所受刑者の2年以内再入率を低下させる。

医療・福祉機関、民間支援団体等による治療・支援を受けた保護観察対象者等の割合を増加させる。

エ) 対策

保護観察対象者等のうち、薬物依存を有する者、又は性犯罪をした者等に対し、保護観察官を増配置するなどして、プログラムを着実に実施するほか、医療・福祉機関、民間支援団体等による治療・支援につながるための働き掛けを強化する。

また、保護観察対象者等の特性に応じ、矯正施設在所中から医療・福祉機関等による治療・支援につながるための働き掛けを強化する。

- (1) 孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする
③ 声を上げやすい環境整備

- (3) 見守り・交流の場や居場所づくりを確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
④ 地域における包括的支援体制の推進

医療観察対象者の社会復帰を促進するための地域処遇等の充実強化【法務省】

ア) 現状

保護観察所が、医療観察対象者の生活環境の調査、生活環境の調整及び精神保健観察を適正かつ円滑に実施するとともに、地域社会における処遇に携わる関係機関による会議(ケア会議)を通して関係機関相互間の連携の確保等を行うことで、医療観察対象者の社会復帰の促進を図っている。なお、保護観察所の取組によって社会復帰を実現したと評価できる医療観察対象者の割合(精神保健観察事件年間取扱件数に占める保護観察所所長の申立てによる処遇終了決定を受けた者の数及び期間満了により精神保健観察を終了した者の割合)は、平成30年度は26.5%、令和元年度は26.9%、令和2年度は27.3%となっている。

イ) 課題

医療観察対象者は、精神障害を有していることに加えて、重大な他害行為を行ったという二重のハンディキャップを背負っている者であり、地域における受入れ先及び住居確保が容易ではないことから、引き継ぎ、本制度に関する普及啓発を行うなどして対象者の受入れ等の促進を図る必要がある。また、医療観察対象者の中には重複障害がある者や自殺リスクの高い者など処遇困難な事例も少なくないことから、社会復帰調整官の処遇能力向上や増配置などの人的体制の充実のほか、関係機関との協力体制の整備等を図る必要がある。

ウ) 目標

社会復帰を実現したと評価できる医療観察対象者の割合を増加させる。
地域社会における処遇に携わる関係機関による会議(ケア会議)の開催回数を増加させる。

エ) 対策

社会復帰調整官の処遇能力向上及び増配置に加え、地域の医療・福祉関係者を始めとする地域社会に対する本制度の普及啓発、関係機関との連携の確保のための体制整備等を行う。

- (1) 孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする
③ 声を上げやすい環境整備

新型コロナウイルス感染症の影響による特例措置等【法務省】

ア) 現状

法務省(出入国在留管理庁)では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による雇用状況の悪化のため自宅待機等となった外国人について、収入が減少したとしても、在留期限が到来する時点で残り待機期間が1か月を超えない場合や、勤務時間が待機時間を上回っている場合に在留期間の更新を認める措置を講じているほか、週 28 時間以内の資格外活動も認める措置も講じている。

イ) 課題

新型コロナウイルス感染症の影響が続く現下の状況に鑑み、現在の特例措置について、今後も引き続き周知や案内を行う必要がある。

ウ) 目標

引き続きホームページでの周知を行う(特例措置の期間に合わせて実施。)

エ) 対策

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による雇用状況の悪化のために自宅待機等となった外国人に対し、現在の特例措置に関する情報を提供するため、ホームページでの周知を引き続き行う。

- (1) 孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする
③ 声を上げやすい環境整備

困難を抱える在外邦人に対するきめ細やかな支援の充実【外務省】

ア) 現状

海外で生活する在外邦人は孤独・孤立状態に陥りやすい傾向にあり、新型コロナウイルス感染拡大が続き、その状況は顕著となっている。こうした状況を踏まえ、各在外公館においては、このように困難を抱える在外邦人からの様々な相談に応じ問題の解決を図るとともに、金銭的に困窮し家族・関係者からも支援を受けられない邦人に対しては、滞在費や帰国費用の貸付けを行っている。また、精神疾患を抱える邦人については、4つの在外公館(英国、仏、韓国、在ニューヨーク総領事館)が契約を行っている精神医療専門家による支援を通じ、現地での措置入院や帰国支援につなげている。

イ) 課題

在外公館及び在外邦人の間で孤独・孤立問題の認知度を高めること、また、新型コロナウイルスが継続し潜在的に困窮状態に陥る在外邦人が増加し得る中で、適切な邦人支援を行うために必要な体制を構築していくことが今後の課題である。

ウ) 目標

短期的(今後1年)には、在外公館の領事自身が孤独・孤立問題についての知識を深め、在外邦人の間でも同問題の認知度を高めていくことを目標とする。

長期的(今後5年程度を目安)には、国内 NPO 団体と協力しながら、孤独・孤立及びそれに付随する問題が原因で困窮する邦人の早期発見と対応に努め、その状況に関する報告を行う。

エ) 対策

孤独・孤立に陥った在外邦人が声を上げられるよう、引き続き、各在外公館において邦人に対する支援を広報しつつ以下の取組を行う。

○ 在外で困窮状態に陥り、家族・関係者からも支援が受けられない邦人のための最後のセーフティーネットとして、最低限の滞在費や帰国費用の貸し付け等を行う。

○ 海外において精神疾患を抱える邦人の保護・帰国支援のため、現地(上記4つの在外公館)において精神医療専門家の支援を得る。

これに加えて、国内 NPO 団体とも連携し在外邦人の孤独・孤立等の問題への対応を進めるとともに、これらの実態把握を行い将来的な対応につなげていく。

- (1) 孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする
③ 声を上げやすい環境整備

個別労働紛争対策の推進【厚生労働省】

ア) 現状

性的指向・性自認に関連する労働問題を含むあらゆる労働問題に関してワンストップで対応するため、全国の労働局及び労働基準監督署に総合労働相談窓口を設置している(379 か所)。性的指向・性自認に関連する労働問題も相談できることは、厚生労働省 HP やパンフレットに記載している。

イ) 課題

現在既に、性的指向・性自認に関連する労働問題を含むあらゆる労働問題に関してワンストップで対応するため、全国の労働局及び労働基準監督署に総合労働相談窓口を設置しており(379 か所)、また、性的指向・性自認に関連する労働問題も相談できることは、厚生労働省 HP やパンフレットに記載している。このため、現在特段の課題は認められない。

ウ) 目標

長期的には、引き続き、性的指向・性自認に関連する労働問題に関する労働相談に関して、他のあらゆる労働問題に関する労働相談と同様、適切に対応する。

短期的には、引き続き、性的指向・性自認に関連する労働問題も相談できることを、厚生労働省 HP やパンフレットに記載して周知する。

エ) 対策

平成 13 年度から、全国の労働局及び労働基準監督署に「総合労働相談コーナー」を設置し、民事上の労働問題、労働基準法、労働者派遣法、男女雇用機会均等法など内容を問わず、あらゆる労働に関する案件をワンストップ的に受け付け、労働相談を行うとともに、必要に応じて関係行政機関等にも紹介を行っており、引き続きこうした取組を行っていく。

- (2) 状況に合わせて切れ目のない相談支援につなげる

① 相談支援体制の整備(電話・SNS 相談の 24 時間対応の推進等)

- (3) 見守り・交流の場や居場所づくりを確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う

① 居場所の確保

ひとり親家庭への支援【厚生労働省】

ア) 現状

家計の維持と子どもの養育を一人で担い、経済的にも厳しい状況にあるひとり親家庭に対して、仕事と子育てを両立しながら経済的に自立するとともに、ひとり親家庭の子どもが心身ともに健やかに成長できるような環境を整備していくことが求められている。

ひとり親家庭への支援については、就業支援を中心として、子育て・生活支援、養育費の確保支援、経済的支援を総合的に展開しているところであり、ひとり親家庭が必要な支援に確実につながるよう、相談窓口へのアクセスの向上を図り、相談支援等をより充実したものにいくことが必要。

イ) 課題

ひとり親家庭に対する各支援施策の普及を図るとともに、支援を必要とするひとり親家庭が必要な支援につながり、自立に向けた適切な支援を受けることができるよう、ワンストップ相談及びブッシュ型支援体制の構築・強化を図る必要がある。

ウ) 目標

長期的には、支援を必要とするひとり親家庭に必要な支援を行い、就業を基本とした経済的な自立につなげる。

短期的には、各事業の実施自治体数の増加(地域の実情に応じた事業実施)を目指す。

エ) 対策

「ひとり親家庭へのワンストップ相談体制の強化」により、ひとり親家庭が必要な支援につながり、自立に向けた適切な支援を受けられるよう、IT 機器等の活用を始めとしたひとり親のワンストップ相談体制の構築・強化を図る。

ひとり親家庭に対する総合的な支援体制を構築・強化するため、地方自治体の相談窓口に、就業支援を担う「就業支援専門員」を配置し、就業支援の専門性と体制の確保や、母子・父子自立支援員と連携することで、相談支援体制の質・量の充実を図るとともに、ひとり親家庭が抱える様々な課題について相談できる集中相談事業を実施し、適切な支援メニューにつなげられるような体制の整備を図る。

「ひとり親家庭の子どもたちの生活・学習支援」により、ひとり親家庭の子どもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもに対し、児童館・公民館や民家等において、悩み相談を行うつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、食事の提供等を行うことにより、ひとり親家庭の子どもたちの生活の向上を図る。

「ひとり親家庭への住宅支援資金の貸付」により、母子・父子自立支援プログラムの策定

を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者等に対し、住居の借り上げに必要となる資金の貸付を行い、就労又はより稼働所得の高い就労等につなげ、自立の促進を図る。

「離婚前後親支援モデル事業」により、離婚協議開始前の父母等に対して、離婚が子どもにも与える影響、養育費や面会交流の取り決めや離婚後の生活を考える機会を提供するため、講座の開催やひとり親家庭支援施策に関する情報提供、並びに養育費の履行確保に資する取組を行う。

(2)状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる

- ①相談支援体制の整備(電話・SNS相談の24時間対応の推進等)
- ②人材育成等の支援

児童生徒における重大ないじめ対策の推進【文部科学省】

ア)現状

小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は 517,163 件であり、そのうち「重大事態」の発生件数は 514 件である。(令和2年度 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」)

いじめ防止対策推進法等に於いた対応が徹底されるよう、各都道府県教育委員会等を対象に行政説明等を実施している。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの重点配置など、教育相談体制の整備に取り組んでいるところである。

イ)課題

学校や教育委員会等において、いじめ防止対策推進法やいじめの防止等のための基本的な方針等に基づいた適切な対応が行われるよう、周知徹底に取り組む必要があり、いじめの対応に課題のある運用や体制について、改善が求められる。加えて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの重点配置や関係機関との連携など、教育相談等体制の整備を推進する必要がある。

ウ)目標

いじめの問題に関して校内研修を実施している学校の割合を毎年度 90%以上にする。

(令和2年度:80.1%)

また、学校におけるいじめの問題に対する日常の取組の内、地域の関係機関と連携協力した対応を図った学校の割合が前回調査時の値(令和2年度:33.4%)よりも増加すること。

エ)対策

引き続き、いじめ防止対策推進法等に基づいた適切な対応がなされるよう、各都道府県教育委員会等を対象とした行政説明等を実施する。また、いじめ・不登校対策のための重点配置等を通じたスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置、24 時間子供 SOS ダイヤルの周知、SNS 等を活用した相談体制の整備、道徳の特別の教科化など道徳教育の充実に取り組んでいく。さらに、いじめの対応に課題のある運用や体制について、改善に努めていく。

(2)状況に合わせて切れ目のない相談支援につなげる

- ①相談支援体制の整備（電話・SNS相談の24時間対応の推進等）
- ②人材育成等の支援

(3)見守り・交流の場や居場所づくりを確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを推進する

- ①居場所の確保

不登校児童生徒への支援の推進【文部科学省】

ア)現状

小・中学校における不登校児童生徒数は8年連続で増加し約19万6,000人（令和2年度文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」）となっており、憂慮すべき状況である。不登校児童生徒の社会的自立に向けた指導・支援を担う「教育支援センター」の設置推進等を通じ、不登校児童生徒への多様で適切な教育機会の確保に取り組んでいる。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの重点配置など、教育相談体制の整備を推進している。

イ)課題

不登校児童生徒の中には、学校内外で相談、指導等を受けておらず、十分な支援が行き届いていない場合や、不登校であることによる学習の遅れなどが、社会的自立の妨げになっている場合がある。

そのため、不登校児童生徒の状況に応じた支援を推進するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの重点配置など、教育相談体制の整備を推進する必要がある。

ウ)目標

小・中学校の不登校児童生徒のうち、学校内外の相談機関等で相談、指導等を受けた児童生徒数を、前回調査時（令和2年度：128,833人）よりも増加させる。

エ)対策

教育支援センターを中核とした関係機関の連携による不登校児童生徒に対する総合的な支援体制の構築に係る支援を実施する。

さらに、いじめ・不登校対策のための重点配置等を通じたスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置、24時間子供 SOS ダイヤルの周知、SNS 等を活用した相談体制の整備などによる教育相談体制の整備を推進する。

(2)状況に合わせて切れ目のない相談支援につなげる

- ①相談支援体制の整備（電話・SNS相談の24時間対応の推進等）
- ③関連施策の推進

妊娠前から子育て期にわたる切れ目のない支援【厚生労働省】

ア)現状

地域のつながりの希薄化等により、妊産婦等の孤立感や負担感が高まっている中、妊娠前から子育て期にわたる切れ目のない相談支援等を提供するため、平成28年度に母子保健法を改正し、子育て世代包括支援センターの設置を市町村の努力義務として法定化した。さらに、令和元年度に母子保健法を改正し、出産後1年を超えない女子及び乳児に対する産後ケア事業の実施を市区町村の努力義務として法定化した。

イ)課題

妊娠・出産について周囲に相談できずに悩む者については、予期しない妊娠、経済的困窮、社会的孤立、DV などの様々な背景があり、妊婦健診未受診での分娩や新生児が0歳0日で虐待死に至る場合があるなど、妊娠前から支援することが重要である。

産後うつへの予防や新生児への虐待予防等を図る観点から、産後2週間、産後1か月などの出産後間もない時期の産婦に対する健康診査の実施により支援を必要とする産婦を早期に把握し、支援を必要とする産婦に対しては適切なケア等を実施する必要がある。

流産や死産を経験した女性における相談ニーズは多様であり、また、流産や死産による影響は長期に亘るため、地域（元の生活）に戻った後も含め、継続的な切れ目のない支援体制が求められ、都道府県や市町村、各種医療機関、サポートグループなどの機関が、それぞれ専門性や立場に応じて役割を分担し、連携を取りつつ支援を行うことが不可欠である。

ウ)目標

産後ケア事業について、2024年度末までの全国展開を目指す。

エ)対策

予期せぬ妊娠などにより、身体的、精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等が、身近な地域で必要な支援を受けられるよう、SNS 等を活用した相談支援等を行うとともに、若年妊婦等への支援に積極的に、機動力のある NPO に、アウトリーチや若年妊婦等支援の業務の一部及び全てを委託するなどにより、地域の実情に応じた若年妊婦等への支援を行う。産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査の費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠前から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備する。

出産後1年を経過しない母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う産後ケア事業について、少子化の状況を踏まえ、誰もがより安心・安全な子育て環境を整えるため、法定化により市町村の努力義務となつた当事業の全国展開を図る。

妊産婦等が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩み等について、助産師等の専門家又は子育て経験者やシニア世代等の相談しやすい「話し相手」等による相談支援を行い、家

庭や地域での妊娠婦等の孤立感の解消を図る。

不妊症・不育症の方への相談支援の充実を図るため、流産・死産に対するグリーフケアを含む相談支援、不妊症・不育症に悩む方への寄り添った支援を行うピアサポート活動等を行う。

子育て包括支援センター未設置市町村に対し、センターを開設するまでの準備のため、職員の上げや協議会の開催等を支援することで、センターの設置促進を図るほか、特定妊婦や産後うつ、障害がある方への対応といった多様なニーズに対応できるよう、社会福祉士や精神保健福祉士等を配置することで、相談支援の強化を図る。

(2)状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる

①相談支援体制の整備(電話・SNS相談の24時間対応の推進等)

無戸籍者問題解消事業【法務省】

ア)現状

戸籍に記載がない方が、そのことにより社会生活を営む上で様々な不利益を被っている状況を踏まえ、これまで、法務省及び法務局・地方法務局が中心となっており、①無戸籍者に関する情報の集約、②一人一人に寄り添った手続案内、③無戸籍者の不利益状況改善のための関係府省等との連携を柱として、問題の解決に取り組んできた。

情報集約を開始した平成26年9月10日から令和3年12月10日までの間に、無戸籍であると把握された者3,875人のうち3,039人について戸籍記載を完了しており、令和3年12月10日現在の無戸籍者は836人である。

イ)課題

無戸籍者の完全な解消がされず、解消までに長期間を要している事例も多く、その原因等の情報の把握・整理や無戸籍者やその母等関係者への丁寧な説明が必要である。

ウ)目標

長期：現状において、無戸籍状態の解消までに要している期間やその原因等の情報を把握・整理し、多様な類型の無戸籍者がどのような経緯で生じ、どのような状況にあるのかといった傾向を把握するなど、無戸籍者の実情についての理解を深める。

また、無戸籍者問題の原因の一つと指摘されてきた嫡出推定制度の見直し等について、法制審議会民法(親子法制)部会において審議中であり、民法等の改正について検討を行う。

短期：本年中に、リーフレットなどを作成して関係機関に配布するとともに、無戸籍者解消の流れに関する動画を作成してホームページに掲載する。

エ)対策

現状において、無戸籍状態の解消までに要している期間やその原因等の情報を把握・整理し、多様な類型の無戸籍者がどのような経緯で生じ、どのような状況にあるのかといった傾向を把握するなど、無戸籍者の実情についての理解を深めるとともに、そのような実情も踏まえて、無戸籍者やその母等の個別の実情に応じて、無戸籍者解消の必要性について引き続き無戸籍者やその母等関係者に丁寧に粘り強く説明していく。

妊婦を対象としたリーフレットを配布するなどして啓発や相談窓口の案内をし、無戸籍者問題に悩む妊婦や無戸籍者の母に伴走型の支援等を行う。また、無戸籍者解消の流れに関する動画を作成し、ホームページに掲載するなどして、ウェブコンテンツの充実を図る。

(2)状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる

①相談支援体制の整備（電話・SNS相談の24時間対応の推進等）

学生のメンタルヘルスケア支援等【文部科学省】

ア)現状

各大学等に対し、学生のメンタルヘルスを十分にケアができるよう、学内の組織体制の整備（相談窓口の設置、電話やメール等での相談にも確実に対応できる体制の確保）、新入生をはじめとした学生生活に悩みや不安を抱えた学生の把握、カウンセラーや医師等の専門家との連携等、学生の悩みや不安に寄り添った対応を累次にわたり依頼している。また、各大学等における学生のメンタルヘルス等のケアについて取組状況を調査したほか、各大学等の取組の充実に資するよう、新入生支援等の取組の好事例（1年生を対象としたオンライン座談会の開催、感染防止策を講じた新入生交流会の実施等）を収集・展開している。さらに、学生の声を直接把握するため、学生が抱える悩みや相談先を含め、学生生活に関する調査を実施している。

イ)課題

今後、全国的に実施する孤独・孤立の実態調査により、学生の孤独・孤立の状況を把握し、その改善に向けた施策を実施する必要がある。また、学生生活に関する調査の結果、学生の悩みの相談先として、学校の相談窓口を回答した割合が低いことから、各大学等において、より学生が相談しやすい体制づくりに取り組み必要がある。

ウ)目標

短期的には、現在の学生の孤独・孤立の実態や背景を把握し、対応施策を検討・実施することや、大学等に対して学生相談体制の充実を要請することにより、令和4年度に、学生の孤独・孤立の実態に即した取組を進展させることを目標とする。

長期的には、学生の孤独・孤立の実態の推移や新たな課題等を把握し、対応施策を実施することや、大学等に対して継続的に情報提供しつつ、学生相談体制の充実を要請することにより、学生の孤独・孤立の実態等に即した取組を進展させ、概ね令和5年度以降、学生の望まない孤独・孤立の状況を前回調査時点より改善させることを目標とする。

エ)対策

国全体で実施する「孤独・孤立の実態把握に関する全国調査」、文部科学省及び関係機関で実施する「学生生活に関する調査」、「大学生の死亡実態調査」等により、学生の孤独・孤立の実態や悩み、その背景等を把握し、学生生活上の課題に即した対応施策を実施する。また、大学等に対し、各種調査結果等に関する情報提供をしつつ、学生のメンタルヘルスを十分にケアできるよう、学内の組織体制の整備（相談窓口の設置、カウンセラーや医師等の専門家との連携、電話やメール等での相談にも確実に対応できる体制の確保）と学生に対する周知、新入生をはじめとした学生生活に悩みや不安を抱えた学生の積極的な把握等、学生に寄り添った対応を継続的に要請する。

(2)状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる

①相談支援体制の整備（電話・SNS相談の24時間対応の推進等）

フリーランスに係る相談支援及び周知広報【厚生労働省】

ア)現状

フリーランス・トラブル110番は、フリーランスと発注者等との間にトラブルが生じたときにワンストップで相談できる相談窓口として、令和2年11月に設置されたところ。11月の窓口開設以降、毎月約300件の相談が電話やメール等で寄せられている。

イ)課題

今後、更なる周知広報に伴い相談件数が増加するものと予測されることから、引き続き本窓口において、フリーランスとして働く方に対し丁寧な相談対応を行っていく必要がある。

ウ)目標

相談者に対し、アンケート調査を実施し、その80%以上から「満足した」との回答を得る。

エ)対策

相談件数の増加等にも対応しつつ、丁寧な相談対応を実施するため、引き続き、関係省庁と連携し、相談体制を確保するとともに更なる周知広報を行う。

(2)状況に合わせて切れ目のない相談支援につなげる

①相談支援体制の整備(電話・SNS相談の24時間対応の推進等)

③関連施策の推進

さらに、トライアル雇用助成金については、就職経験の不足などから、安定した職業に就くことが困難な求職者等について、トライアル雇用する事業主に対して助成する。

求職者への就職支援の充実【厚生労働省】

ア)現状

ハローワークにおいて、就職支援ナビゲーターの配置やマザーズハローワーク・マザーズコーナーの設置、失業中などで高いストレス状態にある求職者へのストレス軽減対策(専門家による巡回相談やストレスチェックシートの配布・メール相談)を実施している。

また、就職経験の不足などから、安定した職業に就くことが困難な求職者等について、トライアル雇用する事業主に対して助成する制度により、早期再就職を支援している。

イ)課題

新型コロナウイルス感染症の影響により、女性、非正規雇用労働者などが雇用面で大きく深刻な影響を受けており、このような方々に対し、利用者の属性に合わせたハローワークにおける支援の充実を図る必要がある。

また、失業中で高ストレスにある方々のストレスを軽減し、再就職に向けた就職活動が可能となるよう、ハローワークにおいて専門家によるカウンセリング等を受けられる環境を整備していく必要がある。

さらに、トライアル雇用助成金については、更なる周知・広報を行っていくことが課題である。

ウ)目標

令和3年度中に、再就職支援プログラム事業を行う就職支援ナビゲーター1人当たりの本プログラム開始件数 209 件以上とし、本プログラム利用者の就職率を 86%以上とする。マザーズハローワーク事業における、担当者制による就職支援を受けた重点支援対象者数 68,833 人以上とし、本重点支援対象者の就職率 93.6%以上とする。

また、ハローワークの求職者を対象に、高いストレス状態にある方に対して、メールによるカウンセリングを受けられる体制や、臨床心理士などの専門家による巡回相談の体制を整備することにより、当該求職者等のストレス状態の軽減を図り、早期再就職の促進を図る。さらに、トライアル雇用助成金については、常用雇用移行率を 71.0%以上とする。

エ)対策

ハローワークにおいて、再就職支援プログラム事業として、早期再就職の意欲が高い雇用保険受給資格者等に対し、担当者制による就職支援を実施することにより、早期の再就職を図る。

子育てをしながら就職を希望する女性等を対象とした専門支援拠点(マザーズハローワーク、マザーズコーナー)を設置し、子ども連れでも来所しやすい環境を整備するとともに、個々の求職者のニーズに応じた担当者制による一貫したきめ細かな就職支援の実施や、子育て中の女性の支援に取り組むNPO等との連携を強化する。

また、失業中などで高いストレス状態にある求職者へのストレス軽減対策(専門家による巡回相談やストレスチェックシートの配布・メール相談)を実施する。

(2)状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる

①相談支援体制の整備（電話・SNS相談の24時間対応の推進等）

障害者相談支援体制の充実・強化【厚生労働省】

ア)現状

障害者等の相談支援は複雑化しており、住民等にとってわかりやすく、アクセスしやすい仕組みにならず、適切に相談支援が行われていない潜在的な要支援者が一定数いるものと考えられる。

第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画（基本方針）では成果目標として、令和5年度末までに、市町村又は圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保することとされており、活動目標として総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化の取組の実施体制の確保を掲げている。

なお、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターについては、778市町村が設置している（令和2年4月時点）。

イ)課題

住民にとってもわかりやすく、アクセスしやすい相談の入口として、どのような相談もまずは受け止める総合的な相談を実施することが必要である。

また、総合的・専門的な相談支援や地域の相談支援体制の強化の取組が促進される効果が期待できる。基幹相談支援センターの設置促進をさらに進めるとともに、基幹相談支援センターにおいて、地域の相談支援の中核的な役割が着実に果たせるような方策を検討することが必要である。

ウ)目標

社会保障審議会障害者部会等の場において、上記の課題について検討を行い、それにより得られた結論を踏まえ、必要な対応を行う。

また、令和5年度末までに、市町村又は圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保する。

エ)対策

障害者相談支援事業として、障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助を行っている。

また、基幹相談支援センターにおいて、障害の種類や各種ニーズに対応する総合的・専門的な相談支援を実施するとともに、関係機関と連携しながら包括的な支援を行っている。なお、地域生活支援事業における基幹相談支援センター等機能強化事業により、基幹相談支援センター等への社会福祉士等専門的職員の配置等を支援している。

今後は、基幹相談支援センターの設置促進をさらに進めるとともに、基幹相談支援センターにおいて、地域の相談支援の中核的な役割を果たすために必要な方策の検討及び実施により、総合的・専門的な相談支援や地域の相談支援体制の強化の取組を促進する方針である。

(2)状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる

①相談支援体制の整備（電話・SNS相談の24時間対応の推進等）

行政相談における孤独・孤立対策関係機関等との連携等支援【総務省】

ア)現状

総務省の行政相談は、国の行政などへの苦情や意見、要望を受け付け、担当行政機関とは異なる立場から、その解決や実現を促進するとともに、行政の制度や運営の改善に生かすもので、医療保険・年金、雇用、道路、社会福祉、交通機関など、幅広い行政分野の相談に対応している。

また、行政相談は、困っている方々の相談に寄り添い、社会のセーフティネットとしての機能を有しており、近年は、外国人対応、ギャンブル等依存症対策、自殺対策等の政府の総合政策においても、関係機関との連携を図りつつ、個々の相談に対応する役割を担っている。

イ)課題

行政相談対応においては、孤独・孤立対策も含めた様々な相談を受け付け、個々の相談者の「困りごと」の解決等に努めているが、孤独・孤立対策における各種支援策を迅速に情報提供できるように網羅的に把握・整理し、関係機関等と協力して対応できるよう更なる連携強化を促進し、行政相談における孤独・孤立対策の充実に図っていく必要がある。

ウ)目標

孤独・孤立の問題を抱える当事者に対して、一人ひとりの状況に合わせた切れ目のない相談支援の一翼を担う。

特に、具体的な問題をどのような機関に相談し支援を求めれば良いのかわからない相談者に対し、必要な情報の提供や関係機関等への橋渡しを行うなど、相談者の「困りごと」に寄り添って役に立つ行政相談を行う。

エ)対策

相談における孤独・孤立対策の充実に図るため、関係機関等における各種支援策の案内や、それぞれが運営する相談窓口との更なる連携を促進し、積極的な活用を図るなど相談体制の強化を推進していく。

(2)状況に合わせて切れ目のない相談支援につなげる

- ①相談支援体制の整備（電話・SNS相談の24時間対応の推進等）
- ②人材育成等の支援

(4)孤独・孤立対策に取り組み、NPO等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化する

- ①孤独・孤立対策に取り組み、NPO等の活動へのきめ細かな支援

自殺対策の取組の強化【厚生労働省】

ア)現状

地方自治体が地域自殺対策計画に基づき、それぞれの地域の特性に応じた自殺対策を推進するとともに、自殺防止に係る取組を行う民間団体の取組に対して、地域自殺対策強化交付金の助成を実施している。

また、自殺対策を総合的かつ効果的に実施するための調査研究を実施し、その成果を地方公共団体に提供し、その成果の活用を促進することや、情報収集・提供等を行うために指定調査研究等法人の事業実施に係る経費を支援している。

イ)課題

自殺予防の電話・SNS相談については、現状多くの方からの相談が寄せられており、つながりにくい状況があり、個々の相談体制の拡充による応答率の改善や相談が求められている。

自殺未遂者を含む自殺念慮者の調査等による自殺の実態解明が課題である。

ウ)目標

地方自治体が地域自殺対策計画に基づきそれぞれの地域の特性に応じた自殺対策を推進する。

エ)対策

地方自治体が地域自殺対策計画に基づきそれぞれの地域の特性に応じた自殺対策を推進するとともに、自殺防止に係る取組を行う民間団体を支援する。

また、指定調査研究等法人において、自殺対策を総合的かつ効果的に実施するための調査研究や情報収集を行い、その成果等を地方公共団体や民間団体へ提供する。

(2)状況に合わせて切れ目のない相談支援につなげる

- ①相談支援体制の整備（電話・SNS相談の24時間対応の推進等）

国家公務員の心の健康づくり【内閣官房】

ア)現状

職場におけるメンタルヘルス対策として、各府省等で独自に実施する研修に参加できない等の職員を対象とした管理監督者のためのメンタルヘルスセミナー、各府省等カウンセラー講習会、eラーニングによるメンタルヘルス講習を補完的に実施している。

イ)課題

従前から実地開催であった管理監督者のためのメンタルヘルスセミナー及び各府省等カウンセラー講習会について、新型コロナウイルス感染症の拡大による中止が相次いだことから、オンライン開催を導入するなど、感染拡大の状況や研修の実効性、利便性も踏まえた研修機会の提供を図る必要がある。

ウ)目標

国家公務員の心の健康づくりに資するため、各府省等における独自の研修実施と併せて補完的に管理監督者のためのメンタルヘルスセミナー等を実施することで、管理監督者等に対する知識の普及等を強化する。

また、オンライン開催を導入し、研修機会の提供を強化する。

エ)対策

職場環境の変化、職務内容の多様化・複雑化等により職員のストレス要因が増加している。そういった中で、心の健康を害する職員も増えていることから、管理監督者に対し、心の問題に対する正しい知識を普及し、気づき（部下の様子の変化にすばやく気づく）、傾聴（部下の悩みを上手に聴く）、素早い対応（専門家の支援を求めるなど）を学んでもらうことを目的として「管理監督者のためのメンタルヘルスセミナー」を実施する。

また、各府省等の新任幹部職員、新任課長級職員及び新任管理者等を対象にメンタルヘルスに関する基礎知識や部下との相談対応方法等を学んでもらうことを目的として、「eラーニングによるメンタルヘルス講習」を実施する。

さらに、職場における相談体制の整備として、各府省に配置されているカウンセラーの能力向上を図ることで、よりカウンセリング制度を充実させることを目的として、カウンセリングに関する有識者の実践的講義による「各府省等カウンセラー講習会」を実施する。

(2)状況に合わせて切れ目のない相談支援につなげる

- ①相談支援体制の整備(電話・SNS相談の24時間対応の推進等)
- ②人材育成等の支援

防衛省・自衛隊におけるカウンセリング・相談体制の充実【防衛省】

ア)現状

防衛省・自衛隊においては、防衛大臣政務官を本部長とする自殺事故防止対策本部を設置し、省全体でカウンセリング・相談体制の充実強化を図るなどの自殺事故防止策を講じている。

自殺事故の原因や傾向を分析したところ、自殺により亡くなった隊員は、臨床心理士などの専門家によるカウンセリングを利用した者があまりいないことが確認されている。

そのため防衛省・自衛隊では、臨床心理士などの専門家の助けを得ることが重要であるという認識の下、カウンセリング・相談体制の強化を図るため、次の取組を実施している。

- ①隊員の悩みの深刻化を未然に防止するため、各駐屯地等に部内相談員、部内カウンセラ―及び臨床心理士を配置するとともに、部外から民間のカウンセラ―を招いている。
- ②隊員の複雑な悩みに対応するため、部内相談員、部内カウンセラ―に対して、カウンセラ―能力の向上を目的とした教育を行うなどの取組を実施。
- ③スマートフォン の普及に伴い、若年層のコミュニケーション手段が SNS に移行していることを踏まえ、SNS の中でも利用率が高い LINE を活用した相談窓口を設置することにより、若年層が抱える悩みの早期解消を図る。

イ)課題

部外カウンセラ―について、部隊の規模等を勘案し、対応してきたため、全ての駐屯地等に招へいをしておらず、小規模な駐屯地等は、近隣の駐屯地等から部外カウンセラ―を派遣してもらっている現状があることから、招へい回数及び人員の増員を引き続き図っていくことが必要である。

隊員のカウンセリングに対するスティグマ(カウンセリングを受けることに対する偏見)を低減させることが必要である。

隊員の変化に早期に気付くことができる体制の確立が必要である。

隊員が抱える勤務問題から家庭問題まで、多様かつ複雑な悩みに対応可能なカウンセラ―の養成が課題である。

LINE の個人情報管理の問題が SNS 相談支援事業に及ぼす影響を把握し、SNS 相談支援事業の規模が縮小されることがないよう、引き続き LINE による相談窓口の設置を模索する。また、場合によっては LINE に代わる SNS を活用することも視野に入れ、検討をする必要がある。

ウ)目標

長期的には

全ての隊員が相談したいときやカウンセリングを受けたいときに、部隊等ですぐに相談ができたり、カウンセリングを受けたりすることができる体制の整備を目指す。

各駐屯地等の事情を踏まえ、部内カウンセラ―の配置の検討や部外カウンセラ―の増員を図る。

LINE 以外にも相談窓口の多様化を図る検討を行い、隊員が気軽に相談できる体制づくりを行う。また、深刻な悩みを抱える隊員について、対面カウンセリングへつなぐことができる体制を構築する。

短期的には

防衛大臣、防衛大臣政務官といった組織のトップレベルが自らカウンセリングを受け、その感想を隊員に共有するなど、隊員のカウンセリングに対する心理的な抵抗感をなくす施策を実施したことを受け、今後の意識の涵養に努める。

臨床心理士やカウンセラ―の養成教育に必要な部外講師を招へいする。

LINE を念頭に SNS という気軽に使った相談窓口を設置することで、気軽に相談できる環境づくりを行う。

エ)対策

定期的に部外の臨床心理士やカウンセラ―を部隊等に招へいし、防衛省・自衛隊におけるカウンセリング・相談体制の充実を引き続き図る。

防衛省・自衛隊内でメンタルヘルスに関する専門的な知識を有する人材を育成し、そうした人材を部隊等へ配置する。

スマートフォン の普及に伴い、特に若年隊員に対し、SNS を活用した相談体制を構築することが有効であると考えられることから、SNS(LINE)による相談窓口を設置することにより、隊員の抱える悩みの深刻化を未然に防止する。また、隊員の悩みの深刻化を未然に防止するためには、隊員の変化に早期に気付くことも必要であることから、部内相談員を指定・育成し、現場での対応力を強化する。

(2)状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる

①相談支援体制の整備（電話・SNS相談の24時間対応の推進等）

こころの健康相談室の運営【人事院】⁹

ア)現状

「こころの健康相談室」は、一般職国家公務員やその家族、職場の上司等を対象として、職員自身、家庭、職場における部下等に関する悩みの相談に専門医等が応じることにより、職員の心の問題の解決を図り、公務効率の増進及び各府省における心の健康づくり対策の推進等に寄与するため、開設している(面談方式)。

令和元年度中に心の健康の問題により1箇月以上の期間勤務しなかつた長期病休者の率は1.51%と、平成30年度に比べて0.12ポイント上昇、特に若年層の長期病休者の率は、平成27年度以降上昇傾向が続いていることから、職員の心の不調を早期に発見して対応する「こころの健康相談室」はますます重要となっている。

イ)課題

「こころの健康相談室」は、現在、対面で実施しているが、若年層は対面よりもオンラインでの相談の方が相談しやすいといった意見が有識者等からあったこと、また、心の悩み相談を希望する職員が地理的状況や新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、本院や各地方事務局へ来ることが困難であっても、相談しやすい環境となるよう、対面の実施に加えて、オンライン相談を導入することにより、相談しやすい環境の整備を図る必要がある。

ウ)目標

オンライン相談を令和4年度から導入し、心の悩みの相談を希望する職員が相談しやすい環境を整えることにより、職員のこころの健康づくりに資する。

エ)対策

令和4年度からは、面談方式に加え、オンライン相談を導入することにより、相談しやすい環境の整備を図る。その際、要配慮個人情報を取扱うこととなるため、情報セキュリティを確保するとともに、オンライン相談では、相手の表情やしぐさ、声の調子等が対面の場合に比べて把握しづらい面があることから、それを踏まえて相談を行う。

⁹人事院において実施されるものである。

(2)状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる

①相談支援体制の整備（電話・SNS相談の24時間対応の推進等）

地方公務員のメンタルヘルス対策に対する支援【総務省】

ア)現状

地方公務員のメンタル不調による長期病休者は近年増加傾向にあり、この10年間で約1.4倍となっている。このため、地方公務員におけるメンタルヘルス対策を推進し、各種相談窓口の活用を図るなど相談体制の整備などについて、令和3年8月の全国人事委員会事務局長・人事担当課長・市町村担当課長会議において発言するなど、機会を捉えて地方公共団体に要請している。

イ)課題

近年増加傾向にある地方公務員のメンタル不調者について、これを抑制していくための対策の充実に図っていく必要がある。

ウ)目標

長期的には地方公務員のメンタル不調者をできる限り抑制していく。

短期的には地方公共団体におけるメンタルヘルス対策を推進するため、様々な機会を捉え各種相談窓口の周知を図り、メンタル不調者の予防・早期発見につながるよう積極的な活用を促す。

また、今年度初めて実施した地方公共団体へのメンタルヘルス対策に係る調査結果も踏まえて、地方公務員のメンタルヘルス対策の充実に検討する。

エ)対策

地方公共団体における地方公務員のメンタルヘルス対策を推進するため、各種相談窓口の積極的な活用を図るなど相談体制の整備などについて地方公共団体に引き続き要請していく。

(2)状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる

①相談支援体制の整備(電話・SNS相談の24時間対応の推進等)

DV被害者等支援【内閣府】

ア)現状

配偶者暴力相談支援センターとDV相談プラスの令和2年度の相談件数(暫定値)は、19万0,030件であり、令和元年度の約1.6倍となっているところ、内閣府においては、下記の施策を実施している。

(全国共通短縮番号の運用)

最寄りの配偶者暴力相談支援センターにつながる全国共通短縮番号「DV相談ナビ#8008(はれれば)」を運用している。

(電話(24時間対応)、メール及びSNS相談窓口の運用)

24時間体制の電話相談に加え、SNS(12時～22時対応、10言語の外国語にも対応)・メール(24時間受付)でも相談可能な「DV相談+ (プラス)」を令和2年4月から実施している。

(民間シエーター等の取組促進)

令和2年度から、DV被害者等を支援する民間シエーター等が官民連携の下で行う先進的な取組①受入体制整備、②専門的・個別的支援、③切れ目のない総合的支援を都道府県等に対する交付金により促進するとともに、効果検証を実施している(DV被害者等セーフティネット強化支援ハイロット事業)。なお、令和3年度は、26の地方自治体に交付決定している。

イ)課題

「DV相談+ (プラス)」について、新型コロナウイルス問題に伴い、DVの相談件数が増加し、深刻化も懸念されているなか、オンライン・チャット(SNS)において的確な相談対応ができる、専門的スキルを身につけている相談員の確保と待遇改善を図る必要がある。

また、DV被害者等セーフティネット強化支援ハイロット事業について、財政面等で厳しい状況にある民間シエーターについて、支援員の待遇改善を図る必要がある。

ウ)目標

ハイロット事業に参加する地方公共団体数の増大(令和3年度:26 地方自治体)

エ)対策

DV相談窓口の周知徹底や「DV相談プラス」の運用など、被害者支援の充実に取り組む。また、引き続き、民間シエーターによる取組の促進等、DV被害者等に対する支援のさらなる充実・強化に努める。

(2)状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる

①相談支援体制の整備(電話・SNS相談の24時間対応の推進等)

性犯罪・性暴力被害者等支援【内閣府】

ア)現状

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター(以下、「ワンストップ支援センター」という。)の令和2年度の相談件数は、51,141件であり、令和元年度の約1.2倍となっているところ、内閣府においては、下記の施策を実施している。

(性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金)

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにおいて、支援員の処遇改善、24時間365日対応化、拠点となる病院の整備が促進されるよう、本交付金により都道府県の取組を支援し、被害者支援機能の強化を図っている。令和3年度現在、全ての都道府県が交付金を活用している。

(夜間・休日の相談対応を可能とするコールセンターの運営)

令和3年10月に最寄りのワンストップ支援センターの運営時間外に対応するコールセンターを設置し、運営している。

(SNS等を活用した相談の実施)

多様な相談体制の提供として、SNS等を活用した相談事業を実施している。

(最寄りのワンストップ支援センターにつながる全国共通短縮番号(#8891(はやくワンストップ))の運営)

相談者の発信地域等の情報から、最寄りのワンストップ支援センターにつながる全国共通短縮番号(#8891(はやくワンストップ))を令和2年10月に導入し、運営している。

イ)課題

ワンストップ支援センターの24時間365日化の推進、相談員の処遇改善)

ワンストップ支援センターの24時間365日化の取組を支援し、ワンストップ支援センターの機能強化を図るとともに、相談員の処遇改善を図る必要がある。

(コールセンターの継続)

夜間・休日に対応できるコールセンターを引き続き運営し、ワンストップ支援センターとの円滑な連携体制の構築や、緊急時に都道府県と連携した対応を図ることができるよう、体制の整備を進める必要がある。

(SNS相談の継続及びシステム改善)

多様な相談体制の提供として、引き続き、SNS等を活用した相談体制の継続が必要である。さらに、若年層や障害者を含む相談者が利用しやすいよう、既存のSNS相談のシステムを改善する必要がある。

(全国共通短縮番号(#8891)の通話料無料化)

相談者の利便性向上のため、全国共通短縮番号(#8891)の通話料無料化を検討する必要がある。

ウ)目標

性犯罪・性暴力事案に対してワンストップ支援センター等で365日緊急対応ができる都道府県数を、令和7年までに47都道府県とする。

また、SNS 相談のシステム改善や、全国共通短縮番号の通話料無料化の検討など、相談体制の一層の充実を図る。

工) 対策

引き続き、各都道府県に設置されているワンストップ支援センターを「性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金」により支援する。

さらに、性犯罪・性暴力の被害者がワンストップ支援センター等に相談しやすい体制を整備するため、夜間休日の相談対応を可能とするコールセンターの運営、SNS 等を活用した相談、全国共通短縮番号の運営を行う。

(2) 状況に合わせて切れ目のない相談支援につなげる

① 相談支援体制の整備(電話・SNS 相談の 24 時間対応の推進等)

(3) 見守り・交流の場や居場所づくりを確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う

② アウトリーチ型支援体制の構築

犯罪被害者等支援の推進【警察庁】

ア) 現状

都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「#8103(ハートさん)」を運用しているほか、犯罪被害者等に対するカウンセリング体制の整備、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体と連携した犯罪被害者等支援等の各種施策を推進している。これらの施策により被害に遭った方々が被害申告や相談をしやすい環境を整備することは、犯罪被害者等の孤独・孤立の防止につながるものと考えられる。

イ) 課題

犯罪被害者等が一日も早く被害から回復し、社会の中で再び平穏な生活を営むことができるようにするためには、犯罪被害者等一人一人に寄り添ったきめ細やかな充実した支援が必要であり、国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の団体等が緊密に連携・協力し、取組の一層の強化を図っていく必要がある。

ウ) 目標

警察庁において、各都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「#8103(ハートさん)」を適切に運用するとともに、国民への更なる周知を図る。

また、警察庁において、公認心理師、臨床心理士等の資格を有する部内カウンセラーの充実かつ十分な配置に努めるよう、また、カウンセリング費用の公費負担制度ができる限り全国的に同水準で運用されるよう、都道府県警察を指導するとともに、同制度の周知に努める。

さらに、警察において、関係府省及び地方公共団体の主体的な協力を得て、公益社団法人全国被害者支援ネットワークをはじめとする犯罪被害者等の援助を行う民間の団体との連携の一層の強化を図るとともに、これらの団体による支援の充実を図るための指導・助言を行うほか、より一層適切な支援活動が行われるよう、その運営及び活動に協力する。

上記施策を、第4次犯罪被害者等基本計画(令和3年3月30日閣議決定)の計画期間である令和8年3月までの間、推進することで、犯罪被害者等の孤独・孤立の防止を図る。

エ) 対策

性犯罪被害者が相談しやすい環境を整備するため、引き続き、都道府県警察の性犯罪被害相談窓口につながる全国共通番号「#8103(ハートさん)」を運用する。

また、犯罪被害者等の精神的被害を軽減するため、引き続き予算措置(都道府県警察費補助金)を行い、公認心理師、臨床心理士等の資格を有する部内カウンセラーを配置するとともに、カウンセリング費用の公費負担制度を運用する。

さらに、犯罪被害者等の同意を得た上で、犯罪被害の概要等について情報提供を行うな

ど、引き続き、犯罪被害者等早期援助団体と緊密に連携する。

- (2)状況に合わせて切れ目のない相談支援につなげる
①相談支援体制の整備（電話・SNS相談の24時間対応の推進等）

外国人受入環境整備交付金による一元的相談窓口への支援【法務省】

ア)現状

地域における外国人の受入れ環境を整備し、多文化共生社会の実現に資することを目的に、地方公共団体が在留外国人に対し、生活全般に係る情報提供及び相談を多言語で行う一元的相談窓口を設置・運営する場合には必要な経費の一部を交付金で支援する。令和3年度は4月1日現在で214の地方公共団体に交付決定を行っている。

イ)課題

一元的相談窓口の設置を促進する。

ウ)目標

地方公共団体における継続的な相談体制の確保を促進する。

また、令和3年度に発行した外国人受入環境整備交付金を活用した一元的相談窓口の設置・運営事例について取りまとめた「一元的相談窓口設置・運営ハンドブック」を活用して、一元的相談窓口の設置を検討する地方公共団体の取組を後押しする。

エ)対策

令和3年度に発行した「一元的相談窓口設置・運営ハンドブック」を周知する等して、一元的相談窓口の設置を促進する。

(2)状況に合わせて切れ目のない相談支援につなげる

①相談支援体制の整備(電話・SNS相談の24時間対応の推進等)

FRESC ヘルプデスクの運用【法務省】

ア)現状

新型コロナウイルス感染症の影響で生活に困窮する外国人等からの相談に多言語かつ無料で対応する電話相談事業を実施している。

イ)課題

新型コロナウイルス感染症の影響で生活に困窮する外国人等の中には、FRESC ヘルプデスクを知らない者も一定数いると考えられるため、FRESC ヘルプデスク自体の広報を行う必要がある。

ウ)目標

外国人生活支援ポータルサイトや SNS、メール配信サービス等を活用し、FRESC ヘルプデスク自体の広報を行う。

エ)対策

外国人生活支援ポータルサイト等を活用し、引き続き、FRESC ヘルプデスク自体の広報を行う。

(2)状況に合わせて切れ目のない相談支援につなげる

②人材育成等の支援

精神疾患の予防や早期介入の促進【厚生労働省】

ア)現状

精神疾患の予防や早期介入を図る観点から、メンタルヘルス・ファーストエイドの考え方を活用した「心のサポーター養成事業」を実施し、メンタルヘルスや、うつ病、摂食障害などの精神疾患に対する理解の促進及び地域や職場での支援を受けられる体制確保を推進している。

イ)課題

精神障害者に対する国民の理解について、「病気の認知度は進んでいると思わない」と回答している者は約9割であり、また、差別や偏見についても約4割が「以前と変わらない」と回答しており、精神疾患への理解は進んでいない状況である。

ウ)目標

心のサポーター養成研修を受講した地域住民が増加することにより、精神疾患に対する理解が促進するとともに、精神障害者が地域や職場での支援を受けられ、地域で安心して自分らしい暮らしができる基盤整備・体制整備を構築するため、令和5年度末までに全国で心のサポーター養成研修が実施できるよう体制を構築し、令和6年度からは全国に展開し、10年間で100万人の心のサポーターを養成することを目指す。

エ)対策

メンタルヘルスや精神疾患への正しい知識と理解を持ち、地域や職場でメンタルヘルスの問題を抱える人や家族等に対してできる範囲で手助けをするメンタルヘルス・ファーストエイドの考え方を活用した心のサポーター養成事業を実施し、心のサポーターを各地域で養成していくことで、地域における普及啓発にも寄与するとともに、精神疾患の予防や早期介入につなげる。

- (2)状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる
②人材育成等の支援

防衛省・自衛隊におけるメンタルヘルス教育の強化【防衛省】

ア)現状

防衛省・自衛隊ではメンタルヘルス施策を推進する中で定期的に有識者の意見を伺っているところ、有識者からは「自衛隊には、任務の特性上、精強でなくてはならない、タフでなくてはならない」という考え方が根底にあり、自衛官は、一般の方と比較し、困ったときに助けを求めめる態度に出られないなどの指摘を受けている。

イ)課題

上記指摘を受け、メンタルヘルス教育を通し、「苦しい時に援助を求めめることは能力であり、自ら助けを求めめることができる人ほど自己管理能力が高い」という認識を防衛省・自衛隊内で広め、隊員が周囲や専門家に相談しやすくなるよう意識改革を進めることが必要である。

ウ)目標

長期的には

隊員に対する教育効果を高めるため、新たな教育ツールの在り方を検討し、さらに多くの隊員の意識改革を図る。

短期的には

メンタルヘルス教育を通し意識改革を行うには地道な粘り強い教育が求められることから、全隊員に年1回を目安に継続した教育を着実に実施する。

エ)対策

全隊員に対し年に1回を目安に「苦しい時に援助を求めめることは能力であり、自ら助けを求めめることができる人ほど自己管理能力が高い」ということを認識させる教育を実施するとともに、新たな教育ツールの在り方を検討する。

- (2)状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる
②人材育成等の支援

生活困窮者自立支援制度人材養成研修【厚生労働省】

ア)現状

孤独・孤立問題も含め、複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法(平成 25 年法律第 105 号)に基づき、自立相談支援事業を中心として、就労、家計等に關する包括的な支援を実施するほか、他の専門機関等と連携して、相談者の状態像に応じたきめ細かな支援を行っている。

イ)課題

生活困窮者自立支援法に基づく事業に従事する支援者が、孤独・孤立問題を有する生活困窮者に対し、その特性を踏まえた適切な支援を行えるよう、孤独・孤立に関する知識等を修得することが必要である。

ウ)目標

生活困窮者自立支援法に基づく事業に従事する支援者が、孤独・孤立問題を有する生活困窮者に対し、その特性を踏まえた適切な支援を行えるようにする。

エ)対策

厚生労働省は令和4年度の生活困窮者自立支援法に基づく事業に従事する支援者に対する研修等に、孤独・孤立に関する内容を盛り込み、孤独・孤立問題を有する生活困窮者へ適切な支援を行うことができる支援員を養成する。

- (2)状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる
②人材育成等の支援

重層的支援体制整備事業の従事者への研修の実施【厚生労働省】

ア)現状

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、重層的支援体制整備事業の従事者等を対象に、市町村における包括的な支援体制を構築するために必要な知識やその手法等を習得するための研修を実施している。

イ)課題

重層的支援体制整備事業の従事者による支援の質の向上が必要。

ウ)目標

重層的支援体制整備事業への理解を深め、複雑化・複合化した支援ニーズを有する者への支援が適切に行えるよう十分な専門性を有する人材の養成や、市町村における包括的な支援体制の構築に向けた機運醸成を図る。

エ)対策

引き続き、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、重層的支援体制整備事業の従事者等を対象に、市町村における包括的な支援体制を構築するために必要な知識やその手法等を習得するための研修を実施する。

- (2)状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる
②人材育成等の支援

- (3)見守り・交流の場や居場所づくりを確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
④地域における包括的支援体制の推進

社会福祉士及び精神保健福祉士の養成【厚生労働省】

ア)現状

社会福祉士及び精神保健福祉士の養成カリキュラムでは、「地域福祉と包括的支援体制」等の複数の科目において、社会問題や地域福祉といった視点で社会的孤立を学ぶこととしている。

イ)課題

社会福祉士及び精神保健福祉士の養成施設等において、社会的孤立に関する学習が円滑に進むよう、関係団体との連携が必要。

ウ)目標

社会的孤立に関する課題に対応できる社会福祉士及び精神保健福祉士を養成し、社会福祉士及び精神保健福祉士の登録者数を増加させることにより、地域における包括的支援体制の推進につなげる。
(令和3年度の目標値は令和2年度実績(社会福祉士 257,293名、精神保健福祉士 93,544名)以上とする。)

エ)対策

ソーシャルワークの専門職である社会福祉士及び精神保健福祉士の養成を行い、支援者を増員させる。

- (2)状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる
②人材育成等の支援

ひきこもり地域支援センター職員に対する研修の実施【厚生労働省】

ア)現状

ひきこもり地域支援センターの職員が一堂に会する研修が実施されていないため、支援者の経験やスキル不足によって支援の質にばらつきがあり、ひきこもり状態にある方やその家族によって有意となる支援の質が担保されていない懸念がある。

イ)課題

支援の質を平準化するとともに、よりレベルアップするために、ひきこもり地域支援センターの職員の支援者の育成が必要である。

ウ)目標

支援を必要とするひきこもり状態にある方が、必要な支援につながらず、本人が望む形で社会参加を実現することができるよう、ひきこもり地域支援センターの職員に対し研修を実施し、良質な支援の提供に取り組む。

エ)対策

国が主体となって、ひきこもり地域支援センターの職員に対して、知識や支援手法を習得するための研修を実施し、良質な支援者を育成する。

- (2)状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる
②人材育成等の支援

身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への円滑な医療提供支援【厚生労働省】

ア)現状

医療機関を対象に調査を行い、成年後見人や身元保証人に求める役割や支援の実態、医療機関職員の成年後見制度理解の状況といった実態を把握し、令和元年5月に、「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」を作成した。その後、厚生労働省として、都道府県を通じて医療機関等にガイドラインを周知している。

イ)課題

ガイドラインをより活用してもらうための施策を検討すること。

ウ)目標

短期的には、ガイドライン活用状況の調査研究等を踏まえ、ガイドラインをより活用してもらうための実践手引きを作成し、ガイドラインと併せて周知を行う。また、長期的には、身寄りがない人や判断能力が不十分で医療に係る意思決定が困難な人が安心して医療を受けられる環境の整備の支援を行う。

エ)対策

令和2年度に医療機関等を対象に調査を行い、ガイドラインの活用状況を把握し、改善点を検討して、令和3年度には「ガイドラインに基づく実践手引き(仮称)」を作成する方針(令和2年度厚生労働行政推進調査事業費補助金(地域医療基盤開発研究事業))。

(2)状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる

③関連施策の推進

結婚・子育てに関する地方公共団体の取組に対する支援【内閣府】

ア)現状

結婚・妊娠・出産、子育てというライフイベントが生じたときに、周囲から温かく受け入れられ、必要な支えを得られることは、何よりも重要であり、住民に身近な存在である地方公共団体が、地域の実情に応じ、結婚・妊娠・出産、子育てしやすい環境の整備に取り組み、国がそのような地方公共団体の取組を支援している。

イ)課題

地域における結婚支援の体制整備、妊娠・出産、子育てに温かい機運醸成の取組を推進する。

ウ)目標

妊娠・出産、子育てに温かい機運醸成に取り組む地方公共団体を、令和6年度までに、都道府県においては全て、市区町村においては8割とする。
また、結婚支援に取り組む地方公共団体についても、令和6年度までに都道府県においては全て、市区町村においては広域的な連携を伴うものを8割とする。

エ)対策

地方公共団体が行う、結婚に対する取組及び結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組について、これまでの取組から発掘された優良事例の横展開を支援するとともに、重点的に取り組むべき課題を支援する。
また、新婚世帯に対し、結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコスト(新居の家賃、引越費用等)を支援する地方公共団体を対象に、地方公共団体による支給額の一部を補助する。

(2)状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる

③関連施策の推進

男性の育児休業取得促進【厚生労働省】

ア)現状

勤労者世帯の過半数が共働き世帯になっているなかで、男性も子育てができ、親子で過ごす時間を持つことのできる環境づくりは、配偶者でもある女性の継続就業や出産意欲への影響という点でも重要である。こうした状況を踏まえ、第204回通常国会において改正育児・介護休業法が成立したところである。

イ)課題

「少子化社会対策大綱」等において、男性の育児休業取得率を2025年(令和7年)までに30%にする政府目標が掲げられる中、2020年度(令和2年度)の取得率は12.65%と未だ低い水準にあり、更なる取組の強化が必要。

ウ)目標

男性の育児休業取得率を2025年までに30%にする。

エ)対策

男性の育児休業取得促進に向け、人事労務担当者等向けセミナーの開催や、企業・個人に対する仕事と育児の両立に関する情報・好事例等の提供等を実施する。

- (2)状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる
③関連施策の推進

職場のメンタルヘルスに関する総合的な情報提供、相談対応【厚生労働省】

ア)現状

働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」において、職場のメンタルヘルスに関する総合的な情報提供を行うとともに、メンタルヘルス不調、過重労働による健康障害に関する相談への対応を行っている。

イ)課題

事業場外資源を含めた相談窓口の設置を推進することにより、労働者が安心してメンタルヘルス等の相談を受けられる環境を整備するため、本事業のより一層の周知が必要である。

ウ)目標

利用者が当該サイトから必要な情報を収集しやすいよう、令和3年度中に、当該サイト上にチャットボット機能を追加・整備する。また、令和4年度には精神科医、産業医の要件を満たす医師、保健師、社会保険労務士、カウンセラー等の職場のメンタルヘルス対策の専門家による委員会を開催し、より効果的な周知方法を含む、当該サイトの運営方針を検討する。

エ)対策

インターネットバナー広告による周知のほか、各種 SNS 等を通じた積極的な周知広報に取り組むことで、新入社員等の若年労働者など、今まで職場のメンタルヘルスになじみがなかった層に対しても、当該サイトについての認知を進める。
そのほか、ウ)に係る、有識者による検討結果を踏まえ、当該サイトの周知広報を進める。

- (2)状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる
③関連施策の推進

事業場における産業保健活動の支援【厚生労働省】

ア)現状

事業場における産業保健活動の活性化を図るため、産業保健総合支援センター及びその地域窓口において、①事業者、産業医等産業保健スタッフ等に対する研修等の実施等、②小規模事業場に対する産業保健サービス(訪問指導、窓口相談等の実施)の提供等の各種支援を行っている。

イ)課題

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、事業場における感染症予防対策やテレワークにおけるメンタルヘルス対策等、事業場における産業医・産業保健機能に期待される役割が拡大している。

ウ)目標

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を端緒とする、事業場における感染症予防対策、テレワークにおけるメンタルヘルス対策等に係る助言・支援の充実が必要とされていることから、令和4年度を目途とし、管内に、特に多くの事業場を抱える産業保健総合支援センターにおいては、保健師等、産業保健活動に関する専門的な知識を持った職員を重点的に配置する等体制の整備を行う。

エ)対策

あらゆる機会をとらえ、各種関係団体へ産業保健総合支援センターに関する周知を行うほか、事業場に対する労働基準監督署の指導等の際にも、当該センターについての案内を行う。

- (2)状況に合わせて切れ目のない相談支援につなげる
③関連施策の推進

職場等での心の健康保持増進を目指した介入のエビデンス構築【経済産業省】

ア)現状

昨今、従業員の心の健康保持増進に取り組む企業が増加しており、コロナ禍での外出自粛・働き方の急激な変化は、企業による取組の必要性をより高めている。また、このような企業の取組を後押しする形で、デジタル技術を活用した新しいソリューションが生まれ始めている。

イ)課題

従業員の心の健康保持増進に企業・保険者等が取り組む際に参考とするエビデンスの創出が十分でない。特に、デジタル等の新しい技術や考え方を組み入れた介入手法に関し、中長期的な健康増進効果や社会的・経済的インパクトに関するエビデンスが不十分である。

ウ)目標

既存ツールを用いた介入の、中長期的な心の健康保持増進効果や社会的・経済的インパクトに関する効果検証を行うことを通して、心の健康保持増進に関する製品・サービスの開発環境の整備や、それらを購入する際の選択の支援、心の健康保持増進に係る市場創出・育成を行う。

エ)対策

AMED(国立研究開発法人日本医療研究開発機構)事業として実証研究を支援し、既存ツール・手法の中長期的な有用性、経済性、継続性等の検証を通じて、エビデンスの創出支援を行う。

- (3)見守り・交流の場や居場所づくりを確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う

①居場所の確保

- (4)孤独・孤立対策に取り組む NPO 等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO 等の連携を強化する

①孤独・孤立対策に取り組む NPO 等の活動へのきめ細かな支援

子供の居場所づくりに取り組む地方公共団体の支援【内閣府】

ア)現状

コロナ禍において、子ども食堂等の子供の居場所の確保が難しい状況になっており、さらに居場所を運営する NPO 等も資金面で苦しい状況におかれていることが多い。

イ)課題

コロナ禍において、子供が孤独・孤立に陥らないようにするため、NPO 等を活用するなどして子供の居場所づくりに取り組む地方公共団体を支援する必要がある。

ウ)目標

地方公共団体が本交付金を活用する際に設定する当該年度の成果目標(子供を必要ない支援につなげた数など)が達成された地方公共団体の割合を8割以上とする。

併せて、地方公共団体による本交付金の活用等を通じて、子ども食堂等の子供の居場所を継続して増やす。(参考:「NPO 法人全国子ども食堂支援センター・むすびえ」が2020年

に実施した調査によると、子ども食堂の箇所数は 4,960 箇所)

エ)対策

子ども食堂等の子供の居場所づくりを確保し、孤独・孤立対策に取り組む NPO 等の活動へのきめ細かな支援を行うため、これらを行う地方公共団体を地域子供の未来応援交付金により支援する。

(3) 見守り・交流の場や居場所づくりを確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
①居場所の確保

(4) 孤独・孤立対策に取り組む NPO 等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO 等の連携を強化する
①孤独・孤立対策に取り組む NPO 等の活動へのきめ細かな支援

社会的養護における自立支援の充実【厚生労働省】

ア) 現状
厚生労働省では、里親等への委託や、児童養護施設等への入所措置を受けていた社会的養護経験者に、必要に応じて 18 歳(措置延長の場合は 20 歳)到達後も原則 22 歳の年度末までの間、引き続き里親家庭や施設等に居住して必要な支援を提供する事業に要する費用を補助する社会的養護自立支援事業を実施している。加えて、社会的養護経験者の孤立を防ぐとともに、社会的養護経験者が抱える課題等を把握し、適切な自立支援を提案するため、交流会の開催や、周知啓発活動の実施等の取組に対して費用を補助する社会的養護経験者ネットワーク形成事業を実施している。

イ) 課題
児童養護施設退所者等に対して、個々の状況に応じて、退所後も引き続き必要な支援を継続するための体制整備等を行う。

ウ) 目標
児童養護施設退所者等への自立支援のため、個々の状況に応じた生活・就労に関する相談への支援等に取り組んでいるが、都道府県等による各地域における実態の把握等を通じ、さらなる支援体制の強化を図っていく。

エ) 対策
社会的養護自立支援事業については、医療連携に必要となる嘱託医との契約等に必要となる経費を補助することや、一定期間ひとり暮らしを体験し、安定した退所後の生活を確保するため、民間アパート等の借り上げに必要な経費を補助することなどを盛り込んだ実施要綱を施行している。社会的養護経験者ネットワーク形成事業については、事業実施事業者において自治体職員や社会的養護経験者等を対象とした全国大会を開催する予定である。

(3) 見守り・交流の場や居場所づくりを確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
①居場所の確保

地域における子育て世帯への支援【厚生労働省】

ア) 現状
核家族化や地域のつながりの希薄化等により、子育てが孤立化することに伴う不安感や負担感に対し、子育て中の親子が気軽に集い、不安や悩みを相談できる場所を提供する。令和2年度時点で、7,735 箇所が設置されている。

イ) 課題
親子が気軽に集うことができる場所は、子育ての孤独・孤立感を解消するために重要であり、各自治体において策定された第2期市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき、全国における実施箇所数の拡充が必要である。

ウ) 目標
第2期市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき、令和4年度において、10,143 箇所(地方単独事業分含む)の設置、最終年である令和6年度において、10,206 箇所(地方単独事業分含む)の設置を目指す。

エ) 対策
主に3歳未満の子を育てる親とその子(妊娠中の方やその家族の利用も可)が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供する。

- (3) 見守り・交流の場や居場所づくりを確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
①居場所の確保

生活保護世帯を含む生活困窮世帯の子どもへの学習・生活支援【厚生労働省】

- ア)現状
生活保護受給世帯の子どもを含む生活困窮者世帯の子どもを対象に、関係機関と連携し、学習支援や生活習慣・育成環境の改善等を行い子どもを将来の自立を後押しする。事業の利用者は中学生が多く、高校生は少ない。また、事業の取組の一つである生活習慣・育成環境の改善のうち、時間や人手のかかる体験学習や保護者に対する相談会等を実施している自治体は1割未満であり、フードバンク等の関係団体や専門職の活用も十分ではない。

- イ)課題
高校生の留年や中退防止、関係団体等と連携した子どもや家庭が抱える課題への支援につなげる取組の推進が必要である。

- ウ)目標
高校生の留年や中退防止、関係団体等と連携した子どもや家庭が抱える課題への支援につなげる取組の推進を図る。

- エ)対策
高校生への切れ目ない支援を推進するほか、集団行動を学ぶ体験学習や将来の職業選択のきっかけとなる職業体験等の取組や、フードバンクや子ども食堂を含む民間団体との連携、スクールソーシャルワーカーをはじめとする専門職の活用により子どもや保護者を支援していく。

- (3) 見守り・交流の場や居場所づくりを確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
①居場所の確保

- (4) 孤独・孤立対策に取り組む NPO 等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO 等の連携を強化する
①孤独・孤立対策に取り組む NPO 等の活動へのきめ細かな支援

フードバンク活動の推進【農林水産省】

- ア)現状
生活困窮者支援の観点からもその重要性が高まっているフードバンク活動について、その活動の拡大を支援している。

- イ)課題
フードバンク団体を取り扱う食品には、賞味期限間近の食品も多いため、食品の事故が発生した際に対応が出来る人材を育成する必要がある。
また、地域で活動しているフードバンク団体によるきめ細かな食材提供の取組の拡大が期待されている。

- ウ)目標
国は、令和 12 年度までに、平成 12 年度比で事業系食品ロス量を半減(273 万トン)するという目標を掲げている。
これに資するためにも、フードバンク活動推進事業で支援を受けたフードバンク団体が、子供食堂等に対して食品を提供する量が増加することを目指す。

- エ)対策
フードバンク活動の推進のため、設立初期のフードバンク団体の人材育成、食品の取扱いの拡大に向けた取組等を支援する。

- (3) 見守り・交流の場や居場所づくりを確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
①居場所の確保

国が保有する災害用備蓄食品の子供食堂やフードバンク団体等への提供【消費者庁、農林水産省】

- ア) 現状
各府省庁が災害発生時の業務継続のために保有している災害用備蓄食品については、従来、食品の消費期限管理のため新しい食品に入れ替える際、職員等への配布後の残部については廃棄されていたが、コロナ禍における社会経済の状況も踏まえ、令和3年4月から、賞味期限までの期間が概ね2か月以内の災害用備蓄食品についてはフードバンク団体等への無償提供の対象とすることとした(令和3年4月 21 日「国が保有する災害用備蓄食品の有効活用について」関係府省庁申合せ)。
各府省庁による無償提供の実施状況については、農林水産省で「国の災害用備蓄食品の提供ポータルサイト」を設け、情報を取りまとめて公表を行っている。

- イ) 課題
申合せ事項については、各府省庁の取組状況等を踏まえ、今後も必要に応じ見直しを行う。
- ウ) 目標
各府省庁で入れ替え予定の災害用備蓄食品を確実にフードバンク団体等へ提供するとともに、地方支分部局等を含む政府全体で取組を推進し、地方公共団体や民間企業の取組を促進する。

- エ) 対策
必要に応じ各府省庁による災害用備蓄食品の無償提供及び地方公共団体や民間企業への取組の促進に係る状況を把握する。災害用備蓄食品の有効活用に関する先進的モデル事業(令和3年度実施)の成果等を踏まえその有効活用に資する手法を地方公共団体や民間企業へ周知・啓発する等、政府全体で取組を推進する。

- (3) 見守り・交流の場や居場所づくりを確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
①居場所の確保

政府備蓄米の無償交付【農林水産省】

- ア) 現状
新型コロナウイルスの感染拡大を背景に、学校給食の補完機能を果たす「子供食堂等」に加え、子供食堂に集まりにくい中で、子育て家庭に食材を届ける「子供食」の取組が拡大している。このため、従前より学校給食におけるごはん食の拡大を支援してきた政府備蓄米の無償交付制度の枠組みの下、子供食堂等や子供食の活動を行う団体に対し、食育の一環として政府備蓄米の無償交付を行っている。

- イ) 課題
引き続き交付申請者からの相談等に丁寧に対応し、政府備蓄米を希望する子供食堂等に交付できるよう努める必要がある。

- ウ) 目標
前年度より交付数量を増加する。

- エ) 対策
従前より学校給食におけるごはん食の拡大を支援してきた政府備蓄米の無償交付制度の枠組みの下、子供食堂等や子供食の活動を行う団体に対し、食育の一環として政府備蓄米の無償交付を実施。
(食事提供団体(子供食堂等)一申請当たり上限 120kg、食材提供団体(子供食)一申請当たり上限 300kg)

- (3) 見守り・交流の場や居場所づくりを確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
①居場所の確保
- (4) 孤独・孤立対策に取り組む NPO 等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO 等の連携を強化する
①孤独・孤立対策に取り組む NPO 等の活動へのきめ細かな支援

地域における共食の推進【農林水産省】

- ア) 現状
家族や誰かと共に食事をしながらコミュニケーションを図ることは、食育の原点で、共食を通じて、食の楽しさを実感するだけでなく、食や生活に関する基礎を伝え習得する機会にもなる。
しかしながら、高齢者の一人暮らしが増加し、ひとり親世帯や貧困の状況にある子供が一定数存在するなど、様々な家庭環境や生活の多様化により、家族との共食が難しい場合があることから、食育推進の観点から、子供食堂等地域での様々な共食の場づくりを進めている。

- イ) 課題
上記の現状を踏まえ、地域の人々が子供食堂や通いの場など地域での様々な共食の場づくりを進める活動の意義を理解し、適切な認識を共有することができるよう、国及び地方公共団体が情報提供や支援を行うことが必要。

- ウ) 目標
食育基本法に基づく第4次食育推進基本計画の計画期間(令和3年度からおおむね5年間)を通して、「新しい生活様式」に対応しつつ、地域等で共食したいと思う人が共食する割合を増やすことを目標とする。具体的には、令和2年度は 70.7%となっており、令和7年度までに 75%以上とすることを目指す。

- エ) 対策
第4次食育推進基本計画に基づき、同基本計画及び北海道府県食育推進計画の目標達成に向け、子供食堂などの共食の場における食育活動を支援する。

- (3) 見守り・交流の場や居場所づくりを確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
①居場所の確保
- (4) 孤独・孤立対策に取り組む NPO 等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO 等の連携を強化する
①孤独・孤立対策に取り組む NPO 等の活動へのきめ細かな支援

国産農林水産物等の新たな販路開拓の推進【農林水産省】

- ア) 現状
国産農林水産物等については、新型コロナウイルスの感染拡大の影響が生じており、これまで食育に取り組む学校給食・子ども食堂等への食材提供等についても、食材調達費や輸送費等を支援してきた。

- イ) 課題
国産農林水産物等が新型コロナウイルスの影響を依然として受けていることから、子ども食堂等への食材提供を含め、引き続き販路開拓を支援することにより、当該影響を緩和していく必要がある。

- ウ) 目標
子ども食堂等での食育を通して、国産農林水産物等に対する理解増進を図りつつ、新型コロナウイルスによる需要減少等の影響を受けている農林漁業者等の販路の新規開拓を支援していく。

- エ) 対策
国産農林水産物等販路新規開拓緊急対策事業により、新型コロナウイルスの影響により外食・インバウンド等の需要先が減少した農林漁業者・食品加工業者等が行う学校給食や子ども食堂等への食材提供等の取組に対して、食材調達費、輸送費等を支援する。

- (3) 見守り・交流の場や居場所づくりを確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
①居場所の確保

高齢者の通いの場の継続・再開【厚生労働省】

ア)現状
令和元年度において、地域の高齢者が集まり交流する通いの場への参加率は6.7%と増加傾向にある。令和2年の緊急事態宣言時(4～5月)には、市町村が活動状況を把握していた通いの場の取組の約9割が活動を自粛していたが、11月には約8割が活動を実施していた。
国としては、新型コロナウイルス感染症の感染防止にも配慮した取組について、自治体への周知や特設WEBサイトを活用した情報発信等を行うとともに、介護保険保険者努力支援交付金(社会保障の充実分)による、介護予防・健康づくり等に資する取組の重点的な評価を行っている。また、多世代交流やボランティア活動なども含む多様な通いの場の展開を図るため、令和3年8月に、先進的な事例等を参考に類型化した事例集「通いの場の類型化について(Ver.1.0)」を公表・周知したところ。

その他、介護予防・日常生活支援総合事業において、市町村では介護予防に資する取組への参加者やボランティア等に対するポイント付与、ボランティア活動に対する奨励金(謝礼金)の補助を実施しており、国としてはこれらの取組にかかる経費の支援を行っている。

イ)課題

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、一部の自治体で通いの場が自粛される等の状況があった。介護予防の推進を図る観点から、引き続き、通いの場の再開・推進に向けた取組を行い、参加率の向上を図ることが必要である。

ウ)目標

介護予防に資する通いの場への参加率を令和7年(2025年)までに8%程度に高める。(認知症施策推進大綱におけるKPI)

エ)対策

介護予防や地域づくりの観点から、通いの場の取組を推進する。具体的には、これまで、特設WEBサイト等を活用した新型コロナウイルス感染症の感染防止にも配慮した取組の広報や、多様な通いの場の展開を図るための事例集の公表・周知を行っており、更なる広報の強化や取組事例の収集等を実施することで、通いの場の参加率の向上に取り組む。

- (3) 見守り・交流の場や居場所づくりを確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
①居場所の確保

家族介護者の交流会の開催支援【厚生労働省】

ア)現状

市町村において、家族介護者を介護から一時的に解放するための介護者相互の交流会等を開催するための事業を行っており、そのような相談の場などを設けることが介護者の孤独・孤立対策に資する。

任意事業であることから、全ての市町村が行っているものではないが、各自治体のニーズや実情に応じて、事業の実施が必要と判断した市町村に実施していただいている。国としてはその開催にかかる経費の支援を行っている。

イ)課題

各世帯が抱える課題が多様化する中、家族介護者の状況が高齢者の自立した生活にも大きな影響を与える可能性があり、介護者の孤独・孤立を防ぐなど、家族介護支援の取組を促進する必要がある。

ウ)目標

長期的には、市町村が実施する医療機関・福祉事業者の関わりがある場合に家族介護者を把握する取組や、福祉分野など関係者の家族介護に係る理解促進を図る取組を支援することで、家族介護支援の促進を目指す。

短期目標としては、市町村による家族介護者の交流会開催の取組の充実等を図るため、調査研究事業等を活用し、効果的な家族介護者の居場所・相談機会の確保のあり方について検討する。

エ)対策

高齢者を在宅で介護している家族介護者を対象として、他の家族介護者や知見を有する専門家などとの交流を行うことにより、適切な介護知識・技術の習得並びに身体的、精神的な負担の軽減を図る。

- (3) 見守り・交流の場や居場所づくりを確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
①居場所の確保

認知症カフェの普及・促進【厚生労働省】

ア)現状

認知症の人やその家族が地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場である認知症カフェを活用した取組が行われており、令和2年度時点で 47 都道府県 1,518 市町村にて、7,737 カフェが設置されている(設置率:87.2%)。

イ)課題

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、認知症カフェの中止が余儀なくされている。

ウ)目標

長期的には認知症カフェの全市町村への普及を目指す。一方で、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、既存の認知症カフェの中止等が余儀なくされ、新規設置も困難な状況下にある。そのため、短期目標としてはオンライン等を活用した認知症カフェの取組について、全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議等で引き続き周知していく。

エ)対策

認知症の人やその家族が地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場である認知症カフェを活用した取組を推進し、地域の実情に応じた方法により普及するため、引き続き地域支援事業により補助を行う。また、令和2年度老人保健健康増進等事業において作成した、オンライン等を活用した認知症カフェ継続のための手引書について自治体等へ周知を行い、コロナ禍においても認知症カフェの取組が実施されるよう努めていく。

- (3) 見守り・交流の場や居場所づくりを確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
①居場所の確保

全世代・全員活躍型「生涯活躍のまち」の推進【内閣官房(まち・ひと・しごと創生本部事務局)】

ア)現状

誰もが居場所と役割を持つコミュニティづくりを強力に推進する施策として、「交流・居場所」、「活躍・しごと」、「住まい」、「健康」などの必要な機能の確保や企業と連携した都市と地方との間の人材循環の推進などを内容とする、全世代・全員活躍型「生涯活躍のまち」を推進している。

イ)課題

活気あふれる温もりのある地域をつくるため、女性、高齢者、障害者、ひきこもりの方など、孤独・孤立の問題を抱える当事者を含め、性別や年齢、障害の有無等を問わず、一人ひとりが個性と多様性を尊重され、支援する側とされる側が可変的となり、それぞれの希望に応じて、それぞれの持つ能力を発揮し、生きがいを感じながら暮らすことができる地域コミュニティの実現が不可欠である。

ウ)目標

令和6年度までに「全世代・全員活躍型の「生涯活躍のまち」に関する構想等に基づき、コミュニティに関する取組を実施している地方公共団体数」を 150 団体とする。

エ)対策

孤独・孤立の問題を抱える当事者を含む、地元住民と移住者や関係人口双方を対象に、エリア全体の魅力向上や空間デザインという点を視野に入れ、住宅・福祉・健康づくり、就業支援、まちづくりなど、施策を分野横断的、総合的に活用し、「交流・居場所」等の確保を図る「生涯活躍のまち」の取組を支援する。

「生涯活躍のまち」に関する Web サイトの充実等を通じて、情報発信の強化を図る。

- (3) 見守り・交流の場や居場所づくりを確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
- ①居場所の確保
 - ②アウトルーキー型支援体制の構築

地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する調査研究事業、地方財政措置【総務省】

ア) 現状

総務省では、地域運営組織(※)の形成及び持続的な運営に向け、地域運営組織の活動状況等に関する全国的な実態を把握するための調査を実施するとともに、地方財政措置を講じている。

(※) 地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織。令和2年度時点で地域運営組織は全国で 5,783 組織存在する(令和2年度実施の当該調査研究より)。

イ) 課題

孤独・孤立対策、子どもを産み育てやすい地域社会の実現、若者の交流創出など地域課題は多様化しており、更に今般のコロナ禍も受け、これらの課題の解決に向けた取組が求められるている。

ウ) 目標

『第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」』(令和元年 12 月 20 日閣議決定)における重要業績評価指標 (KPI)として、「住民の活動組織(地域運営組織)の形成数: 7,000 団体(2024 年度)」「生活支援などの自主事業の実施等による取組の確保に取り組み地域運営組織の割合: 60%(2024 年度)」が記載されているところ。

エ) 対策

孤独・孤立対策に資する取組として、令和4年度は、地域運営組織がNPO等の他の様々な組織との一体化や連携により多機能化を進め、地域における共助を総合的に実施するモデルを創出するための調査研究を実施するとともに、見守り・交流の場や居場所づくりなど、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりをより一層推進するため、地域運営組織による地域の実情に応じたきめ細やかな取組を市町村が支援できるよう、適切に地方財政措置を講じていく。

- (3) 見守り・交流の場や居場所づくりを確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う

- ①居場所の確保
- ②アウトルーキー型支援体制の構築
- ④地域における包括的支援体制の推進

生活困窮者支援等のための地域づくりの推進【厚生労働省】

ア) 現状

コロナ禍において、孤独・孤立問題がより深刻化・顕在化している中で、地域における「絆」や支え合いの重要性が再認識されており、それを具現化できる取組が求められている。

イ) 課題

地域住民が孤独・孤立に陥らず地域コミュニティの中で活躍できるよう、身近な地域において、気軽に安心して通える居場所の確保や、地域資源を活用した連携の仕組みづくりの推進が必要である。

ウ) 目標

地域における「絆」や支え合いを具現化した取組により、地域住民が孤独・孤立に陥らずに自分らしく活躍できる地域コミュニティを構築し、地域共生社会を実現するための市町村における包括的な支援体制を整備する。

エ) 対策

身近な地域において、地域住民による共助の取組の活性化を図り、安心して通える居場所の確保や地域資源を活用した連携の仕組みづくりを支援することで、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成していく。

(3) 見守り・交流の場や居場所づくりを確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを推進する

①居場所の確保

孤独・孤立の問題を抱える住宅確保要配慮者に対する居住支援活動や居住環境における交流創出に対する支援【国土交通省】

ア)現状

低額所得者や高齢者、障害者等の住宅確保要配慮者の住まいの確保として、住宅セーフティネットの中心的役割を担う公営住宅の整備や民間賃貸住宅等の空き家や空き室を活用したセーフティネット登録住宅への登録を推進している。

また、居住支援協議会や居住支援法人等と連携して、孤独・孤立対策の観点も踏まえ、住宅確保要配慮者に対する入居時のマッチング・相談、入居中の見守り・緊急時の対応や就労支援等を実施している。

イ)課題

公営住宅やセーフティネット登録住宅等により住宅確保要配慮者に対する住まいの確保への支援は行っているが、住まいの確保に困難を抱えている世帯や深刻化する社会的な孤独・孤立の問題を抱える世帯をはじめとして、若年・子育て世帯、高齢者世帯など、誰もが安心して暮らせる多様な住まいの確保を図ることが重要となっている。

そのため、社会的な孤独・孤立に陥りやすい世帯の交流創出につながる居場所づくりといった孤独・孤立対策に資する環境整備に対する支援を強化することが必要である。

ウ)目標

住宅確保要配慮者が安心して暮らせるセーフティネット機能の整備を目指し、居住支援協議会を設立した市区町村の人口カバー率を令和12年度までに50%とする(住生活基本計画(全国計画)の成果指標を引用)。

また、孤独・孤立対策や要配慮者の居住の安定を確保する観点からは、住宅の確保だけではなく、入居後の見守り等の生活支援を含めた切れ目ない支援を行うことが重要であるため、このような支援活動を行う居住支援法人の指定数の増加を促進する。

エ)対策

公営住宅やセーフティネット登録住宅等において、孤独・孤立対策に資する取組への支援を強化することにより、身近な地域における人と人とのつながりを持つ場となり、相談等の場にもなる居場所づくりの取組を推進する。

(3) 見守り・交流の場や居場所づくりを確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う

- ①居場所の確保
- ②アウトリーチ型支援体制の構築
- ④地域における包括的支援体制の推進

地域における包括的な支援体制の推進【厚生労働省】

ア)現状

地域住民の抱える複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、属性を問わない相談支援、多様な参加支援の推進、地域づくりに向けた支援を一体的に行っている。(令和3年度は42自治体が実施)

イ)課題

地域住民の抱える複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築の促進が必要である。

ウ)目標

重層的支援体制整備事業において属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくり支援を一体的に進めることにより、市町村における包括的な支援体制を整備する。

エ)対策

引き続き、地域住民の抱える複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、属性を問わない相談支援、多様な参加支援の推進、地域づくりに向けた支援を一体的に行う。

(3) 見守り・交流の場や居場所づくりを確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う

- ①居場所の確保
- ②アウトリーチ型支援体制の構築
- ④地域における包括的支援体制の推進

ひきこもり支援の推進【厚生労働省】

ア)現状

ひきこもり状態にある方やその家族が相談支援を受けられるよう、各都道府県及び指定都市に「ひきこもり地域支援センター」を設置し、その他の市町村に対してはひきこもり支援に特化した事業を実施する場合に「ひきこもりサポート事業」により財政支援をしている。

【ひきこもり地域支援センター設置自治体】

全都道府県・指定都市

【ひきこもりサポート事業を実施する市町村数】

平成30年度：33市町村

令和元年度：81市町村

令和2年度：123市町村

イ)課題

ひきこもり状態にある方やその家族がより身近な場所でも相談できるよう、基礎自治体における相談窓口の設置と息の長い支援の実施が必要である。

ウ)目標

支援を必要とするひきこもり状態にある方が、必要な支援につながり、本人が望む形で社会参加を実現することができるよう、ひきこもり支援に積極的に取り組む基礎自治体の増加を図る。

エ)対策

より身近な場所でも相談ができて必要な支援につながるよう、基礎自治体における相談窓口の設置や息の長い支援を実施するとともに、基礎自治体の取組を都道府県がバックアップする体制を構築する。

(3) 見守り・交流の場や居場所づくりを確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う

- ①居場所の確保

DV被害者等の緊急・一時的避難措置【警察庁】

ア)現状

ストーカー・DV事案等の被害者の多くが、その置かれた状況や経済的負担を理由に、避難を躊躇するなど困難を抱え、居場所を失う例が見受けられるところ。被害者等の生命・身の安全の確保を図りつつ、被害者等の居場所を確保するために、被害者等が宿泊するホテル等の費用を公費で負担することを推進している。これらの被害者等の一時的な居場所づくりや、被害の未然防止・拡大防止を図ることによって、その孤独・孤立の抑止につながるものと考えられる。

イ)課題

ストーカー・DV事案等の被害者等の生命・身の安全を確保するために、被害者等が宿泊するホテル等の費用を公費で負担しているところであるが、警察庁においては、ストーカー・DV事案等に対応する警察職員に対し、公費負担制度による被害者への支援を迅速・的確に実施できるよう周知・指導していく必要がある。

ウ)目標

第4次犯罪被害者等基本計画(令和3年3月30日閣議決定)の計画期間である令和8年3月までの間、ストーカー事案やDV事案等の再被害防止のための安全確保策として、被害者等の適切な避難等に係る支援の推進等の各種対策を推進することで、当該被害者等の孤独・孤立の抑止を図る。

エ)対策

ストーカー・DV事案等に対応する警察職員に対し、本施策による被害者等への迅速・的確な支援が適切に実施されるよう周知・指導を行う。
また、引き続き予算措置(都道府県警察費補助金)を行うことで、一時的避難措置を必要とする被害者等が、必要な時に本施策を活用することができるようにする。

(3) 見守り・交流の場や居場所づくりを確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う

- ①居場所の確保
- ②アウトルーキー型支援体制の構築

被災地見守り・相談支援の推進【復興庁、厚生労働省】

ア)現状

被災者がそれぞれの地域の中で生き生きと安心して日常生活を営むことができるよう、社会福祉協議会等に相談員を配置し、東日本大震災の被災者の見守り・相談支援を実施している。

イ)課題

復興の進展に伴い、避難生活の長期化、災害公営住宅等移転後のコミュニティ形成、被災者の心のケア、避難生活指し解除区域における生活再建等被災者をとりまく課題は多様化しており、「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針」(令和3年3月9日閣議決定)に基づき、コミュニティ形成や心の復興、見守り・相談支援等の取組については引き続き対応が必要なことから、事業の進捗に応じた支援を継続する必要がある。

ウ)目標

相談員等による見守り等によって、支援を必要とせず、日常生活を営むことができる世帯数が増加することを目指し、令和4年度については、個別の事情を把握した上で、事業の進捗に応じた必要な支援を実施する。

エ)対策

引き続き、東日本大震災の被災者がそれぞれの地域の中で生き生きと安心して日常生活を営むことができるよう、社会福祉協議会等に相談員を配置し、必要な方に対して見守り・相談支援を実施していく。

(3) 見守り・交流の場や居場所づくりを確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う

- ①居場所の確保

非行少年を生まない社会づくり【警察庁】

ア)現状

少年の規範意識の向上と少年を取り巻く地域社会とのきずなの強化を図るため、都道府県警察の少年サポートセンターの少年補導職員等を中心に、問題を抱えた少年に対する継続的な助言や少年警察ボランティア等と協働した支援活動等を通じて、再非行防止対策を推進するとともに、地域に対する情報発信、少年警察ボランティア等の協力による街頭補導、非行防止教室の開催等の取組を推進し、少年を見守る社会気運の向上を図るなど、「非行少年を生まない社会づくり」を推進している。

この取組の一環として、社会奉仕体験活動や農業体験活動等の生産活動、スポーツ活動等への参加の促進や、修学・就労等に関する支援を図っているところ、こうした体験等を通じて少年に周囲の人々との絆を実感させることは、その孤独・孤立の抑止にもつながるものである。

イ)課題

上記各種活動等への参加の促進や修学・就労等に関する支援の実施を通じ、個々の少年のニーズに応じた支援の更なる充実を図る必要がある。

ウ)目標

社会奉仕体験活動等への参加の促進や修学・就労等に関する支援等の、個々の少年のニーズに応じた支援活動をより充実させ、当該少年の孤独・孤立の防止にも寄与する。

エ)対策

全国の少年の支援を担当する警察職員に対し、専門的な知識を習得させるための教育・研修を実施し、カウンセリング技術や問題解決能力の向上を図る。

また、継続的に少年及び保護者と連絡をとり、相談への助言等を実施していくほか、大生ボランティアをはじめ、少年警察ボランティア等と協働し、修学・就労に向けた支援、社会奉仕体験活動等への参加機会の確保等、個々の少年の状況に応じた支援活動を実施する。

(3) 見守り・交流の場や居場所づくりを確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う

①居場所の確保

(4) 孤独・孤立対策に取り組む NPO 等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO 等の連携を強化する

①孤独・孤立対策に取り組む NPO 等の活動へのきめ細かな支援

刑務所出所者等の就労・住居・相談先の確保【法務省】

ア)現状

(就労)

刑務所出所者等の社会復帰のため、就労支援のノウハウ等を有する民間団体に委託して、協力雇用主へのマッチングや雇用後の支援を行う「更生保護就労支援事業」を全国 23 庁で実施している。また、刑務所出所者等を雇用し、就労継続に必要な指導や助言を行う協力雇用主に対し、奨励金を支給する「刑務所出所者等就労奨励金制度」を実施している。(住居・相談先)

民間法人が設置・運営する更生保護施設(全国 103 施設)において、刑務所出所者等のうち住居がない、頼るべき人がいないなどの理由で直ちに自立することが難しい者を受け入れ、宿泊場所や食事の提供をするほか、社会復帰のための就職援助や生活相談等を実施している(年間約 8,000 人を保護)。

全国の更生保護施設のうち指定された更生保護施設には、福祉職員・薬物専門職員を配置(福祉職員は全国 74 施設、薬物専門職員は全国 25 施設に配置)し、高齢・障害者や薬物事犯者等に対する専門的な処遇を実施しているほか、更生保護施設退所後も継続的な支援を行うための訪問支援を試行(全国8施設)している。

また、自立準備ホーム(全国 447 事業者)として、あらかじめ保護観察所に登録された NPO 法人等の民間法人・団体等が有する空き部屋等を活用し、帰るべき場所のない刑務所出所者等に宿泊場所と自立に向けた生活支援を一体的に提供している(年間約 1,700 人を保護)。

イ)課題

(就労)

全国に 50 庁ある保護観察所のうち、「更生保護就労支援事業」を実施している庁が 23 庁に限られているところ、同事業の充実を図る必要がある。また、刑務所出所者等のうち就労や職場定着が特に困難な者に対して、よりきめ細かな指導や助言が必要である。(住居・相談先)

刑務所出所後の帰るべき場所のない満期釈放者が 3,266 人(令和2年)存在するなど、刑務所出所者等は地域社会において孤立していることから、これらの者の居場所(住居)や相談先を確保するため、更生保護施設及び自立準備ホームの受入れ及び処遇機能の充実強化、地域における支援ネットワークの充実のための連携体制の構築、必要な保護観察官の増配置に取り組む必要がある。

ウ)目標

出所受刑者の2年以内再入率を低下させる。

(就労)

更生保護就労支援事業、刑務所出所者等就労奨励金を充実することにより就労及び職場定着に向けた支援の強化を図る。

(住居・相談先)

老朽化した更生保護施設の改築、専門職員の配置など更生保護施設及び自立準備ホームの受入れ及び処遇機能の強化を図る。

また、地域における支援ネットワークを充実させることで、刑務所出所者等の相談先等を増加させる。

エ)対策

(就労)

就労支援に関するノウハウや企業ネットワーク等を有する民間の事業者が、保護観察所との連携により、刑務所出所者等のうち就労の確保が困難な人に対し、関係機関等と協力して継続的かつきめ細かな支援を行うとともに、就労継続に必要な寄り添い型の支援を実施している更生保護就労支援事業について、実施庁の拡大を図るとともに、事業の安定性・継続性を確保するための方策について検討していく。

刑務所出所者等を雇用して指導に当たる協力雇用主に對して、年間最大 72 万円を支給している刑務所出所者等就労奨励金制度について、さらに効率的な運用ができるよう刑務所出所者等の特性に応じた制度の見直しについて検討していく。

(住居・相談先)

老朽化した更生保護施設の全面改築を行うことで、受入れ及び処遇機能の強化を図る。少年の定員を有する更生保護施設に福祉職員を配置することで、発達障害等を抱える少年の処遇強化を図る。

自立準備ホームの活動基盤を強化することで、帰るべき場所のない刑務所出所者等の受入れを促進する。

国が委託等に要する費用を措置するとともに、更生保護施設職員に対する研修等を実施している。

満期釈放者等に対する島の長い支援を実現するため、相談支援等を行う地域ネットワークの構築の在り方について検討していく。

必要な保護観察官の増配置を行う。

- (3) 見守り・交流の場や居場所づくりを確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
①居場所の確保

刑務所出所者等に対する福祉的支援等の実施【法務省】

- ア)現状
受刑者等のうち、適当な帰住先が確保されていない高齢者又は障害のある者等が、矯正施設出所後に、福祉サービスを円滑に利用できるようにするため、関係機関が連携して、矯正施設在所中から必要な調整を行い出所後の支援につなげる特別調整の取組を実施している。
- イ)課題
関係機関等と連携し、受刑者等が矯正施設在所中から必要な調整を行い出所後の支援につなげる特別調整の取組の充実に努める必要がある。
- ウ)目標
出所受刑者の2年以内再入率を低下させる。
福祉的支援等を充実させる。
- エ)対策
受刑者等のうち、適当な帰住先が確保されていない高齢者又は障害のある者等が、矯正施設出所後に、福祉サービスを円滑に利用できるようにするため、関係機関が連携して、矯正施設在所中から必要な調整を行い出所後の福祉的支援につなげる取組を実施する。

- (3) 見守り・交流の場や居場所づくりを確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
②アウトリーチ型支援体制の構築

子どもに関する情報・データ連携による支援の推進【デジタル庁、内閣官房、内閣府、文部科学省、厚生労働省】

- ア)現状
子どもに関する教育・保育・福祉・医療等のデータについては、自治体内でもそれぞれ、部局で管理されているとともに、児童相談所・福祉事業所・医療機関・学校等の多様な関係機関があり、個別で対応している。
- イ)課題
それぞれの機関がそれぞれの役割に応じて、保有する情報を利用して個別に対応に当たっており、連携ができていない。
- ウ)目標
下記実証事業のような、真に支援が必要な子どもや家庭を見つけニーズに応じたブリンク型の支援を届ける取組により、子ども一人一人の状況に応じたオーダーメイドの社会的な課題の解決が可能となり、子ども一人一人が夢や希望を持つことができる社会の実現に資する。
- エ)対策
各自治体において、貧困・虐待・不登校といった困難の類型にとらわれず、教育・保育・福祉・医療等のデータを分野を超えて連携させ、真に支援が必要な子どもや家庭に対するニーズに応じたブリンク型の支援に活用する際の課題等を検証する実証事業を実施する。

- (3) 見守り・交流の場や居場所づくりを確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
- ②アウトリーチ型支援体制の構築

地域における家庭教育支援【文部科学省】

- ア)現状
全国各地で家庭教育支援チームを設置するなど、家庭教育支援の取組を実施(令和2年度は775箇所)に国庫補助)。
特に、周囲の協力を得られず、地域で孤立している保護者をはじめとする「真に支援が必要な家庭」に対しては、家庭教育支援チームによるアウトリーチ型支援を行っている。
- イ)課題
全国どの地域においても保護者の悩み・不安を解消できるよう、家庭教育支援チーム等の体制整備を広げていく必要がある。
また、地域におけるアウトリーチ型支援については、人材・予算の確保が課題となっている。
- ウ)目標
現在、家庭教育支援チームで活動するメンバーは地域の子育て経験者・元教員が中心となっているが、特に支援が必要で対応が困難な家庭に対しては、地域から孤立しないよう、臨床心理士や社会福祉士をはじめとすると専門人材を活用したい。

- ウ)目標
将来的に全市区町村に家庭教育支援チームが設置され、その半数でアウトリーチ型支援が実施されることで、保護者の不安や課題等への早期対応を可能とする。

- エ)対策
地域における家庭教育支援基盤構築事業(「学校を核とした地域力強化プラン」事業)においては、子育てに周囲の協力が得られにくい保護者など真に支援が必要な家庭に家庭教育支援チームの支援員(子育て経験者や元教員、社会福祉士、臨床心理士等)が訪問し、家庭教育に関する情報の提供や相談を実施するなど保護者の置かれた状況に寄り添う支援を実施している。

- (3) 見守り・交流の場や居場所づくりを確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
- ②アウトリーチ型支援体制の構築

地域若者サポートステーションの周知・広報の充実等【厚生労働省】

- ア)現状
15～49歳の無業者(以下「若年無業者等」という。)の職業生活における自立を支援するための機関である「地域若者サポートステーション」(以下「サポステ」という。)の認知度を高めるため、民間事業者を活用(委託)して周知・広報を実施しており、専用HPの作成、YouTube動画の配信、オンラインイベントの実施やポスター・リーフレットなどを作成している。また、各サポステにおいても、HPやポスター・リーフレット等を活用した周知・広報を実施している。さらに、高等学校等との連携により把握した中途退学者等に対して、希望に応じてサポステの職員が学校や自宅等を訪問し、サポステの紹介や支援に関する説明を行っている。
- イ)課題
若年無業者等が孤独・孤立に陥らないよう、これまで支援が届きにくくサポステの利用に至らなかった対象者へのアプローチを強化していく必要がある。
- ウ)目標
広報活動の効果測定を毎年度実施することにより、若年無業者等の特性や課題を把握し、より効果的な広報手法の採用を検討する。サポステの周知・広報を本省、労働局及び各サポステにおいて継続的に実施し、総利用件数(相談支援及びセミナー受講件数)を500,000件以上とする(令和3年度)。
- エ)対策
若年無業者等の職業生活における自立を支援するための機関であるサポステの認知度を高めるため、引き続き、民間事業者の活用(委託)等によるサポステの周知・広報を実施する。
また、高等学校等との連携により把握した中途退学者等に対しては、引き続き、希望に応じて、サポステの職員が学校や自宅等を訪問し、サポステの紹介や支援に関する説明を行うことにより、学校教育からの切れ目のない支援に努める。

- (3) 見守り・交流の場や居場所づくりを確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを推進する
- ②アウトリーチ型支援体制の構築
- ④地域における包括的支援体制の推進

地域における子供・若者の育成支援【内閣府】

ア) 現状

- (子供・若者支援体制の整備推進)
困難を有する子供・若者に対し、切れ目のない支援を関係機関が連携して行うための体制(子ども・若者支援地域協議会。以下「協議会」という。)の整備を推進するため、講習等の各種事業を実施している。
- また、子供・若者に関する地域における総合的な相談窓口(子ども・若者総合相談センター)の設置を進めている。
- 一。以下「センター」という。)機能の普及及び向上を図るため、研修・会合の開催や専門職員の派遣等を実施している
- (地域における子供・若者支援に当たる人材養成)
ひきこもりなど困難な状態にある子供・若者の支援に当たる者に対し、業務経験に応じた研修(アウトリーチ研修、相談業務研修)を実施している。
- (子供・若者育成支援のための地域連携推進)
子供・若者育成支援のための地域づくりをリードする、多様な市民の関係者(青年を含む)に対する研修(中央研修大会、青年リーダー研修)を実施している。

イ) 課題

- (子供・若者支援体制の整備推進)
子供・若者育成支援推進大綱(令和3年4月)(以下「大綱」という。)においては、協議会及びセンターの地方公共団体における整備の加速等を求めている。
- (地域における子供・若者支援に当たる人材養成)
孤独・孤立問題への理解と対応など、アウトリーチに関連する最新の知識・技法や指導・マネジメント手法についても学ぶものへと研修内容の改善を図るとともに、研修参加者どうしとの関係性を深め、全国レベルでの共助体制を構築する必要がある。
- (子供・若者育成支援のための地域連携推進)
大綱においては、地域におけるつながりの希薄化、地域活動の担い手の高齢化・固定化等を指摘し、地域の身近な大人や当事者たる子供・若者を含めた多様な担い手の養成・確保を求めている。

ウ) 目標

- (子供・若者支援体制の整備推進)
長期では、「アドバイザー」による助言、講師派遣、会合、研修の実施等により支援した地方公共団体の数とし、「令和5年度までに、全ての都道府県内に協議会又はセンターが2以上設置されること等により、“どこにも助けられる人がいない”“どこにも相談できる人がいない”とする子供・若者の割合が減少すること」に取り組む。
- 短期では、「アドバイザー」による助言、講師派遣、会合、研修の実施等により支援した地方公共団体の数とし、「地方公共団体による協議会又はセンターの設置」に取り組む。

(地域における子供・若者支援に当たる人材養成、子供・若者育成支援のための地域連携推進)

長期では、「研修の参加者数及び参加者の満足度」とし、「専門的な支援人材及び地域における身近な支援人材の養成・資質向上」が進むこと等により、“どこにも助けられる人がいない”“どこにも相談できる人がいない”とする子供・若者の割合が減少すること」に取り組む。一方、短期では、「研修の参加者数及び参加者の満足度」とし、「専門的な支援人材及び地域における身近な支援人材の養成・資質向上」に取り組む。

※“どこにも助けられる人がいない”“どこにも相談できる人がいない”とする子供・若者の割合は令和4年度より3年ごとに実施予定の「子供・若者総合調査」により把握する。

エ) 対策

- (子供・若者支援体制の整備推進)
協議会、センターごとの支援事業を一本化し、内容を整理・合理化の上、協議会、センターの設置促進等に向け、アドバイザーによる助言、講師派遣、会合、研修等を実施する。
- (地域における子供・若者支援に当たる人材養成)
実践的かつ最新の知見に基づく研修を通じ、困難を有する子供・若者の支援に当たる人材の養成及び資質向上を図るとともに、全国各地の支援人材どうしの共助体制の構築を図る。
- (子供・若者育成支援のための地域連携推進)
子供・若者の居場所づくりなど、子供・若者育成支援のための地域づくりをリードする多様な市民の関係者(青年を含む)に対し、子供・若者に係る諸問題への対応能力の向上を図るとともに、家庭、学校、地域が一体となった子供・若者育成支援施策の推進を図るため、研修を実施する。

- (3) 見守り・交流の場や居場所づくりを確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
- ②アウトリーチ型支援体制の構築
- ④地域における包括的支援体制の推進

地域包括支援センターの運営【厚生労働省】

ア)現状

全国で5,270箇所設置されている地域包括支援センターにおいて、介護事業者やボランティア団体、社会福祉協議会、民生委員等のネットワークを構築し、高齢者の孤立防止を含む支援ニーズの早期の把握と必要な支援へのつなぎを行っている。また、総合相談支援等を実施し、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行っている。

イ)課題

高齢者人口の伸び率や高齢者の実情は地域によって様々であり、地域ごとの工夫が必要になってきている。また、高齢化の進展とともに複合化・複雑化した課題を抱える高齢者が増加する中、ニーズを把握し適切に支援・対応する必要がある。

ウ)目標

長期的には、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目指す。そのために、短期目標としては、相談窓口の周知を推進するとともに地域包括支援センターの総合相談件数のモニタリングを実施する。

エ)対策

住民の各種相談を幅広く受け付けて、制度横断的に支援する総合相談支援等を実施し、住民の健康の保持及び生活の安定のためにアウトリーチによる実態把握等を含めた必要な援助を行っている地域包括支援センターの運営費を支援していく。

- (3) 見守り・交流の場や居場所づくりを確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを推進する
- ②アウトリーチ型支援体制の構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進【厚生労働省】

ア)現状

精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療・障害福祉・介護・住まい、社会参加(就労など)、地域の助け合い、普及啓発(教育など)が包括的に確保され、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指している。

イ)課題

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に際しては、精神障害を有する方等の日常生活圏域を基本とし、市町村などの基礎自治体を基盤として進める必要がある。また、障害保健福祉圏域等の単位で精神保健医療福祉に関する重層的な連携による支援体制を構築することが重要である。

ウ)目標

精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、重層的な連携による支援体制を構築するため、第6期障害福祉計画に基づき、令和5年度に精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数を316日以上とすることを目指す。

エ)対策

本事業を実施する圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村における障害保健福祉の担当部署、保健所、都道府県における精神科医療及び障害保健福祉の担当部署等の関係者間の顔の見える関係を構築し、地域の課題を共有化した上で、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に資する取組を推進する。

- (3) 見守り・交流の場や居場所づくりを確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
- ②アアウトリーチ型支援体制の構築

地域おこし協力隊の強化【総務省】

ア)現状

「地域おこし協力隊」は、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し生活の拠点を移した者が、概ね1～3年の期間で地方自治体から委嘱を受け、様々な地域協力活動を行い、併せてその地域への定住・定着を図る制度である。隊員の活動経費として1人あたり470万円を上限に特別交付税措置を講じている。地域コミュニティ活動の実施等地域住民の生活支援に従事している隊員もおり、地域のつながりづくりに貢献している。

平成21年度に制度を創設し、隊員数は当初の全国89人から年々増加し、直近の令和2年度は5,560人、受入団体数は1,065団体となっている。

イ)課題

政府として、令和6年度に地域おこし協力隊の隊員数を8,000人に増やす目標を掲げているところ、ここ数年の隊員数は5,500人程度で横ばいどなっており、コロナ禍において地方回帰の機運が高まっていることも踏まえ、「応募者数の増加」、「隊員募集数の増加」、「マッチングの向上」といった隊員数の増加に向けた取組を進めることが重要である。

ウ)目標

地域おこし協力隊の隊員数は、令和2年度は5,560人であり、令和6年度に8,000人に増やすという目標を掲げている(まち・ひと・しごと創生基本方針2021)。また、経済財政運営と改革の基本方針2021においても「地域おこし協力隊等を充実」することとしている。

エ)対策

地域おこし協力隊の更なる拡充のため、強力なPRによる隊員のなり手の掘り起こし、未導入団体や応募が集まらない団体へのフォローアップ、女性隊員の活躍促進、現役隊員・自治体職員双方へのサポートの拡充といった取組を一体として進め、地方への新たな人の流れを力強く創出する。

また、隊員の活動経費(1人あたり470万円を上限)の他、隊員の募集等に要する経費や隊員の起業・事業承継に要する経費等について地方財政措置を講じている。

- (3) 見守り・交流の場や居場所づくりを確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
- ②アアウトリーチ型支援体制の構築

関係人口の創出・拡大【総務省】

ア)現状

人口減少により人と人とのつながりが希薄化しているところに、新型コロナウイルスの感染拡大が、今までの近隣関係、地域のつながりにも大きな影響を与え、孤立・孤独問題をより深刻にさせている状況にある。「関係人口」とは、移住した「定住人口」でもなく、観光にきた「交流人口」でもない、地域と多様に、また、継続的に関わる人々を指す言葉であり、地域の新たな担い手やイノベーションのきっかけとして注目を集めている。

総務省では、「『関係人口』ポータルサイト」等を通じ、関係人口の意義や事例について情報発信するとともに、平成30年度から令和2年度までの3カ年で99団体がモデル事業を実施し、その成果検証を行ってきたところ。

イ)課題

過年度のモデル事業を通じて得られた知見をより一層全国的に広げていくため、更なる横展開を図るとともに、新たに地方財政措置を講じることにより、関係人口の創出・拡大等に向けた取組の全国各地での実装化を図る。

ウ)目標

「『関係人口』ポータルサイト」を介した地域から関係人口への情報発信等を促進するとともに、地方財政措置等を通じた関係人口の取組の実装化を図る。

エ)対策

関係人口の創出・拡大に向けた取組の成果等の横展開を図ることにより、人と人とのつながりを実感できる地域づくりを推進。

- (3) 見守り・交流の場や居場所づくりを確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
②アウトルーチ型支援体制の構築

集落ネットワーク圏の推進【総務省】

- ア) 現状
人口減少や高齢化が進み、多くの集落では空き家の増加、公共交通の利便性低下、孤独・孤立問題など様々な課題に直面している。
- イ) 課題
過疎地域等の条件不利地域においては、個々の集落では様々な課題の解決が困難なケースが増加している。
- ウ) 目標
過疎地域持続的発展支援交付金(過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業)を活用し、令和6年度末までに集落ネットワーク圏(小さな拠点)の形成数が1,800箇所となることを目指す。

- エ) 対策
基幹集落を中心に複数集落をひとつのまとまりとする「集落ネットワーク圏」(小さな拠点)において、生活支援や「なりわい」の創出等の地域課題の解決に資する取組を過疎地域持続的発展支援交付金(過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業)により支援する。
また、交付金により支援した集落ネットワーク圏のフォローアップ及び取組事例の周知を行う。

- (3) 見守り・交流の場や居場所づくりを確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
②アウトルーチ型支援体制の構築

集落支援員の活用による集落対策の推進【総務省】

- ア) 現状
人口減少や高齢化が進み、多くの集落では、空き家の増加、公共交通の利便性低下、孤独・孤立問題など、様々な課題に直面している。
令和2年度には、集落の点検や集落のあり方について話し合い等を行う集落支援員4,824人(うち専任1,746人、自治会長などの兼任3,078人)が活動を行っている。
- イ) 課題
集落支援員の活用市町村数は、全体の約3割(令和2年度368箇所)にとどまっており、また、人口減少や高齢化が進む中、集落支援員のなり手となる人材不足が課題となっている。
- ウ) 目標
令和6年度末までに集落支援員の活用市町村数が398箇所(1年あたり10箇所の増)となることを目指す。
- エ) 対策
地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、集落支援員として地方自治体からの委嘱を受け、市町村職員と連携し、集落への「目配り」として集落の巡回・状況把握、集落のあり方についての話し合い等の実施に係る経費の支援を行う。
また、集落支援員を活用した取組事例等の周知を行う。

- (3) 見守り・交流の場や居場所づくりを確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
- ②アウトルーチ型支援体制の構築

原発避難者特例法に基づく避難先での行政サービスの提供及び地方自治体が行う原発避難者特例法上の指定市町村と避難住民等との関係の維持に資する事業に対する震災復興特別交付税措置【総務省】

- ア) 現状
- 原発避難者特例法(東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理特例及び住所移転者に係る措置に関する法律。平成23年法律第47号。)に基づき、避難住民が避難先で行政サービスを受けることが可能となっている。
- また、同法における指定市町村に対し、避難住民等との関係の維持に資する事業(事業例:災害関連広報活動事業、自治会運営補助費等)に対して震災復興特別交付税措置を講じている。

- イ) 課題
- 現在も避難を余儀なくされている方々がいらつしやるため、住民票を移さないまま他地域に長期避難する場合にも、行政サービスや支援情報が確実に届くよう支援していく必要がある。

- ウ) 目標
- 避難住民の方々が避難を余儀なくされている期間については、原発避難者特例法に基づく避難先での行政サービスの提供を可能とする枠組みを維持する。
- また、同法上の指定市町村と避難住民等との関係の維持に資する事業に対する震災復興特別交付税措置については、令和3年度以降も継続する予定である。

- エ) 対策
- 避難住民の方々が避難を余儀なくされている期間については、原発避難者特例法に基づく避難先での行政サービスの提供を可能とする枠組みを維持する。
- また、同法上の指定市町村と避難住民等との関係の維持に資する事業に対する震災復興特別交付税措置を継続する。

- (3) 見守り・交流の場や居場所づくりを確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
- ②アウトルーチ型支援体制の構築

高齢者等に向けたデジタル活用支援の推進【総務省】

- ア) 現状
- デジタル社会の形成に当たり、民間企業や地方公共団体等と連携し、デジタル活用に必要な高齢者等の解消に向けて、オンラインによる行政手続やサービスの利用方法等に対する助言・相談等の対応支援を行う「講習会」を、全国において実施。令和3年度は、執行団体を通じ事業実施団体の公募を実施し、一次公募で全国展開型4団体・地域連携型21団体を採択し、二次公募で地域連携型99団体を採択。
- イ) 課題
- 行政手続のオンライン化など、社会全体のデジタル化が進められる中、デジタル技術を使いこなせる方々と、そうではない方々の「デジタル格差」の解消が課題となっている。例えば、令和3年1月の内閣府の世論調査によれば、スマートフォン等を利用できない60歳以上の高齢者の推計値は約2,000万人となっている。

- ウ) 目標
- 社会のデジタル化が急速に進む中で、各地域の実情を踏まえつつ、デジタル活用に必要な高齢者等の解消に向けて、オンラインによる行政手続やサービスの利用方法等に対する助言・相談等の対応支援を行う「講習会」の取組が行き渡るようにすることが必要である。このため、令和3年度は、全国1,800箇所での実施、40万人の参加を目指す。

- エ) 対策
- 携帯ジョップがない市区町村への講師派遣を行うことを検討するなど、令和4年度以降、高齢者がより身近な場所に参加できるよう取組の拡充を図る。他府省・地方公共団体・教育機関・高齢者団体・商工団体・農業団体・ケーブルテレビ・NPO法人等と連携し、国民運動として、若い世代が高齢者に教えることや様々な地域の担い手による幅広い取組を積極的に促していく。

- (3) 見守り・交流の場や居場所づくりを確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
- ②アウトリーチ型支援体制の構築
 - ④地域における包括的支援体制の推進

自立相談支援機関における包括的な支援の強化【厚生労働省】

- ア)現状
生活や住まい等にお困りの方々の不安を受け止め、必要な支援に結びつけるため、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関(相談窓口)を全国に設置(令和3年度:1,371機関)している。
また、アウトリーチ支援を強化するため、アウトリーチ支援員を配置するための補助を行っている。
- イ)課題
新型コロナウイルス感染症による経済情勢等の変化に伴う多様な支援ニーズに対応することができるよう、自立相談支援の機能強化が必要である。

- ウ)目標
生活困窮者の年間新規相談受付件数を令和3年度までに25万人にするとともに、自立生活のためのプログラム作成件数を新規相談受付件数の50%とする。(新経済・財政再生計画改革工程表2020)

- エ)対策
自立相談支援機関の設置やアウトリーチ支援の取組を引き続き行うとともに、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金を活用し、自立相談支援員等が支援に注力できる環境整備等への支援を行い、自立相談支援の機能強化を図る。

- (3) 見守り・交流の場や居場所づくりを確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
- ②アウトリーチ型支援体制の構築

困窮者のデジタル利用の把握、支援策の検討【厚生労働省】

- ア)現状
令和2年11月に、生活困窮者の方についても携帯電話等の契約を行うことが出来るよう一定の配慮を行っている通信事業者のリストを作成し、自治体等へ情報提供を行っている。
また、令和3年度の社会福祉推進事業として行う調査の中で、生活困窮者に対する相談支援でIoTを活用しなかった理由について調べることとしており、理由の1つとして相談者のオンライン機器の保有の有無に関する調査項目を設けている。
- イ)課題
生活困窮者が通信機器を利用できないことにより、孤立することを防止する必要がある。
- ウ)目標
生活困窮者が通信機器を利用できないことにより、孤立することを防止する。
- エ)対策
令和3年度社会福祉推進事業の調査結果を踏まえ、通信機器が利用できないことで孤立することがないよう、支援策のあり方を検討していく。

- (3) 見守り・交流の場や居場所づくりを確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
- ②アウトルーチ型支援体制の構築

農福連携の推進【農林水産省】

ア)現状

農福連携は、農業と福祉が連携し、障害者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障害者の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取組であり、年々高齢化している農業現場での貴重な働き手となることや、障害者の生活の質の向上等が期待されている。

農福連携は、様々な目的の下で取組が展開されており、これらが多様な効果を発揮されることが求められるところであり、持続的に実施され地域に定着していくためには、農福連携に取り組み、農業経営が経済活動として発展していくことが重要であり、個々の取組が地域の農業、日本の農業・国土を支える力になることが期待される。

イ)課題

農福連携を全国的に広く展開し、裾野を広げていくには「知られていない」「踏み出しにくい」「広がっていない」といった課題に対し、官民挙げて取組を推進していく必要があり、高齢者、生活困窮者等の就労・社会参画支援や犯罪・非行をした者の立ち直り支援等、様々な分野にウイングを広げ、地域共生社会の実現を図ることが重要。

ウ)目標

令和元年度から令和6年度までの間に農福連携に取り組み、主体を新たに 3,000 件創出する。

エ)対策

高齢者、生活困窮者等の雇用や就労に向けた、農林水産業に関する技術習得や作業工程のマニュアル化、農林水産業用施設(農業生産施設、苗木生産施設、水産養殖施設等)及び安全・衛生面にかかる付帯施設等の整備等を支援する。

- (3) 見守り・交流の場や居場所づくりを確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
- ②アウトルーチ型支援体制の構築

災害公営住宅等におけるコミュニティの形成支援【復興庁】

ア)現状

災害公営住宅等における住民同士のコミュニティ形成や既存のコミュニティとの融合など、コミュニティづくりに資する自治体の取組を支援している。

【災害公営住宅における自治会の設立状況(令和2年2月)】

岩手県:183 団地のうち 169 団地で自治会設立(約 92%)

宮城県:295 地区のうち 290 地区で自治会設立(約 98%)

福島県:143 団地のうち 108 団地で自治会設立(約 76%)

イ)課題

復興の進展に伴い、避難生活の長期化、災害公営住宅等移転後のコミュニティ形成、被災者の心のケア、避難生活指示解除区域における生活再建等被災者をとりまく課題は多様化しており、「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針(令和3年3月9日閣議決定)に基づき、コミュニティ形成や心の復興、見守り・相談支援等の取組については引き続き対応が必要なことから、事業の進捗に応じた支援を継続する必要がある。

ウ)目標

災害公営住宅等入居可能時期から3年間を基本として、自治会の設立・運営を補助し、自立させることとし、令和4年度については、個別の事情を把握した上で、事業の進捗に応じた必要な支援を実施する。

エ)対策

引き続き、東日本大震災の被災者が入居する災害公営住宅における住民同士の交流会の開催や自治会の設立などの支援により、住民同士のコミュニティ形成を支援するとともに、地元町内会との顔合わせやイベント開催による交流支援等により、既存のコミュニティとの融合を支援するなど、地方公共団体による取組等を支援していく。

- (3) 見守り・交流の場や居場所づくりを確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
- ②アウトルーチ型支援体制の構築

被災者の生きがいづくり等に資する活動支援【復興庁】

ア)現状

被災者自身が参画し、活動する機会を創出することを通じて、他者とのつながりや、生きがいを持って生活することに資する自治体やNPO等の支援団体の活動を支援している。

イ)課題

復興の進展に伴い、避難生活の長期化、災害公営住宅等移転後のコミュニティ形成、被災者の心のケア、避難生活指示解除区域における生活再建等被災者をとりまく課題は多様化しており、「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針」（令和3年3月9日閣議決定）に基づき、コミュニティ形成や心の復興、見守り・相談支援等の取組については引き続き対応が必要なことから、事業の進捗に応じた支援を継続する必要がある。

ウ)目標

東日本大震災の被災者自身が参画し、活動する機会の創出を促すため、令和4年度については、個別の事情を把握した上で、事業の進捗に応じた必要な支援を実施する。

エ)対策

引き続き、被災者が花を植える作業を地域住民と協働で行うことによる孤立化の防止や友人づくりのための活動、ふれあい農園事業による帰町住民等の生きがい、交流づくりのための活動などの、東日本大震災の被災者自身が参画し、活動する機会の創出を通じて、他者とのつながりや、生きがいを持って生活することに資する地方公共団体やNPO等の支援団体の活動を支援していく。

- (3) 見守り・交流の場や居場所づくりを確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
- ②アウトルーチ型支援体制の構築
- ④地域における包括的支援制度の推進

高齢者や障害者や孤独・孤立した消費者等の見守り活動等の推進の充実【消費者庁】

ア)現状

消費者安全法(平成21年法律第50号)においては、高齢者、障害者、認知症等により判断力が不十分となった方等の消費者被害を防ぐため、地方公共団体及び地域の関係者が連携して見守り活動を行う「消費者安全確保地域協議会」(以下「見守りネットワーク」という。)を地方公共団体において設置できること及び民間の個人又は団体を消費生活協力員・協力団体に委嘱できることが規定されている。

見守りネットワークは、その設置に係る規定が施行された平成28年以来各地で設置が進み、見守りネットワークを設置する地方公共団体の数は、令和3年11月現在361となっている。

イ)課題

地方消費者行政強化交付金を通じて地方公共団体による高齢者、障害者、外国人等の配慮を要する消費者に対する相談・見守り体制の整備・運用等の実施支援を行うとともに、地方におけるモデル事業や働きかけ等を通じて見守りネットワークの設置や消費生活協力員・協力団体の委嘱について助言・支援を実施してきた。

孤独・孤立が社会問題化する中、消費者被害に遭いやすく、また、周りに相談ができず、被害の拡大に結び付きやすい傾向も見られる孤独・孤立した消費者に対する地域の見守りを一層強化するための支援が必要であり、加えて、見守りネットワーク等を有効に活用するための具体的手法の検討が喫緊の課題となっている。

ウ)目標

孤独・孤立した消費者等への対応に取り組む地方公共団体の取組を重点的に支援しつつ、見守りネットワークや消費生活協力員・協力団体に、地方における見守りをより強力に推進する。

見守りネットワークの設置市区町村の都道府県内人口カバー率50%以上(令和6年度まで)、地域の見守り活動に消費生活協力員・協力団体を活用する市区町村の都道府県内人口カバー率50%以上(令和6年度まで)

エ)対策

孤独・孤立した消費者等への対応について、地方消費者行政強化交付金を通じて地方公共団体の取組を重点的に支援するほか、地方におけるモデル事業の実施により、地方公共団体における事業の企画、取組を支援する。さらに、消費生活に関して関心を持つ住民又はヘルパー・民生委員等消費者被害を発見しやすい立場にある者や、地域の金融機関、コンビニ、宅配事業者等の事業者を対象とし、消費生活協力員・協力団体の養成に向けた取組を行う。

- (3) 見守り・交流の場や居場所づくりを確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
- ③ 保険者とかかりつけ医等の協働による加入者の予防健康づくりの推進等

保険者とかかりつけ医等の協働による加入者の予防健康づくりの推進【厚生労働省】

ア) 現状

特定健診の結果、受診勧奨判定とされた加入者について、医療保険者がかかりつけ医等と連携し生活習慣病の重症化予防を図る必要があるもの、現状、かかりつけ医での診療と、特定保健指導をはじめとした医療保険者の取組との間で、連携する仕組みが乏しい。社会生活面の課題が生活習慣病の治療を困難にしている場合もあるため、地域社会で行っている相談援助等も活用しながら社会生活面の課題解決に向けた取組が重要である。

そのため、医療保険者による受診勧奨を契機として、かかりつけ医等と医療保険者が協働し、加入者の健康面や社会生活面の課題について情報共有しながら、加入者の重症化予防に必要な栄養指導等の保健指導の実施や地域社会で行っている相談援助等の活用を進めることで、加入者の健康面及び社会生活面の課題を解決するための取組を推進することが重要であり、令和3年度は、全国7箇所の保険者協議会において、モデル事業を実施している。

イ) 課題

孤独・孤立対策については、いわゆる「社会的処方」(かかりつけ医等が患者の社会生活面の課題にも目を向け、地域資源と連携する取組)の活用を図っていくこととしており、令和3年度から開始したモデル事業の評価等を行い、保険者協議会等による予防健康事業等への活用に向けた課題整理等を実施する。

ウ) 目標

令和3年度から開始したモデル事業の実施結果を踏まえ、保健指導プログラム・特定健診等実施計画へ反映する。

エ) 対策

保険者による受診勧奨を契機として、かかりつけ医等と医療保険者が協働し、加入者の健康面や社会生活面の課題について情報共有しながら、加入者の重症化予防に必要な栄養指導等の保健指導の実施や地域社会で行っている相談援助等の活用を進めることで、加入者の健康面及び社会生活面の課題を解決するための取組を推進する。

- (3) 見守り・交流の場や居場所づくりを確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う

- ③ 保険者とかかりつけ医等の協働による加入者の予防健康づくりの推進等

博物館を活用した社会包摂に関する取組への支援【文部科学省】

ア) 現状

令和3年度地域と協働した博物館創造活動支援事業において、学校や社会へ行くことに困難を感じる若者たちに対して文化施設が中核となりアートを通じた居場所づくりを行う取組など、社会包摂に関する取組を行う博物館への支援を実施している。

イ) 課題

孤独・孤立を感じる若者の社会包摂や人口減少などの社会的・地域的な課題に対して、博物館はその役割を一層果たすことを期待されている。一方、博物館の財政基盤や人的基盤が弱体化し、このような新たな新たな課題に求められる課題に十分に対応できないことが指摘されており、博物館の基盤強化と意欲的な取組への支援が必要。

ウ) 目標

採択された博物館における取組を通じて、社会的・地域的課題に引き合う市民の増加。また、中長期的には、地域や他機関と連携しながら社会的・地域的課題に取り組む博物館が増加することを目標とする。(民間の主体と連携する博物館の割合: 企業等 29.9%、企業団体等 31.6%(令和元年度))

エ) 対策

これからの博物館が新たに求められる社会的・地域的な課題への対応に先制的に取り組む博物館への支援を行う。特に、社会包摂や人口減少などの政策的に重点的に取り組むべき領域における先進的な活動を支援する。また、博物館の社会的・地域的課題への対応に向けた事業実施基盤の強化や、人材・ノウハウの共有等を行う博物館の組織連携・ネットワーク形成の取組を支援する。

- (3) 見守り・交流の場や居場所づくりを確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
- ③ 保険者とかかりつけ医等の協働による加入者の予防健康づくりの推進等

「つながりの場所」としての自然公園の活用【環境省】

ア) 現状
環境省では、自然とのふれあいや地域との交流の機会を提供することで、「つながりの場所」として国立公園をはじめとする自然公園の活用を推進している。

イ) 課題
自然とのふれあいや地域と交流する「つながりの場所」として自然公園を活用し、訪問者が心身をリフレッシュする機会の提供を推進する必要がある。
また、国立公園等の魅力的なコンテンツを造成し、ウェブサイト・SNS等を活用して情報発信を充実させ、国内外の幅広い利用層の来訪促進が必要である。

ウ) 目標
2025年までに訪日外国人の国立公園利用者数を新型コロナウイルスの影響前(訪日外国人利用者数1,000万人を目標とする)に回復させるとともに、日本人の国立公園利用者数も同様に新型コロナウイルスの影響前に回復させることを目指す。

エ) 対策
利用者数の回復、質の高いツーリズムを提供するため、国立公園満喫プロジェクト推進事業等において魅力的なコンテンツを造成し、ウェブサイト・SNS等を活用した情報発信を実施しており、これらを継続的に実施するとともに、関連情報の更新やサイトの拡充等を行い、幅広い利用層に対し来訪促進を行う。

- (3) 見守り・交流の場や居場所づくりを確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
- ④ 地域における包括的支援体制の推進

地域における子どもの見守り体制の強化【厚生労働省】

ア) 現状
新型コロナウイルス感染症の影響により、子どもの見守り機会が減少し、児童虐待のリスクが高まっていることを踏まえ、見守り体制を強化するなど、子育て世帯が孤立しないよう支援することが必要である。

イ) 課題
地域に根ざした民間団体と自治体が協働し、地域における子どもの見守りを強化するため、要保護児童対策地域協議会が中核となって、民間団体等も含めた様々な地域ネットワークを総動員し、支援ニーズの高い子ども等を見守り、必要な支援につなげることができる体制の強化を推進する必要がある。

ウ) 目標
見守り活動を通じて子どもの支援を地域ぐるみで進めていくため、支援対象児童等見守り強化事業の活用を進め、以て、地域に根ざした民間団体と自治体が協働し、地域における子どもの見守り体制強化の一層の推進を図る。

エ) 対策
新型コロナウイルス感染症の影響により、子どもの見守り機会が減少し、児童虐待のリスクが高まっていることを踏まえ、見守り体制を強化するなど、子育て世帯が孤立しないよう支援することが必要である。そのため、要保護児童対策地域協議会が中核となって、民間団体等も含めた様々な地域ネットワークを総動員し、支援ニーズの高い子ども等を見守り、必要な支援につなげることができる体制の強化を推進する。支援対象児童等見守り強化事業では、子ども食堂や子どもへの宅食等を行う民間団体等と連携して、食事の提供や学習支援等を通じた子どもの状況把握を行うことにより、地域における子どもの見守り体制の強化を支援する。

- (3) 見守り・交流の場や居場所づくりを確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
- ④地域における包括的支援体制の推進

児童相談所の体制整備等による相談体制の強化【厚生労働省】

ア)現状

児童虐待防止対策体制総合強化プラン(平成30年12月児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定。以下「新プラン」という。)に基づく児童福祉司等の増員やSNSによる一元的な相談受付体制のシステム設計・開発等や未成年後見人が必要とする報酬等の全部又は一部を支援すること等により、子どもや保護者等に対する相談支援体制を強化している。

イ)課題

引き続き、児童福祉司等の適切な配置やSNSによる一元的な相談受付体制の整備、未成年後見人が必要とする報酬等の全部又は一部を支援すること等により、子どもや保護者等に対する相談支援体制を強化する必要がある。

ウ)目標

新プラン計画期間(2019年度から2022年度までの間)においては、児童福祉司の配置目標を5,260人としている。(平成30年12月18日児童虐待防止に関する関係府省庁連絡会議決定)

エ)対策

これまでの全国共通のダイヤルによる電話や対面による相談の受け付けに加え、コミュニケーション手段として普及しているSNSを活用し、全国のどの地域からであっても子どもや保護者等からの相談を一元的に受け付けた上で、相談内容を各自治体に転送し、各自治体において子どもや保護者等がSNS上で相談できるシステムの構築について、今年度システム設計・開発等を行う予定である。

また、児童相談所長が請求を行い、家庭裁判所により選任されるなどした未成年後見人が必要とする報酬等の全部又は一部を支援することで、未成年後見人の確保を図るとともに、子ども等の日常生活の支援や福祉の向上に資することを目的とする未成年後見人支援事業を引き続き実施する。

さらに、児童虐待発生時の迅速・的確な対応を確保するとともに、家庭養育の推進、市町村の相談支援体制の強化を図るため、新プランにおいて、子ども・保護者等への指導等を行う児童福祉司を2022年度までに5,260人体制とすることとしていたところ、2022年度の水準を1年前倒しし、2021年度に必要な体制を確保できるよう取り組むこととした。

- (3) 見守り・交流の場や居場所づくりを確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
- ④地域における包括的支援体制の推進

フードドライブの推進【環境省】

ア)現状

家庭で余っている食品を自治体やスーパーなどの回収拠点に持ち寄り、イベントなどで回収し、それらをフードバンクを通じてなどして、福祉施設や子ども食堂、生活困窮者等へ寄附する活動である「フードドライブ」を推進するため、フードドライブで回収された食品の運搬に物流会社等が参画する場合の課題等について検証するための実証を実施している。また、自治体等によるフードドライブの実施を支援するため、フードドライブ実施をしようとする際の手順例や課題解決策例などを整理し、フードドライブ実施の手引き(仮称)を策定すべく、検討を開始している。

イ)課題

実施したいと考えているがやり方が分からないなど、ノウハウの蓄積が十分でないことや、フードドライブの実施に係る費用(運搬費用など)負担の課題、消費者のフードドライブの認知がまだ十分に高くないことなどがフードドライブの普及の妨げとなっている。

ウ)目標

令和3年度内に自治体等に向けてフードドライブ実施の手引き(仮称)を策定するとともに、令和4年度以降、フードドライブ実施の手引き(仮称)の普及啓発や必要に応じた改良により、フードドライブを推進する。

エ)対策

フードドライブの手引き(仮称)を作成し、その普及などにより、自治体等のフードドライブの実施を支援するとともに、消費者へのフードドライブの理解促進を図る。

- (3) 見守り・交流の場や居場所づくりを確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
- ④地域における包括的支援体制の推進

中卒者や高校中退者への学習支援【文部科学省】

ア)現状

「地域における学びを通じたステップアップ支援促進事業」(「学校を核とした地域力強化プラン」事業)により、就職やキャリアアップにおいて不利な立場にある高校中退者等を対象に、高等学校卒業程度の学力を身に付けさせるための学習相談及び学習支援等を実施する地方公共団体の取組を支援している。

当該事業については、令和3年5月31日付法務省「保護観察所における修学支援パッケージの試行について(通知)」で保護観察所等に対して、同年9月21日付文部科学省、厚生労働省「中途退学者等への切れ目ない支援に係る好事例について(周知)」で教育委員会等に対して取組内容や事例等について周知を行ったところであり、地域において関係機関が広く連携し、高校中退者等の孤独・孤立の問題を抱える当事者に対し、学習相談・学習支援等を提供するとともに、居場所づくりや、人と人との「つながり」を実感できる場の確保にも資するよう取り組む。

イ)課題

現状では実施する地方公共団体が少なく、各地方公共団体等における課題として、令和3年5月に都道府県等に対して行った高校中退者等の学習相談・学習支援に関する意向調査では、予算や人員の確保が困難(42.2%)であることや、対象者の捕捉や事業実施体制構築のためのノウハウがない(34.9%)ことなどの課題が提示された。したがって、高校中退者等支援の取組に関する優良事例の横展開を行い、取組の推進・強化を図ることが必要である。

ウ)目標

短期的には当該事業を継続的にを行い、学習相談等の提供、学習支援等の実施の他、各地域の抱える課題や資源などに応じた支援体制の基盤構築を支援する。また、長期的には「地域における学びを通じたステップアップ支援促進事業」における優良事例の横展開を行い、全国的な取組の推進・強化を図っていく。

エ)対策

「地域における学びを通じたステップアップ支援促進事業」(「学校を核とした地域力強化プラン」事業)により、高校中退者等を対象に、地域資源(高校、サポスタ、ハローワーク等)を活用しながら社会的自立を目指し、高等学校卒業程度の学力を身に付けさせるための学習相談及び学習支援等を実施する地方公共団体の取組を支援していく。

- (3) 見守り・交流の場や居場所づくりを確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
- ④地域における包括的支援体制の推進

地域における効果的な熱中症予防対策の推進【環境省】

ア)現状

高齢者(中でも特に単身高齢者)は熱中症リスクが高いことから、令和3年3月25日に策定した政府の「熱中症対策行動計画」において、「高齢者等の屋内における熱中症対策の促進」を重点対象分野とし、取組を強化している。

イ)課題

令和2年の熱中症による死亡者数(推定値)は1,528人であり、平成30年以降は死亡者数年1,000人を超えている。死亡者に占める高齢者の割合は86.1%と高い傾向にあるため、引き続き、高齢者等の熱中症対策を強化する必要がある。

ウ)目標

「熱中症対策行動計画」の中期的な目標として、熱中症による死亡者数ゼロに向けて、できる限り早期に死亡者数年1,000人以下を目指し、顕著な減少傾向に転じさせることとしており、令和4年度には、熱中症対策の整理・実行を支援することを目的として「地域における熱中症対策ガイドライン(仮称)」を作成し、全国の地方自治体に周知することで、全国的な熱中症対策の底上げを図る。

エ)対策

高齢者等の熱中症弱者に対して熱中症予防のための見守り・声かけを行うことが当たり前になる地域づくりを目指し、地方公共団体における効果的な熱中症予防対策の推進に係るモデル事業(地域モデル事業)において、熱中症対策を推進する地方自治体をモデル自治体として選定し、高齢者等に対する地域における熱中症対策を支援する。

- (3) 見守り・交流の場や居場所づくりを確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
- (4) 地域における包括的支援体制の推進

ヤングケアラーの支援に関する取組【厚生労働省】

ア) 現状

ヤングケアラーは、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、本人の育ちや教育に影響があるとされ、子どもの心身の健やかな育ちのためには、関係機関・団体等がしっかりと連携し、ヤングケアラーの早期発見・支援につながる取組が求められている。

イ) 課題

ヤングケアラーの社会的認知度は低く、支援が必要な子どもがいても、子ども自身や周囲の大人が気付くことが困難。

家庭内のデリケートな問題であること、本人や家族に自覚がないといった理由から、支援が必要であっても表面化しにくい構造となっており、地域での実態を踏まえ、きめ細やかな支援を行う必要があるが、地方自治体での実態把握が不十分である。さらに、福祉、介護、医療、学校等の関係機関におけるヤングケアラーの支援に関する研修等は十分でなく、それら関係者のヤングケアラーの概念の認知度も高くない。

ヤングケアラーの心身の負担を軽減し、子どもらしい生活を送ることができるようにするためには、既存の支援サービスや支援者団体等が運営する相談窓口に適切につなげる必要があるが、ヤングケアラーに対する具体的支援策、支援につなぐための窓口が明確でない。また、子どもにとって、役所など公的機関への相談は、心理的なハードルが高く、支援者団体等を活用したピアサポート等の悩み相談を行う事業の支援やSNS等を活用したオンラインサロン等の運営・支援が必要である。

親に代わって幼いようぐたいのケア(見守りや家事、きょうだいの世話や保育園等への送迎)をするヤングケアラーに対しては、保育サービスに加え、家庭での家事や子育てを支援するサービスが必要であるが、子育て世代家庭への家事や子育てを支援するサービスが不足している。

ウ) 目標

ヤングケアラーについて、自治体による実態調査・研修、コーディネート者の配置やピアサポートなどの先進的な取組、ヤングケアラー等が在る家庭の居宅訪問による家事・育児等を支援する。また、令和4年度から令和6年度までの3年間を「集中取組期間」とし、当面、中・高校生の認知度5割を目指し、社会的認知度の向上に取り組むとともに、当事者団体や支援団体のネットワークづくりを支援する。

エ) 対策

国におけるヤングケアラーの実態把握を進めるとともに、多機関連携支援に係るマニュアルを作成し地方自治体への周知を図る。ヤングケアラーについて、自治体による実態調査・研修、コーディネート者の配置やピアサポートなどの先進的な取組、ヤングケアラー等が在る家庭の居宅訪問による家事・育児等を支援する。また、令和4年度から令和6年度ま

での3年間を「集中取組期間」とし、当面、中・高校生の認知度5割を目指し、社会的認知度の向上に取り組むとともに、当事者団体や支援団体のネットワークづくりを支援する。ヤングケアラーとその家族の将来のために、福祉、介護、医療、教育の関係機関が相互に連携し、一体となって切れ目のない支援が行われるよう、取組を進める。

- (3) 見守り・交流の場や居場所づくりを確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
④地域における包括的支援体制の推進

成年後見制度の利用促進【厚生労働省】

- ア)現状
成年後見制度利用促進基本計画(平成 29 年閣議決定)に基づき、市町村計画の策定、地域連携ネットワークの中核となる機関の整備などの取組を全国的に進めている。

- イ)課題
現行の基本計画が令和3年度までのため、令和4年度以降の国の基本計画の策定が必要である。

- ウ)目標
現行の基本計画期間(平成 29 年度～令和3年度)においては、全市町村に中核機関を整備すること等を目標としている。なお、令和4年度以降の目標については、「第二期成年後見制度利用促進基本計画に盛り込むべき事項」(令和3年 12 月成年後見制度利用促進専門家会議)において、全市町村における地域連携ネットワークづくり等を目標とすることされた。

- エ)対策
成年後見制度利用促進基本計画(平成 29 年閣議決定)に基づき、市町村計画の策定、地域連携ネットワークの中核となる機関の整備などの取組を全国的に進めていく。

- (3) 見守り・交流の場や居場所づくりを確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
④地域における包括的支援体制の推進

民生委員・児童委員活動への支援【厚生労働省】

- ア)現状
都道府県等が民生委員・児童委員に対して支弁する活動費について交付税措置しており、令和2年度に引き上げを実施している。

- イ)課題
民生委員・児童委員活動の一層の推進を図るため、活動実態に見合った支援が必要である。

- ウ)目標
民生委員・児童委員活動の実態に応じた支援を行うことで、地域福祉の推進を図る。

- エ)対策
都道府県等が民生委員・児童委員に対して支弁する活動費について、民生委員・児童委員の活動実態を踏まえて引き続き支援していくことで、地域福祉の推進のための環境整備を進めていく。

- (3) 見守り・交流の場や居場所づくりを確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
- ④ 地域における包括的支援体制の推進

社会福祉協議会への支援【厚生労働省】

- ア) 現状
各都道府県社会福祉協議会へ福祉活動指導員を、各市町村社会福祉協議会へ福祉活動指導員を設置するために必要な経費を交付税措置している。
- イ) 課題
社会福祉協議会において地域福祉の推進に向けた取組を安定的に実施できるよう、福祉活動指導員及び福祉活動専門員の人員配置や活動状況に見合った支援が必要である。
- ウ) 目標
社会福祉協議会が設置する福祉活動指導員及び福祉活動専門員について、設置実施に即した支援を行うことで、地域福祉の取組をより活性化させる。

- エ) 対策
福祉活動指導員及び福祉活動専門員の人員配置や活動状況を踏まえて、引き続き、その設置に必要な経費について支援していくことで、地域福祉の推進のための環境整備を進めていく。

- (3) 見守り・交流の場や居場所づくりを確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
- ④ 地域における包括的支援体制の推進

生活保護世帯を含む生活困窮者等の住まい対策の推進【厚生労働省】

- ア) 現状
住居を失うおそれている者に対して、住居確保給付金を支給することにより、安定した住まいの確保を推進しており、令和元年度は新規支給決定件数約 4,000 件に対し、令和2年度は約 135,000 件であった。令和3年度も毎月約 4,000 件を超える新規支給決定件数が継続している状況となっている。また、住居確保給付金を入口とした様々な住まいに関する相談が急増している。
- イ) 課題
新型コロナウイルス感染症に伴う経済情勢の変化に対応した住居を失うおそれが生じている者に対する支援の在り方や、居住に困難を抱える者に対する入居支援及び定着支援等の検討が必要である。
- ウ) 目標
生活困窮者等の安定した住まいの確保に向けて、住まい対策の一層の推進を図る。
- エ) 対策
住居を失うおそれている者に対する、住居確保給付金の支給や、住居のない生活困窮者に対する宿泊場所の提供や衣食の供与、居住に困難を抱える者に対するアパート等への入居支援や見守り等による定着支援等を行うことにより、引き続き、安定した住まいの確保を推進する。

- (3) 見守り・交流の場や居場所づくりを確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
- ④地域における包括的支援体制の推進

生活困窮者の就労準備支援【厚生労働省】

ア)現状

就労に向けた準備が必要な生活困窮者を対象に、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成から支援を行っている。

令和2年度実施自治体数 542/905(60%)

イ)課題

地方自治体間格差の是正に努め、就労準備支援事業の拡充を図る必要がある。

ウ)目標

就労準備支援事業の実施自治体数の増加を図る。

エ)対策

就労準備支援事業が未実施である自治体の課題を把握し、実施に向けてより効果的な取組を検討する。

- (3) 見守り・交流の場や居場所づくりを確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
- ④地域における包括的支援体制の推進

困難な問題を抱える女性支援【厚生労働省】

ア)現状

女性は、男性に比べ、性差に起因して社会的に様々な困難な問題に直面する場面が多く、このことよって、心身面及び社会的な面で複合的な課題を抱えることが多い。

また、女性が抱える困難な問題は、近年、複雑・多様化、かつ、複合的なものとなっており、女性を対象として専門的な支援を包括的に提供する制度について、新たな枠組みを構築していく必要がある。

イ)課題

時代とともに多様化する困難な問題を抱える女性に対し、性被害からの回復支援、自立後を見据えた支援など、相談から保護・自立支援までの専門的な支援を包括的に提供できるようにすることが必要である。

また、行政や民間団体等、多機関の連携・協働を通じて、支援が行き届きにくい者も対象とし、早期かつ、切れ目のない支援を目指す必要がある。

ウ)目標

時代とともに多様化する困難な問題を抱える女性を対象として、相談から保護・自立支援までの専門的な支援を包括的に提供できるようにする。

エ)対策

様々な困難を抱えた若年女性について、公的機関と民間団体が密接に連携し、アウトリーチから居場所の確保、公的機関や施設への「つなぎ」を含めたアプローチを実施する。

また、様々な困難な問題を抱えた女性を対象に、相談から保護、自立に至るまでの支援を適切に提供するため、試行的な取組として、婦人相談員を委嘱する市区単位で、婦人相談所等の都道府県の関係機関や、市区の関係機関、民間団体等が、支援に必要な情報や支援方針を共有し、横断的な連携・協働の下、困難な問題を抱える女性への支援を展開するためのネットワークをモデル的に構築、運営する。

そのほか、女性が抱える困難な問題において、多様化・複合化、複雑化が見られる現在の状況に対応するため、婦人相談所や婦人保護施設、婦人相談員とともに、特色や強みを活かしながら、多様な相談への対応や自立に向けた支援を担う民間団体による地域における取組を推進する。

- (3) 見守り・交流の場や居場所づくりを確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
- ④地域における包括的支援体制の推進

地方公共団体における再犯防止の取組の推進【法務省】

ア)現状

高齢、障害、生活困窮等の様々な生きづらさを抱える犯罪をした者等については、社会で孤立しやすく、その再犯を防止するためには、刑事司法手続終了後も継続する「鳥の長い」支援が重要であり、地方公共団体や民間団体や民間団体等と刑事司法関係機関の分野を越えた連携が必要とされている。

この点、平成 28 年に成立・施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」において、地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、再犯防止施策を講ずることとされているところ。

法務省においては、地域における再犯防止施策を促進するため、これまで「地域再犯防止推進モデル事業」を通じて地方公共団体における先進的な取組の創出・共有や、地方公共団体による再犯防止推進計画策定の参考となる資料の提供等の取組を進めている。

イ)課題

地方公共団体が再犯防止の取組を進めるためには、再犯防止に関する知見やノウハウを得るとともに、取組の実施に向けた体制の整備などが必要不可欠であるが、これらを独自に実施可能な団体は未だ一部に限られており、引き続き地方公共団体における取組を促進するため、そのニーズを踏まえた支援を行うことが求められている。

また、地方再犯防止推進計画の策定も徐々に進んでいるものの、その進捗管理や見直し等といったフォローアップが適切に行われる必要がある。

ウ)目標

長期的目標：地域における再犯防止の取組の定着・促進

短期的目標：地方再犯防止推進計画の策定促進(計画策定数：対前年度比1割以上増)

エ)対策

法務省において、引き続き再犯防止の先進的な取組事例の共有を図るほか、地方公共団体のニーズを収集した上で、それを踏まえた支援を充実させる等、地方公共団体における再犯防止の取組を促進。

- (3) 見守り・交流の場や居場所づくりを確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
- ④地域における包括的支援体制の推進

少年鑑別所(法務少年支援センター)による地域相談活動【法務省】

ア)現状

少年鑑別所は、「法務少年支援センター」として、全国 52 箇所において、関係機関・団体と連携を図りながら、地域における再犯・再非行の防止や、非行の未然防止、健全育成を目的に、個人や関係機関等からの依頼に応じて、カウンセリング・心理相談、発達・性格等の調査等の専門的支援を行っている。令和2(2020)年は、11,527 件の相談等に対応した。

イ)課題

問題を抱える本人やその家族等に対する相談活動・心理的援助などのうち、孤独・孤立に関する問題は、必要な支援が複数の領域にまたがったり、当事者からの援助希求が低かったりしがちであることから、適時の支援が難しい場合がある。

そこで、地域の関係機関等との連携体制の強化に加えて、利用しやすさや、周知広報のための取組の一層の積極化が課題である。

ウ)目標

今後、問題を抱える本人やその家族等、その支援を行う機関・団体等のニーズに適切に対応できるよう、協議会等を通じて地域における緊密な多機関連携を一層強化するとともに、支援を必要とする当事者等にとってより利用しやすい環境づくりと、制度の周知広報のための取組の積極化を推進する。

また、令和3年度現在 14 箇所に整備している Web 面談システムを活用し、オンラインによる相談・心理的援助を推進する。

エ)対策

悩みや問題を抱える本人やその家族等、その支援を行う機関・団体等に対して、適時に利用しやすい支援を提供するため、令和3年度現在 14 箇所に整備している Web 面談システムの活用をはじめ、より利用しやすい環境の整備と、制度の周知広報のための取組を積極化する。

- (3) 見守り・交流の場や居場所づくりを確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
- ④ 地域における包括的支援体制の推進

高齢又は障害により福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者等の地域生活への定着等の促進【厚生労働省】

ア) 現状

各都道府県が実施主体となっている地域生活定着支援センターが、高齢又は障害のある被疑者・被告人の福祉サービスの利用調整、釈放後の継続的な援助等や、帰住先がない高齢又は障害のある矯正施設入所者の退所後の帰住先の確保、福祉サービスの利用調整、退所後の継続的な援助等を行うことで、その社会復帰及び地域生活への定着を促進し、その結果として再犯を防止し、帰住先がなく、必要な福祉サービスを利用できないことなどによって孤立・孤立状態となることを防止している。

また、地域に暮らす矯正施設退所者等に対する福祉サービスの利用等に関する相談支援、支援ネットワークの構築、各種研修や普及啓発活動も行っている。

イ) 課題

高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者等の孤立・孤立の防止等のため、関係機関との連携の更なる充実強化や地域生活定着支援センターの実施体制の確保、地域生活定着支援センターによる効果的な支援等を継続的に実施することが必要である。

ウ) 目標

長期の目標として、矯正施設退所者を受け入れた施設等への助言等を行うフォローアップ業務終了事由の再犯等の者の人数を、矯正施設入所者の帰住地調整等を行うコーディネート業務により受入先に帰住した者の人数で除した、直近の2年平均の値を、令和5年度は24.2%以下とする。

短期の目標として、矯正施設退所者を受け入れた施設等への助言等を行うフォローアップ業務の終了者数を、矯正施設入所者の帰住地調整等を行うコーディネート業務により受入先に帰住した者の人数で除した、直近の3年平均の値を、令和3年度は86.4%以上とする。

エ) 対策

高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者等に対し、各都道府県が実施主体となっている地域生活定着支援センターが関係機関と連携・協働し、刑事上の手続又は保護処分による身体拘束中から釈放後まで一貫した相談支援を実施することにより、その社会復帰及び地域生活への定着を支援し、結果として再犯を防止する。

- (3) 見守り・交流の場や居場所づくりを確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
- ④ 地域における包括的支援体制の推進

孤独・孤立に起因する消費者被害の防止等のための啓発【消費者庁】

ア) 現状

コロナ禍等の影響により孤独・孤立が社会問題化しているところ、孤独・孤立した消費者は悪質な事業者のターゲットになりやすい状況にある。

イ) 課題

消費者は一般的に事業者に比べて情報量や交渉力に格差があるが、とりわけ孤独・孤立した消費者はそれが顕著であり、周りに相談しづらい状況にもあるため、一般消費者に比べて被害に遭いやすく、自らによる被害回復も困難な傾向にある。

ウ) 目標

孤独・孤立対策に取り組む NPO 等の支援団体と連携するなど、孤独・孤立した消費者が自らの消費者被害を容易に相談できる環境を整え、消費者被害の拡大防止や被害回復に向けて啓発を図るとともに、自らの消費者被害の予防や被害回復ができるよう、被害事例や支援策の周知を図る。

エ) 対策

NPO 等の支援団体と連携してオンライン相談会を実施し、孤独・孤立に起因した消費者被害の把握に努め、被害の防止・回復に向けた啓発の促進を図る。また、孤独・孤立に起因した消費者被害に関するシンポジウムを開催し、被害事例や支援策の周知を行い、NPO 等の支援団体に対しても被害防止・回復のための啓発を行う。

- (3) 見守り・交流の場や居場所づくりを確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
- (4) 地域における包括的支援体制の推進

外国人のための日本語教育の推進【文部科学省】

ア) 現状

我が国の在留外国人は令和2年末で289万人。過去30年で約3倍に増加し、日本語学習者も令和元年で約27万人である。

また、公立学校に在籍する日本語指導を必要とする児童生徒は、平成30年度に5万人を超え、当該児童生徒が母語とする言語の多様化も進行している。更に、令和元年度に文部科学省が実施した調査により、約2万人の外国人の子供が就学していない可能性がある。又は、就学状況が確認できていない状況にあることが明らかとなった。

政府としては、外国人等との共生社会の実現に向け、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」(令和3年度改訂)や円滑なコミュニケーションができる環境を整備するための「日本語教育の推進に関する法律(令和元年6月公布・施行)」、「日本語教育の推進に関する総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(令和2年6月閣議決定)」を踏まえ、日本語教育の環境整備を推進している。

加えて、学校における日本語指導が必要な児童生徒への対応として、そのような児童生徒のための特別の教育課程を制度化するとともに、日本語指導に必要な教員定数の着実な改善の実施など、公立学校において日本語指導をはじめとしたきめ細かな指導が実施されるよう、各種施策に取り組みしてきたところ。しかしながら、文部科学省の調査によると、このような児童生徒の2割程度が特別な配慮に基づく指導を受けられていないという実態も明らかになっている。

イ) 課題

新型コロナウイルス感染症の影響による入国規制等で在留外国人数の伸びは鈍化しているものの、政府の外国人労働施策や留学施策により、今後も在留外国人や日本語学習者は拡大する見込みであり、日本語教育の全国展開・学習機会の確保及び日本語教育の質を向上させるための施策が求められている。

また、学校においては、日本語指導が必要な児童生徒に対する学校における受入れ体制の充実やきめ細かな日本語指導等の充実に取り組む必要がある。

加えて、上述のように、就学実態が把握できていない外国人の子供の存在もあるところから、外国人児童生徒の就学機会の適切な確保に向けて、就学状況の把握・就学促進のための取組を充実させる必要がある。

ウ) 目標

国内に居住する外国人が円滑な社会生活を送ることができるよう、日本語教育環境を整備することにより日本語学習者を増加させることを通じ、外国人との共生社会の実現に寄与することを目標とする。

学齢の全ての外国人の子供の就学状況が把握されるとともに就学案内や就学勧奨の徹底により、公立小・中学校等への就学を希望する全ての外国人の子供が就学することができる。

全国どの地域の公立学校においても充実した日本語指導等を受けられることができる。全ての日本語指導が必要な児童生徒が希望に応じて高校・大学等に進学して適切な教育を受け、日本社会で自立して生活し、自己実現を図ることができる。

エ) 対策

外国人に対する日本語教育の推進のため、「日本語教育の推進に関する法律(令和元年6月公布・施行)」、「日本語教育の推進に関する総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(令和2年6月閣議決定)」等を踏まえ、日本語教育の全国展開の観点から、都道府県等が行う地域日本語教育の総合的な体制づくりの支援をするほか、日本語教育の質の向上を目指して、日本語教育人材の養成・研修カリキュラムの開発・実施・普及を推進していく。

加えて、公立の夜間中学や、ポランティア等により自主的に行われているいわゆる自主夜間中学についても、本国や我が国において義務教育を十分に受けられなかった外国人にとつて、日本語教育を含め、社会的・経済的自立のための知識・技能等の修得に大きな役割を果たしており、文部科学省として、地方公共団体に対し、公立夜間中学の設置等に係る支援や、自主夜間中学について地域の実情に応じた措置を促す等の対応を行う。

また、外国人児童生徒等に対する日本語指導等を充実するため、外国人児童生徒等の受入れから卒業後の進路まで一貫した支援体制の構築を図るため、各地方公共団体が行う公立学校での日本語指導の充実・支援体制の整備、キャリア支援等に係る取組を支援するための補助事業を継続し、充実する。

加えて、就学に課題を抱える外国人の子供に対し、公立学校への就学に必要な支援を学校外で実施する地方公共団体の取組を支援するための補助事業を継続し、充実する。

更に、義務教育段階においては特別の教育課程を編成して日本語の特別の指導を実施しているが、高等学校段階では同様の制度が導入されていないことから、高校段階において日本語の個別の指導を教育課程に位置付ける制度の導入を図る。

- (3) 見守り・交流の場や居場所づくりを確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
- ⑤ 関連施策の推進

良質なテレワークの導入・定着促進【厚生労働省】

ア) 現状

令和3年3月、使用者が適切に労務管理を行いながら、労働者が安心して働くことのできる形で良質なテレワークを推進し、定着させていくことができるよう、テレワーク勤務におけるコミュニケーションの円滑化やメンタルヘルズ対策と言った観点も含め、テレワークガイドライン(※)の改定を行った。

(※)テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン

イ) 課題

テレワークガイドラインを踏まえた良質なテレワークの導入・定着を図るため、ガイドラインの一層の周知を図る必要がある。

ウ) 目標

テレワークセミナーにおける労務管理の講義について、受講者にアンケート調査を実施し、その80%以上から「テレワークガイドライン」及び「情報機器作業ガイドライン」について理解することができた」旨の回答を得る。

エ) 対策

テレワークガイドラインを踏まえた適切な労務管理下における良質なテレワークの普及・導入を促進するため、引き続き、労務管理などの課題について相談できる窓口を設置するとともに、セミナーや表彰・シンポジウムの開催、ポータルサイトによるわかりやすい情報発信等を実施していく。

- (3) 見守り・交流の場や居場所づくりを確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
- ⑤ 関連施策の推進

職業訓練等の活用促進【厚生労働省】

ア) 現状

雇用保険を受給できない求職者が、月10万円の生活支援の給付金を受給しながら、無料の職業訓練を受講し、再就職や転職を目指す求職者支援制度や、主に雇用保険受給者を対象とした職業に必要な知識・技能を習得する無料の公共職業訓練によって、当該者が、無料の職業訓練を受講できる機会を提供している。

また、就労母子家庭のうち、「正規の職員・従業員」は44.2%、「パート・アルバイト等」は43.8%、就労父子家庭のうち、「正規の職員・従業員」は68.2%、「パート・アルバイト等」は6.4%となっている。(平成28年度全国ひとり親世帯等調査)また、母子家庭の母の平均収入は243万円、父子家庭の平均収入は420万円となっている。

イ) 課題

新型コロナウイルス感染症の影響による経済情勢の悪化に伴い非正規雇用労働者が減少する中、求職者支援制度や職業訓練の活用促進を図る必要がある。

また、産業構造や技術革新等の様々な変化や新型コロナウイルス感染症の影響を受け、生活に困窮する方々の就職のため、デジタル分野等の新たなスキルの習得に向けた職業訓練の強化が課題である。

さらに、ひとり親の中長期的な自立を支援していくことが必要である。

ウ) 目標

令和3年度の求職者支援訓練の受講者数について、5万人を目指す。

また、令和3年度の公共職業訓練の受講者数について、15万人を目指す。

さらに、高等職業訓練促進給付金を受給して資格を取得した者に占める就業者の割合を毎年90%以上にする。

エ) 対策

求職者支援制度の活用を促進するため、周知・広報を強化する。また、公的職業訓練においてデジタル分野等の成長分野や人手不足分野の訓練コース設定を促進する。

さらに、母子家庭の母又は父子家庭の父の就職を容易にするために必要な資格の取得を促進するため、給付金を支給する。

(3) 見守り・交流の場や居場所づくりを確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う

⑤関連施策の推進

難聴者のための補聴器等の利用による社会参加の推進

- ・補装具費支給制度【厚生労働省】
- ・補聴器販売者の技能向上研修等事業【厚生労働省】
- ・適切に補聴器を購入・利用するための注意喚起【厚生労働省、消費者庁】

ア) 現状

障害者等の失われた身体機能を補完・代替することにより、日常生活や社会参加(就学・就労など)を支援するための補装具(補聴器を含む)の購入等に係る費用(利用者負担額を除く)を支給している。また、適切な補聴器の選定や使用指導等を的確に行えるよう、補聴器販売者を対象として必要な知識及び技能を修得させるための研修を実施している。

補聴器を必要とする難聴者やその御家族等に対し、適切に補聴器を購入・利用していたため、契約に関する事項を含めた注意喚起を実施している。

イ) 課題

補聴器を必要とする障害者や難聴者等が身体に適合した補聴器を利用できるようにするため、及び消費者被害の未然防止及び拡大防止のため、引き続き、補装具費の支給、補聴器販売者への技能研修、補聴器に係る注意喚起を実施していく必要がある。

ウ) 目標

補装具費支給申請者が適切な補装具事業者の選定及び契約、身体に適合した補聴器の利用等ができるよう、市町村に協力を要請し、補装具事業者の経歴や実績などを勘案の上、情報の提供に努めていく。

補聴器購入時の注意点を広く周知することにより、消費者被害の未然防止及び拡大防止に努める。

エ) 対策

障害者等の就労場面における効率の向上を図ること及び障害児が将来、社会人として自立生活するための素地を育成助長すること等を目的として、身体機能を補完又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用される用具(補装具)の購入等に要した費用の額から利用者負担額を除いた額を支給する。

また、補聴器販売者が適切な補聴器の選定や使用指導等を的確に行えるよう、引き続き、必要な知識及び技能を修得させるための研修を実施する。

引き続き、補聴器を必要とする難聴者やその御家族等に対し、適切に補聴器を購入・利用していただくため、契約に関する事項を含めた注意喚起を実施する。

(3) 見守り・交流の場や居場所づくりを確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う

⑤関連施策の推進

障害者の日中活動支援や家族等のレスパイト機能の充実【厚生労働省】

ア) 現状

生活介護において、常時介護等の支援を要する障害者に対し、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護や、日常生活上の支援、生産活動の機会等の提供その他の必要な支援を行っている。事業所数は11,714箇所、利用者数は294,388人となっている。

短期入所において、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設等に短期間の入所を必要とする障害児者に対し、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行っている。事業所数は4,646箇所、利用者数は41,633人となっている。(令和3年5月国保連データ)

イ) 課題

地域において必要なサービス量を確保する。

ウ) 目標

自治体が定める障害福祉計画において、生活介護については、令和3年度に285,794人、令和5年度に299,212人の利用者数を見込んでいる。また、短期入所については、令和3年度に62,387人、令和5年度に69,430人の利用者数を見込んでいる。

エ) 対策

都道府県及び市町村は、障害福祉計画を定め、その中でサービスの種別ごとの必要な見込量や、サービス提供体制の確保の目標を盛り込むこととされており、生活介護及び短期入所についても、こうした仕組みにより必要なサービス量の確保に取り組んでいる。

- (3) 見守り・交流の場や居場所づくりを確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
⑤ 関連施策の推進

単身等の障害者の居宅訪問や見守り等の支援の充実【厚生労働省】

- ア) 現状
居宅において単身等で生活する障害者に対し、定期的な巡回訪問や相談対応等の必要な支援を行う「自立生活援助」や、常時の連絡体制を確保し緊急事態等に相談等の必要な支援を行う「地域定着支援」により、障害者の見守りを含めた支援を実施している。
自立生活援助については、事業所数は 260 箇所、利用者数は 1,097 人である。また、地域定着支援については、事業所数が 554 箇所、利用者数が 3,966 人となっている。(令和3年5月国保連データ)
- イ) 課題
障害者の入所施設や精神科病院等からの地域移行を推進しているところであり、一人暮らし等の障害者の地域生活の継続の支援を行う自立生活援助及び地域定着支援の整備の推進が課題である。
- ウ) 目標
自治体が定める障害福祉計画において、自立生活援助については、令和3年度に 2,582 人、令和5年度に 3,556 人の利用者数を見込んでいる。また、地域定着支援については、令和3年度に 5,806 人、令和5年度 7,488 人の利用者数を見込んでいる。
- エ) 対策
自立生活援助については、令和3年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業において、自立生活援助と居住支援法人の連携を推進するためのモデル研修を実施するとともに、自立生活援助と地域定着支援の制度の在り方について障害者が希望する地域生活の実現・継続を支援する観点から必要な検討を行っていくこととしている。

- (3) 見守り・交流の場や居場所づくりを確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
⑤ 関連施策の推進

摂食障害治療における支援体制の整備【厚生労働省】

- ア) 現状
摂食障害患者が、早期に適切な支援を受けられるよう、摂食障害治療における支援体制の在り方を提示し、摂食障害支援拠点病院間のネットワーク強化により全国で均一な摂食障害診療を行える体制を整備。
- イ) 課題
都道府県が指定する「摂食障害支援拠点病院」は、全国4箇所(宮城・千葉・静岡・福岡)にとどまっておらず、空白地帯のブロック(北海道・北陸・近畿・中国・四国・沖縄)が存在しているため、全国で均一な摂食障害の治療支援体制の整備が必要である。
- ウ) 目標
まずは、空白地帯のブロック(北海道・北陸・近畿・中国・四国・沖縄)で摂食障害支援拠点病院が指定され、最終的に各都道府県において摂食障害支援拠点病院が存在し、均一な摂食障害の治療支援が実施できるような体制の整備を目指す。
- エ) 対策
各都道府県における摂食障害支援拠点病院の整備と均一な治療を行うために、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター(全国支援センター)と密接に連携を図り、摂食障害でお悩みの本人及びその家族、医療機関職員等へ情報共有する。
厚生労働省としては、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターや都道府県に対して、摂食障害治療における支援体制の整備を目的とした補助金を交付する。

- (3) 見守り・交流の場や居場所づくりを確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
⑤関連施策の推進

休眠預金等活用制度の活用【内閣府】

ア)現状
「休眠預金等活用制度」は、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」(平成 28(2016)年成立)に基づき、10 年以上にわたり取引のない預金等を活用し、社会の諸課題の解決を図ることを目的とした民間公益活動を支援するものであり、平成 31(2019)年度より、民間公益活動を行う民間団体への助成を行っている。孤独・孤立対策についても、交流の場や居場所づくりなどに取り組む多数の民間団体に対し、本制度による助成を実施してきている。

イ)課題
本制度は、政府が休眠預金等に係る資金活用の基本的な方針等を示し、これに基づき、民間団体が、民間団体の提案する事業を公募により選定し、当該事業の支援を行うという、民間の発意を尊重する仕組みとなっている。この仕組みの下で、本制度が民間団体の行う孤独・孤立対策に係る事業に一層活用されるよう、本制度に対する民間団体の認知度を高める必要がある。

ウ)目標
本制度が、民間団体の行う孤独・孤立対策に係る事業に多数活用される。

エ)対策
孤独・孤立対策の推進に本制度を活用する旨を「休眠預金等交付金活用推進計画」に盛り込むことを検討するとともに、制度が民間団体による孤独・孤立対策に係る事業に更に活用されるよう、指定活用団体[※]が積極的な広報を行う。

※指定活用団体は、休眠預金等に係る資金に関する事業の実施主体であり、内閣総理大臣が全国に一団体に限って指定するもの。

- (3) 見守り・交流の場や居場所づくりを確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
⑤関連施策の推進

離婚及びこれに関連する制度の検討【法務省】

ア)現状
父母の離婚に伴う子の養育への深刻な影響や子の養育の在り方の多様化等の社会情勢に鑑み、子の利益の確保の観点から、離婚及びこれに関連する規定等の見直しを検討する。

イ)課題
検討課題として、父母の離婚後の子の養育の在り方、未成年養子制度の見直し、離婚に伴う財産分与・制度等が挙げられている。

ウ)目標
民事基本法制の改正

エ)対策
令和3年2月 10 日に法務大臣の諮問機関である法制審議会に諮問がされたところであり、法制審議会家族法制部会において調査審議中である。

(4) 孤独・孤立対策に取り組む NPO 等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO 等の連携を強化する

① 孤独・孤立対策に取り組む NPO 等の活動へのきめ細かな支援

労働者協同組合の設立の支援【厚生労働省】

ア) 現状

組合員が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業が行われ、組合員自らが事業に従事することを基本原理とする新たな法人組織である「労働者協同組合」について、その設立、管理、その他の必要な事項を定めた、「労働者協同組合法」(令和2年法律第78号)が、令和2年12月に議員立法として成立し、公布された。

イ) 課題

労働者協同組合法は、令和4年10月1日に施行される予定であり、円滑な法律の施行のための事業を実施する必要がある。

ウ) 目標

労働者協同組合法は、多様な就労の機会を創出することを促進するとともに、当該組織を通じて地域における多様な需要に応じた事業が行われることを促進し、もって持続可能な活力ある地域社会の実現に資することを目的としている。

エ) 対策

労働者協同組合法は、令和4年10月1日に施行される予定である。引き続き、周知広報等を行うことで、円滑な法律の施行を図る。

(4) 孤独・孤立対策に取り組む NPO 等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO 等の連携を強化する

① 孤独・孤立対策に取り組む NPO 等の活動へのきめ細かな支援

生活困窮者やひきこもり状態にある者等に対する支援活動を実施する民間団体への支援【厚生労働省】

ア) 現状

新型コロナウイルス感染症の影響による生活への不安やストレス等で自殺者数やDV相談件数が増加するなど、孤独・孤立の問題が深刻化している。

イ) 課題

孤独・孤立対策に関して、既存の制度では十分に対応ができていない部分があることから、幅広い分野に対応するために民間の力を活用する必要がある。

ウ) 目標

生活困窮者等の孤独・孤立対策に関して、NPO等が独自に行う先駆的・効果的な支援活動等に対して重点的な支援を行い、既存の制度では十分に対応ができていない部分に対し、取組の拡充を含めた効果的な課題解決を目指す。

エ) 対策

生活困窮者等の孤独・孤立対策に関するNPO等の支援活動に対して重点的な支援を行う。

(4) 孤独・孤立対策に取り組み、NPO 等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO 等の連携を強化する

① 孤独・孤立対策に取り組み、NPO 等の活動へのきめ細かな支援

孤独・孤立の問題を抱える住宅確保要配慮者に対する居住支援活動や居住環境における交流創出に対する支援【国土交通省】

ア) 現状

国土交通省では、NPO 等の居住支援法人等が実施する住宅確保要配慮者に対する入居相談や入居中の見守り等への活動支援(補助金)を実施[※]している。

※410の居住支援法人(令和3年度公募締め切り時点(5月))のうち248の居住支援法人が補助金を活用した。居住支援法人等が住まいに困難する方にシェアリング等による住宅貸与により、就労等を見据えた自立支援を行う取組において、公的賃貸住宅の空き住戸を活用している。

イ) 課題

孤独・孤立の問題を抱え支援を必要とする住宅確保要配慮者に対し、きめ細かい支援を実施するためには、入居相談窓口設置に加え、積極的に支援を行うアウトリーチ型の入居支援の促進と入居後の見守りなど、生活支援の強化が必要である。

ウ) 目標

住宅確保要配慮者が安心して暮らせるセーフティネット機能の整備を目指し、居住支援協議会を設立した市区町村の人口カバー率を令和12年度までに50%とする(住生活基本計画(全国計画)の成果指標を引用)。

また、孤独・孤立対策や要配慮者の居住の安定を確保する観点からは、住宅の確保だけでなく、入居後の見守り等の生活支援を含めた切れ目ない支援を行うことが重要であるため、このような支援活動を行う居住支援法人の指定数の増加を促進する。

エ) 対策

現在の施策について引き続き実施するとともに、孤独・孤立の問題を抱える住宅確保要配慮者に対しきめ細かな支援を行うため、居住支援法人等に対する支援を強化する。

(4) 孤独・孤立対策に取り組み、NPO 等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO 等の連携を強化する

① 孤独・孤立対策に取り組み、NPO 等の活動へのきめ細かな支援

困難や不安を抱える女性へ寄り添った相談支援等に取り組み、地方公共団体の支援【内閣府】

ア) 現状

コロナの長期化により、女性の自殺者数の増加や就業者数の減少など、その影響は女性に特に強く表れており、様々な困難や不安を抱え支援を必要とする女性や女の子が生じていることから、寄り添ったきめ細かい相談支援を充実させることが不可欠である。

このため、地域女性活躍推進交付金を拡充して、地方公共団体の取組を支援している。

イ) 課題

地方公共団体による交付金のさらなる活用に向けて、引き続き事例も含め周知を図っていく。

ウ) 目標

困難や不安を抱える女性・女の子が社会との絆・つながりを回復することができるよう、NPO 等の民間団体の知見を活用して行う、女性・女の子に寄り添った相談等の取組を充実する。

エ) 対策

様々な困難や課題を抱える女性に寄り添い、意欲と希望に応じて、就労につなげていく取組や、コロナ下で困難や不安を抱える女性・女の子が社会との絆・つながりを回復することができるよう、NPO 等の民間団体の知見を活用して行う、アウトリーチ型の支援や、SNS相談等の相談体制の充実やその一環として生理用品の提供、互いに支え合う(ピアサポーター)ことができるような居場所の提供、女性の貧困問題に係る実態把握等、関係団体と連携して地域の実情に応じて地方公共団体が行う取組を地域女性活躍推進交付金により支援する。

- (4) 孤独・孤立対策に取り組み、NPO 等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO 等の連携を強化する
- ② NPO 等との対話の推進
- ③ 連携の基盤となるプラットフォームの形成支援

孤独・孤立対策連携プラットフォーム(仮称)設立準備【内閣官房】

ア) 現状

新型コロナウイルスの影響が長期化する中、孤独・孤立の問題が顕在化し、孤独・孤立対策に資する NPO 法人等が果たしている役割は極めて大きいなか、NPO 法人等の支援機関単独ではすべての分野における相談等の対応は困難な状況にある。各分野における連携は可能な場合もあるが、分野横断的な支援を必要とする要支援者に対する連携体制は明らかでない。

イ) 課題

どの地域にどのような NPO 法人等が活動しているか十分把握されていない。
また、孤独・孤立の状態にある支援対象者へ必要な支援が届くよう、NPO 法人等の分野横断的な連携を推進する必要がある。

ウ) 目標

長期的には、孤独・孤立に悩む方々への支援が的確かつ着実に届く体制を整備する。
短期的には、孤独・孤立対策に係る活動を行う NPO 法人等の実態を把握し、連携体制の構築を支援する。

エ) 対策

官・民・NPO 等の連携の基盤となるプラットフォームの形成を支援するため、各団体との連絡調整、会議開催及びその集約などの事務局運営を行い、全国への孤独・孤立対策のネットワークの基盤整備を図る。

- (4) 孤独・孤立対策に取り組み、NPO 等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO 等の連携を強化する
- ④ 関連施策の推進

就職氷河期世代への支援【内閣官房、内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、人事院】

ア) 現状

現在主に 30 代半ばから 50 歳前後の就職氷河期世代は、本意ながら不安定な仕事に就いている方々や無業の状態にある方々が多く含まれる。新型コロナウイルス感染症の影響などにより、就職氷河期世代の方々は一層厳しい状況にあり、その中には孤独や孤立の問題を抱えた方々もおられる。こうした中、政府は、「就職氷河期世代支援プログラム」に基づき 3 年間の集中的な取組により正規雇用者数を 30 万人増やすとの目標の実現を目指し、就職氷河期世代の方々の就労や社会参加を強力に支援している。

イ) 課題

新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい雇用環境の中、政府の支援策は多くの就職氷河期世代の方々の正規雇用につながった一方で、新たに正規雇用から失業に転じる方々なども見られ、結果として 2020 年の就職氷河期世代の正規雇用者数は 2019 年から横ばいにとどまった。正規雇用者数を 30 万人増やすとの目標の実現に向けて就職氷河期世代の方々への支援に着実に取り組んでいく必要がある。

ウ) 目標

3 年間の取組により就職氷河期世代の正規雇用者数を 30 万人増やす。具体的には、本格的な支援策の実施前である 2019 年平均の同世代の正規雇用者数を基準値とし、3 年後(2022 年平均)の同世代の正規雇用者数が、当該基準値から 30 万人増加していることを目指す。

また、個別の支援策についても、「就職氷河期世代支援に関する行動計画」において、その進捗を定量的に把握できるものについては可能な限り具体的指標を設定し、進捗状況のフォローアップを行っていく。

エ) 対策

就職氷河期世代の方々の活躍の場を広げるため、きめ細かな伴走型の就職相談体制、即効性のあるリカレント教育、企業に対する助成等の就労に向けた支援や、社会との新たなつながりを作り本人に合った形で社会参加に向けた支援、交付金による就職氷河期世代の支援に取り組む地方自治体への支援等を行う。